

年表

凡例

一、本年表には、上段より年代、寝屋川市域を中心とした社会事象・歴史的事件、日本史全般にかかる一般事項を掲げた。

二、弥生時代の年代は、国立歴史民俗博物館による最新の年代測定成果が発表されている（国立歴史民俗博物館『弥生はいつから!?—年代研究の最前線—』2007年ほか）が、現在検証段階のため、従来の年代観の下に【 】で併記するにとどめた。なお、年代の数値は概数である。

一、考古学上の成果については、第一巻考古資料編Ⅰの発刊以降に判明した事柄も適宜掲載するようつとめた。

一、西暦は、五〇七年から七〇〇年までは、原則として『日本書紀』の紀年を掲げたが、紀年および記事の全てが史実と考えられるわけではない。

一、西暦の紀元前は、「前」を付して表記した。

一、月日は、算用数字で示し、閏月は○数字で示した。年月日を特定しがたい場合は、冒頭に○を付した。

一、市域を中心とした出来事については、（ ）に典拠を示し、以下のような略称を用いた。

『寝屋川市史』第一巻 一二八頁 ↓ ①128

『寝屋川市誌』1956年版 五三頁 ↓ 『市誌』一九五六年53

『寝屋川市誌』1966年版 三九頁 ↓ 『市誌』一九六六年39

『大阪朝日新聞』・『朝日新聞』 ↓ 『朝日』

一、一般事項については、歴史学研究会編『日本史年表』第四版（岩波書店、二〇〇一年）などを参照した。

西暦	和暦	市域関連事項	一般事項
前二・三万年	旧石器時代（後期）	○市域東部・東北部の丘陵で市域最古の人類が生活していた（①28） 32	○最終氷期最寒冷期。本州・四国・九州は陸続きとなる
前二・一万八千年	縄文時代（草創期）	○小路付近で石器の槍（尖頭器）を使用して狩猟をおこなう（讚良郡条里遺跡）	○槍・弓矢が製作・使用される
前一万三千年	縄文時代（早期）	○小路付近で市域最古の土器が使用される（讚良郡条里遺跡）	○初めて土器が使用され、煮炊きが可能となる
前一万二千年	縄文時代（前期）		○海水面が上昇し、日本列島が大陸から離れて島国となる
前六千年	縄文時代（中期）	○後期 讚良川付近（讚良川遺跡）で狩猟・採集の生活が行われ、東北・北陸・関東の各地方との交流もあった（①52～98） ○後期 讚良川付近（讚良川遺跡）では、クリや貝類を採集して食糧とする（①52～98）	○縄文海進がもっとも顕著となる。海が入り込み、河内湾となる。気温は現在よりも約五度高かった。
前五千五百年			○河内湾が縮小し、淡水と海水がまじった河内潟となる
前五千三百年			
前五千年			

前四千年	縄文時代 (後期)		
前三千年	縄文時代 (晩期)	○木田付近（長保寺遺跡）の土器に杵の痕跡がつく（①39～40）	○製塩土器が使われ始める
前二千～ 二千八百年			○小海退があり、水域は淡水化し、河内湖となる
前三百年	弥生時代 (前期)	○～中期 河内湖畔（高宮八丁遺跡）で稲作や狩猟を行う集落があった（①105～229） ○河内湖畔のムラ（高宮八丁遺跡）ではドングリを水にさらしていた（①105～107）	○水田稲作が開始される
前二百年 〔前百五十年〕	弥生時代 (中期)	○太秦の標高四〇～五〇メートルの丘陵上に集落が営まれる（太秦遺跡）（①233～257）。この頃、高宮の河内湖畔の集落（高宮八丁遺跡）はなくなる（①229）	
五十年頃	弥生時代 (後期)		○近畿地方で鉄器が使われ始める
五七		○高宮・小路付近にムラがあり、前方後方形の方形周溝墓を作っていた（高宮遺跡・讃良郡条里遺跡）	後漢の光武帝から九州北部の奴国に金印が下賜される

三世紀後半	古墳時代 (前期)	○石津付近のムラ（楠遺跡）で青銅器の製作が行われる	○倭国大いに乱れる。卑弥呼が女王となる
四世紀末	古墳時代 (中期)	○太秦丘陵上に古墳がたくさん造られる（太秦古墳群） ○太秦に円墳が築造され墳丘上に多数の埴輪が作られる（太秦高塚古墳） ○高宮付近（法復寺遺跡）に朝鮮半島の伽耶から土器がもたらされる（①529～530） ○後期 石津付近のムラ（楠遺跡）で渡来系の土器が使用された 秦人に茨田堤・茨田三宅を造営させる（③14） 10月 茨田堤を築く。茨田連杉子、河神への人身御供とされるが、機知により逃れる。その堤を杉子断間という（③15） 9月 初めて茨田屯倉を設け、春米部を定める（③16） 9月 河内飼部、天皇の狩猟に随行したという（③17） 分散した秦の民を秦造に統合し、秦酒公に賜る（③18）	○倭王讃、宋に遣使
六世紀初	古墳時代 (後期)	○木田付近（長保寺遺跡）に馬飼集団がいた可能性がある	○「癸未」年銘の隅田八幡宮人物画像鏡 ○「辛亥」年銘の稻荷山古墳出土鉄剣
五〇七	継体元	1・6 河内馬飼首荒籠が男大迹王（継体）に使を送り、即位を勧める大臣・大連の意向を伝える（③21）	磐井の乱
五二七	継体二一	9月 近江毛野、任那からの召還命令に対し、従者・河内母樹馬飼首御狩を代理として弁明（③22）	
五三〇	継体二四		

五三六	宣化元	5月	筑紫での賓客を饗するため、茨田屯倉の穀を運ぶ(③17)	仏教公伝
五三八	宣化三	7月	安羅の日本府の上級官人河内直某、新羅に内通したとして百済が抗議(③23)	
五四一	欽明二	7月	これ以前工匠河内馬飼首押勝、穴門館(後の長門館)を改修(③21)	
五六一	欽明二二	7月	新羅の使者、帰国せず倭国に留まり、河内国更荒郡鷗鷺野邑の新羅人の祖となる(③25)	
五六二	欽明二三	〇用明天皇第四皇子は茨田皇子(③27)		厩戸皇子(聖德太子)、摂政となる
五六六	用明元	〇木田付近(長保寺遺跡)に集落が営まれ、井戸枠に古代船の部材や木製扉が転用されていた(①412②519)		
五九三	推古元	〇寝屋に横穴式石室をもつ古墳が造られる(寝屋古墳①406②409・奥山1号墳)		
六〇四	推古一二	茨田堤・茨田寺などの名が見える(③32)		十七条憲法を制定
六〇七	推古一五	7月	茨田池の虫・魚が死に、水が腐る異変(②10月)(③27)	小野妹子を遣隋使として派遣
六一九	推古二七			
六四三	皇極二			6・12 中大兄皇子・中臣鎌子ら、蘇我入鹿殺害。
六四五	大化元			12・9 難波宮遷都
六四六	大化二	〇打上に横口式石槨をもつ古墳が造られる(石宝殿古墳)(①531②534)		1・1 大化改新の詔
		〇高宮の丘陵に豪族の屋敷が造られる(高宮遺跡)		
		〇長栄寺町付近で火葬墓が作られる(長栄寺町の茨田親王塚と伝えられる場所から凝灰岩製蔵骨器が出土)(①582②583)		

七二	和銅五	〇明和・高倉付近（三味頭遺跡）に讃良寺に関連する集落が営まれる（①633）6336	
七三	和銅三	〇高宮に伽藍を備えた寺院が建立される（高宮廃寺跡）（①618）628	
七四	和銅二	〇高宮の寺院に隣接して神社があった（高宮遺跡）（①601）617	
七五	和銅一		
七六	慶雲三		
七七	慶雲元		
七八	和銅元	2・16 河内国など飢饉のため、食料・衣料を支給（4・29も）（③39）	
七九	和銅二	10・12 摂津国造從七位上凡河内忌寸石麻呂などに位一階を進む（③39）	
八〇	和銅三	8・2 河内鑄銭司に属する官人の給与と勤務評定法を定める（③41）	
八一	天智六		3・19 近江大津宮遷都
八二	天智七		2月 庚午年籍を作成
八三	天智九		6月 壬申の乱。この年飛鳥浄御原宮遷都
八四	天武元		
八五	天武二〇	4・12 川内直昇ら一四人に連の姓を賜う（③24）	
八六	天武二二	9・23 凡河内直・川内漢直・川内馬飼造など三八氏に連の姓を賜う（③30）	
八七	天武二三	10・5 婆羅羅馬飼造・菟野馬飼造など一四氏に連の姓を賜う（③30）	
八八	朱鳥元	12・2 茨田連・三宅連・氷連・春米連など五〇氏に宿祢の姓を賜う（③31）	10・1 八種の姓を制定
八九	持統三	9・29 河内馬飼部造、天武天皇の殯宮に馬飼部の伴造として誅（しのびごと）する（③33）	
九〇	持統四		6・29 浄御原令を施行
九一	持統八	6・8 河内国更荒郡、祥瑞である白山鶏を朝廷に献上する。（③33）	9・1 庚寅年籍を作成
九二	文武二	8・1 茨田足嶋に連の姓を賜う（③35）	12・6 藤原京に遷都
九三	大宝元		
九四	慶雲元		8・3 大宝令制定
九五	慶雲三		4・9 諸国の印を鑄造する
九六	和銅元		
九七	和銅二		8・10 和同開珎（銅錢）を発行する
九八	和銅三		3・10 平城京に遷都する
九九	和銅五		1・28 古事記を撰上する。

七四四	天平二六			
七四五	天平二七	1・7 茨田宿称弓束に外従五位下を賜う(③47)	2・12 馬飼・雑戸の姓を改めて平民と同じくする	
七四七	天平一九	4・24 正六位上茨田宿称枚麻呂等に外従五位下を授ける(③48)	5月 平城京に戻る	
七四七	天平一九	2・11 河内国更浦郡に法隆寺領の水田四〇町、莊倉一カ所(③50)		
七四七	天平一九	2・22 河内・摂津等十五カ国に食料・衣料を支給(③52)		
七四八	天平二〇	7・30 河内・出雲両国に食料・衣料を支給(③52)		
七四九	天平勝宝元	8・10 外従五位下茨田宿称枚麻呂を美作守に任ず(③49)		
		10月 孝謙天皇、河内国大県郡智識寺に行幸。河内国志紀・大縣・安宿郡の出挙は元利免除、市域を含む他郡は利稲を免除。河内国の僧尼等に施・綿を賜る。		
		11・3 大宅朝臣可是麻呂、茨田連挨智麻呂の戸口と茨田連挨小墨の戸口を含む奴婢六十一人を東大寺に寄進(③54)		
七五〇	天平勝宝二	○太秦の熟田神社付近に寺院が建立される(太秦廃寺跡)(①587・588)		
七五一	天平勝宝三	5・24 茨田堤がたびたび決壊する(③56)		
七五二	天平勝宝四	○茨田大夫(枚万呂)宅に薬師経・心経が所蔵(③49)	4・9 東大寺大仏開眼供養	
七五三	天平勝宝八			
七五七	天平勝宝九	3月 孝謙天皇、河内・摂津国に行幸。今年の田租を免除(③56)	7・4 橘奈良麻呂の変	
七五八	天平宝字二		1・5 問民苦使設置	
七五九	天平宝字三	5・17 河内介に当麻広名、備中介に茨田宿称牧野を任命(③58)		
七六三	天平宝字七	5・16 河内国、飢饉のため食料・衣料を支給(③60)		
七六四	天平宝字八			
七六五	天平神護元	○河内国歴名本簡。茨田、秦など河内国出身とみられる下級官人の名が記載(③58)	9月 惠美押勝の乱	

七六六	天平神護二	6・11	河内国、飢饉のため食料・衣料を支給(③60)	10・20	道鏡に法王の位を授ける
七六八	神護景雲二	この年西大寺に献入された莊家・葦原の中に河内国更占郡の地あり(③36)			
七六九	神護景雲三	10・30	河内国を河内職に改める(③61)		
七七〇	神護景雲四	8・22	延べ三万人の労働力で、志紀・淡川・茨田堤を修理(③63)。	8・21	道鏡を下野薬師寺に追放
		8・26	河内職を河内国に戻す(③61)。		
		8・29	河内国の川辺杖代・勝麻呂ら、天平十二年より飼馬に編戸されていたが、訴訟の結果、飼馬之帳より除かれる(③63)。		
		この年高宮神に神封一戸を充てて(③62)			
七七二	宝龜二	2・13	光仁天皇、交野に行幸(③64)		
七七三	宝龜三	8月	河内国で茨田堤六カ所などが決壊(③64)		
七七四	宝龜五	5・4	河内国飢饉、食料・衣料を支給される(③64)		
七七五	宝龜六	9・15	河内国、白亀を献上(③34)		
七七八	延暦二	10月	桓武天皇、交野行幸し、鷹狩。交野郡の今年の租を免除し、国郡司及び行宮付近の高年ならびに諸司の陪従者に物を賜う。百済寺に近江・播磨の正税各五千束を施す。行在所に供奉する百済王らに叙位	11・11	長岡京遷都
七八四	延暦三	⑨・10	茨田郡の堤が十五カ所決壊したので、延べ六万四千人を動員して修理にあたる(③65)		
七八五	延暦四	9・10	河内国、洪水を報告。百姓が船や堤防上に避難。巡検と食料・衣料の支給を求める(③65)。		
		10・27	河内国で堤防三十カ所破壊され、延べ三〇万七千余人で修理にあたる(③65)		
七七七	延暦六	10月	桓武天皇、交野に行幸し、鷹狩。大納言藤原繼縄の別業を行宮となす。藤原繼縄、百済王らを率いて楽を奏す。百済王らに叙位。		
七八八	延暦七	3・16	和氣清麻呂の提言により、二三万人を動員して、河内・摂津両国の境に堀を掘り、河内川の水を通さんとす(③66)		
七九〇	延暦九	8・8	職田を改めて定める。大納言職田は河内国には一〇町、うち讃良郡二町・茨田郡一町が設定された(③67)		

七九一	延暦一〇	2・18	算博士職田三町のうち、河内国讃良郡に一町(368)		
七九二	延暦一一	10月	桓武天皇、交野に行幸し、鷹狩。大納言藤原繼縄の別業を行宮となす。藤原繼縄、百済王等を率いて楽を奏す。百済王らに叙位。		
七九三	延暦一二	6・14	この年、交野行幸の際に、畿内国司が物を献上することを禁止		
七九四	延暦一三	9月	軍団兵士を廃止し、健児を設ける。河内国は三〇人(370)		
七九五	延暦一四	11月	桓武天皇、交野に遊獵		
七九六	延暦一五	9月	桓武天皇、交野に遊獵。右大臣藤原繼縄、摺衣を献上。五位以上及び命婦・采女らに摺衣を賜う		
七九七	延暦一六	10月	桓武天皇、交野に遊獵		
七九八	延暦一七	3月	桓武天皇、交野に遊獵		
七九九	延暦一八	10月	桓武天皇、交野に行幸。右大臣藤原繼縄の別業を行宮とする		
八〇〇	延暦一九	6・24	網曳長一人・江長人の所管を大膳職から内膳職に変更(3144)		
八〇一	延暦二〇	2月	桓武天皇、交野に行幸		
八〇二	延暦二一	4・1	河内国飢饉のため、食料・衣料を支給(371)。		
八〇三	延暦二二	4・9	山城・河内・摂津など、溢水のため苗が腐る。巡検して正税を支給(371)		
八〇四	延暦二三	10月	桓武天皇、交野に遊獵		
八〇五	延暦二四	10月	桓武天皇、交野に遊獵		
八〇六	大同元	10月	桓武天皇、交野に行幸		
八〇七	弘仁元	12・20	交野郡の畠二町を仲野親王に賜う(371)		
八〇八		10・18	河内・摂津両国の堤の帰属を定める(372)。この年河内国洪水(385)		
八〇九		9月	葉子の変		
八一〇		7月	最澄・空海渡唐		
八一〇		11・5	勘解由使を設置 坂上田村麻呂を征夷大將軍に任命		
八一〇		10・22	平安京遷都		

八二	弘仁二	4・11	河内国の堤防修理のため、以下の三年間の特別措置を実施。(1) 税分錢三〇〇貫を出挙し、利息を堤防修繕料とする。(2) 式部省に留まつて諸司の雑役に仕出する者、本司に属せず常に郷里にある者などを河内国の雑任(交替勤務の下級官人)に任命する。(3) 公廩稲の利息を堤防修繕の入夫の食料に充てて(372)。	
八二	弘仁三	2月	嵯峨天皇、交野に遊獵。山城・摂津・河内国が物を献上。侍従以上及び国宰掾以上に衣被を賜る	
八二	弘仁三	6・26 73	左京人秋篠朝臣上子・清子、右京人秋篠朝臣宅成に御井朝臣を賜う(373)	
八二	弘仁三	7・26	山城・摂津・河内国に錢二三〇貫を賜い、出挙の利息を堤防料に充てる(373)	
八三	弘仁四	2月	嵯峨天皇交野に遊獵。山崎駅を行宮とする。駕輿丁並びに左右衛士らに綿を賜う。五位以上並び山城・河内・摂津国司に衣被を賜い、史生・郡司に綿を賜う。	
八四	弘仁五	2月	嵯峨天皇、交野に遊獵。山崎離宮で河内国および掌侍従五位下安都宿禰吉子が奉獻。四位以上に被、五位ならびに百済王に衣を賜る。山城・河内・摂津三国の守・介に叙位。四位以上に衾、侍従ならびに三国の掾以上に衣、目以下及び郡司に綿、佐為・百済寺に綿一〇〇屯を賜る。百済王に叙位 ○屯を賜る。百済王に叙位 大和・河内両国の百姓窮乏のため、出挙の未納稲一三万四千束を免除(374)	6月 茨田親王ら、新撰姓氏録を撰上
八五	弘仁六	2月	嵯峨天皇、交野に行幸。百済王らが奉獻。五位以上ならびに六位以下および百済王らに禄を賜う	7月 国司の任期を四年に改訂
八六	弘仁七	6・16 2月	河内国洪水。乏絶戸に食料・衣料を支給(380) 嵯峨天皇、交野に行幸。百済王に叙位。陪従の五位以上、山城・河内・摂津国掾以上に衣被を賜い、佐為・百済・(粟倉)の三寺に綿一〇〇屯を喜捨	

八七	弘仁八	2月	嵯峨天皇、交野に行幸。五位以上および山城・河内・摂津国の豫以上衣被を賜い、佐為・百濟・粟倉寺に綿一〇〇斤を施す
八八	弘仁九	2月	嵯峨天皇、交野に行幸。
八九	弘仁一〇	4・24	河内国飢饉のため、食料・衣料を支給(③80)
八〇	弘仁一一	10月	嵯峨天皇、交野に行幸。山城・河内・摂津の三国が奉獻する
八二	弘仁一二	2月	嵯峨天皇、交野に行幸。五位以上および山城・河内・摂津国司に衣被を賜う
		6・4	交野・丹比両郡は地味がやせて旱害を受けやすいので、口分田を易田として倍の面積を班給(③80)
		10・24	河内国水害。嵯峨天皇が視察し、被災した郡には三カ年の庸・調・雑役を免除。貧困者は去年の未納分と今年の租税を免除。山城・摂津・河内の三カ国に食料・衣料を支給(③81)
八三	弘仁一三	10月	嵯峨天皇、交野に遊獵
八五	天長二	10月	嵯峨天皇、交野に遊獵。左大臣藤原冬嗣陪從す。中納言清原夏野ならびに藏人三人を遣して供奉せしむ
八六	天長三	5・3	水旱害で疲弊した河内国では、刑罰を恐れて郡司が逃亡したので、諸司主典以上を郡司に任用した。以後はこうした河内国郡司に限り、刑罰ではなく贖罪(罰金刑)を科す(③82)。同日、河内国に対し堤防修理によつて得た開墾地には、その面積に應じて堤防修理料を負担するよう命じる(③97)
八七	天長四	3・13	河内国の荒閑地五〇町を大学寮に給う(③類聚国史)
八三	天長八	5・11	赤江御厨を廃止、純間江を定める(③180)
八三	天長九	8・20	山城・河内両国に氷室を三カ所ずつ追加く(③148)
八三	天長一〇	8・20	河内・摂津両国の堤防決壊(③83)
八六	承和三	2月	嵯峨天皇、交野に遊獵。百濟王に叙位
八七	承和四	2月	嵯峨天皇、交野に遊獵。遊獵中の上皇の意見により、百濟王に叙位

○日本靈異記成立

2・15 清原夏野、令義解を撰上

八四一	承和八	8・4	河内国司の推挙により、讃良郡大領従七位下茨田勝男泉を外従五位下に仮叙す(③84)
八四二	承和九		
八四四	承和一	2月	仁明天皇、交野に行幸。扈從する群臣侍従以上、および河内・摂津国司らに禄を賜る
八四五	承和二	2・1	讃良郡人相模権掾従六位下広江連乙枝に、父方の大枝朝臣を賜い、河内国から右京に本貫を移す(③84)
		9・19	河内・摂津両国に命じて、難波堀川の草木を刈って、石川・龍田川を通水する(③85)
八四八	嘉祥元	8・5	茨田堤決壊(③85)。
		8・8	洪水により摂津・河内国に食料・衣料を支給し、巡檢させる(③85)。
		9・19	左中弁藤原嗣宗らを派遣し、茨田堤を修理させる(③86)
八五〇	嘉祥三	12・30	河内国堤根・津嶋女神に従五位下の神階を授く(③86)
八五一	仁寿元	8・2	河内国、一本の茎に三本の穂が出る嘉稻を献上(③34)
八五二	仁寿二	3・15	河内・若狭・因幡三カ国の飢民に食料・衣料を支給(③86)
八五五	斉衡二	7月	従三位百済王勝義没(七六歳)。晩年は讃良郡の山畔に閑居し、狩獵を行っていた(③87)
八五八	天安二		
八五九	貞観元	1・27	全国の二六七社に神階を授与。河内国高宮神には従五位上の神階を授く(③88)
		7・28	二股の稲が生じた祥瑞を河内国が言上(③35)
八六二	貞観四	2・15	御稻を献上する数量と時期を改訂。以後河内国は、五月～八月分の二二五四束余を四月二十日に献上する(③88)
		3・4	摂津・河内両国が伎人堤のことで争い、衛門府官人を派遣して仲裁(③90)
		8・27	清和天皇即位。藤原良房、事実上の摂政に
		7月	伴健岑・橘逸勢の謀反発覚、配流(承和の変)

八六六	貞観八	3・14	河内国交野郡古荒田一町六段を中宮職に充てる(371)
八七〇	貞観一二	5・26	河内国飢饉に際して、国内の富豪層から稲一万三千束を借用して農民に貸し付けるよう命ずる(390)
		7・2	和気彝範を檢河内国水害堤使に任命(391)。
		7・5	菅野宗範を河内介、藤原良近を築河内国堤使長官に任命(391)。
		7・20	大僧都慧達らを河内国に派遣し、堤を築くことを視察させる(391)。
		7・22	朝使を派遣して河内国に堤を築かせる。水源の大和国の神社に奉幣して洪水なきことを祈願(392)
八七一	貞観二三	3・26	河内国の農民、去年の水旱害で失業。摂津国より正税五万束を賜う(392)
八七二	貞観二四		
八七三	貞観二五	6・22	河内国飢饉、摂津国より正税稲一万束を支給(394)
八七五	貞観二七	2・9	右中弁橋三夏を築河内国堤使長官に任命(392)
八七八	元慶二	1・27	京師及畿内諸国飢饉、河内・和泉著しい(394)
		2・28	去年の河内国旱魃のため、備前国の不動穀一万石を運び、飢民に充てる(394)
		5・4	蝦夷征討に派遣するため、右近衛将曹茨田連貞額に出羽権大目を兼任させる(395)
		6・23	河内国旱害による飢饉のため、御酒米六五石の進上を免除(394)
		8・10	山城・河内・摂津国の吹戸に口分田を班給し、鼓吹司に檢領させる(393)
八七九	元慶三	1・11	右近衛将曹兼権出羽大目茨田連貞額らの建議(396)
		7・9	開墾面積に応じた堤防修理料負担の原則(天長三・五・三)を徹底するよう命じる(397)

9・22 応天門放火の罪により伴善男らを配流(「応天門の変」)
 ○清原夏野、令集解を編む

○『儀式』成立

八八八	昌泰元	10月	宇多上皇、交野に行幸。鷹狩の競争をする	
八八七	寛平九	1・24	諸国が貢進する采女の数を定める。河内国は一人(③110)	9月
八八四	寛平六	2・17	河内国の官田一九町余を木工寮の要劇料・番上料に充てる(③105)	遣唐使廃止
八八一	元慶五	7・13	職写田なきにより、本年のみ畿内官田を充てる。河内国三六町余を左京職に、四〇町を右京職に充てる(③102)	
八八一	元慶五	11・24	官田一二三五町余を諸司の要劇料・番上料に充てる。河内国の官田は二六〇町余(③100)	
八八三	元慶七	12・22	河内国などの禁野内で百姓の草刈伐採(嘉祥3・4・23)を再度許可(③107)	
八八四	元慶八	4・17	河内国の官田一〇町余を主税寮の要劇料・番上料に充てる(③103)	
八八五	仁和元	9・7	河内国等の江長と賈戸を廃止し、代わりに遙丁各四〇人を充てる(③108)	
八八五	仁和元	10・5	河内国などに国内の春宮田の稲と地子を直接都に運ばせる(③108)	11月
八八六	仁和二	8・4	官田一二〇町余を内記・史生等の番上料に充てる。うち河内国は一五町余(③103)	藤原基経を関白となす
八八七	仁和三	12・24	官田七八町余を陰陽寮官人月料に充てる。うち河内国は二七町余(③104)	阿衡の紛議(〜6月)
八八八	仁和四	7・2	河内国司の申請により、調錢未進者の口分田を没収し、国写田とするよう命じる。畿内の他の国も同様とする(③109)	
八九一	寛平三			
八九四	寛平六			
八九七	寛平九			

八九九	昌泰二	11・11 交野・茨田・讃良郡の牧子が往来する船に掠奪などをはたらくことを禁止 (③112)	5・10 河内国、白亀を献上 (③35)	○長栄寺町付近に寺院が建立される (高柳廃寺跡) (①644、646)	○高柳付近 (高柳遺跡) に有力者の屋敷が営まれる (①647、671)	○高宮の寺院 (高宮廃寺跡) はこの時期廃絶する (①628)	○神田付近 (神田東後遺跡) に集落が営まれる (①672、693)	
九〇一	昌泰四	4・11 河内国などの申請により、国司の命に従わない諸衛府の舍人・院宮王臣家の雑色などを雑役に従事させる (③114)	12・20 御厨子所の日次御費を定める。河内国は月5回、雉・鳩・鴨・鴨・高戸 (小鴨)・小鳥・卵・鯉・鮒・鱈を貢納 (③117)	4・28 三善清行が提出した意見封事十二カ条に、茨田郡・渋川郡の大学の学生食料に充てる勸学田五五町が洪水により荒廃と記す (③118)	8・17 淀川洪水。山崎橋が二間水没 (③119)	○醍醐天皇、交野に遊猟	8・13 河内など六カ国に対し、中宮職の諸節会の御費を十荷から五荷に半減する (③139)	9・14 河内など十カ国に対し、中宮職に諸節会・句料の御費を内膳司を経ずに中宮職に進上さるよう変更 (③140)
九〇二	延喜二	この年周防国玖珂郡玖郷戸籍に茨田連子虫、茨田連稲虫売の名が見える (③115)	4・11 河内国などの申請により、国司の命に従わない諸衛府の舍人・院宮王臣家の雑色などを雑役に従事させる (③114)	12・20 御厨子所の日次御費を定める。河内国は月5回、雉・鳩・鴨・鴨・高戸 (小鴨)・小鳥・卵・鯉・鮒・鱈を貢納 (③117)	4・28 三善清行が提出した意見封事十二カ条に、茨田郡・渋川郡の大学の学生食料に充てる勸学田五五町が洪水により荒廃と記す (③118)	8・17 淀川洪水。山崎橋が二間水没 (③119)	○醍醐天皇、交野に遊猟	8・13 河内など六カ国に対し、中宮職の諸節会の御費を十荷から五荷に半減する (③139)
九〇八	延喜八	4・11 河内国などの申請により、国司の命に従わない諸衛府の舍人・院宮王臣家の雑色などを雑役に従事させる (③114)	12・20 御厨子所の日次御費を定める。河内国は月5回、雉・鳩・鴨・鴨・高戸 (小鴨)・小鳥・卵・鯉・鮒・鱈を貢納 (③117)	4・28 三善清行が提出した意見封事十二カ条に、茨田郡・渋川郡の大学の学生食料に充てる勸学田五五町が洪水により荒廃と記す (③118)	8・17 淀川洪水。山崎橋が二間水没 (③119)	○醍醐天皇、交野に遊猟	8・13 河内など六カ国に対し、中宮職の諸節会の御費を十荷から五荷に半減する (③139)	9・14 河内など十カ国に対し、中宮職に諸節会・句料の御費を内膳司を経ずに中宮職に進上さるよう変更 (③140)
九二二	延喜一一	4・11 河内国などの申請により、国司の命に従わない諸衛府の舍人・院宮王臣家の雑色などを雑役に従事させる (③114)	12・20 御厨子所の日次御費を定める。河内国は月5回、雉・鳩・鴨・鴨・高戸 (小鴨)・小鳥・卵・鯉・鮒・鱈を貢納 (③117)	4・28 三善清行が提出した意見封事十二カ条に、茨田郡・渋川郡の大学の学生食料に充てる勸学田五五町が洪水により荒廃と記す (③118)	8・17 淀川洪水。山崎橋が二間水没 (③119)	○醍醐天皇、交野に遊猟	8・13 河内など六カ国に対し、中宮職の諸節会の御費を十荷から五荷に半減する (③139)	9・14 河内など十カ国に対し、中宮職に諸節会・句料の御費を内膳司を経ずに中宮職に進上さるよう変更 (③140)
九四四	延喜一四	4・11 河内国などの申請により、国司の命に従わない諸衛府の舍人・院宮王臣家の雑色などを雑役に従事させる (③114)	12・20 御厨子所の日次御費を定める。河内国は月5回、雉・鳩・鴨・鴨・高戸 (小鴨)・小鳥・卵・鯉・鮒・鱈を貢納 (③117)	4・28 三善清行が提出した意見封事十二カ条に、茨田郡・渋川郡の大学の学生食料に充てる勸学田五五町が洪水により荒廃と記す (③118)	8・17 淀川洪水。山崎橋が二間水没 (③119)	○醍醐天皇、交野に遊猟	8・13 河内など六カ国に対し、中宮職の諸節会の御費を十荷から五荷に半減する (③139)	9・14 河内など十カ国に対し、中宮職に諸節会・句料の御費を内膳司を経ずに中宮職に進上さるよう変更 (③140)
九七八	延喜一八	4・11 河内国などの申請により、国司の命に従わない諸衛府の舍人・院宮王臣家の雑色などを雑役に従事させる (③114)	12・20 御厨子所の日次御費を定める。河内国は月5回、雉・鳩・鴨・鴨・高戸 (小鴨)・小鳥・卵・鯉・鮒・鱈を貢納 (③117)	4・28 三善清行が提出した意見封事十二カ条に、茨田郡・渋川郡の大学の学生食料に充てる勸学田五五町が洪水により荒廃と記す (③118)	8・17 淀川洪水。山崎橋が二間水没 (③119)	○醍醐天皇、交野に遊猟	8・13 河内など六カ国に対し、中宮職の諸節会の御費を十荷から五荷に半減する (③139)	9・14 河内など十カ国に対し、中宮職に諸節会・句料の御費を内膳司を経ずに中宮職に進上さるよう変更 (③140)
九三三	延長元	4・11 河内国などの申請により、国司の命に従わない諸衛府の舍人・院宮王臣家の雑色などを雑役に従事させる (③114)	12・20 御厨子所の日次御費を定める。河内国は月5回、雉・鳩・鴨・鴨・高戸 (小鴨)・小鳥・卵・鯉・鮒・鱈を貢納 (③117)	4・28 三善清行が提出した意見封事十二カ条に、茨田郡・渋川郡の大学の学生食料に充てる勸学田五五町が洪水により荒廃と記す (③118)	8・17 淀川洪水。山崎橋が二間水没 (③119)	○醍醐天皇、交野に遊猟	8・13 河内など六カ国に対し、中宮職の諸節会の御費を十荷から五荷に半減する (③139)	9・14 河内など十カ国に対し、中宮職に諸節会・句料の御費を内膳司を経ずに中宮職に進上さるよう変更 (③140)
九二七	延長五	4・11 河内国などの申請により、国司の命に従わない諸衛府の舍人・院宮王臣家の雑色などを雑役に従事させる (③114)	12・20 御厨子所の日次御費を定める。河内国は月5回、雉・鳩・鴨・鴨・高戸 (小鴨)・小鳥・卵・鯉・鮒・鱈を貢納 (③117)	4・28 三善清行が提出した意見封事十二カ条に、茨田郡・渋川郡の大学の学生食料に充てる勸学田五五町が洪水により荒廃と記す (③118)	8・17 淀川洪水。山崎橋が二間水没 (③119)	○醍醐天皇、交野に遊猟	8・13 河内など六カ国に対し、中宮職の諸節会の御費を十荷から五荷に半減する (③139)	9・14 河内など十カ国に対し、中宮職に諸節会・句料の御費を内膳司を経ずに中宮職に進上さるよう変更 (③140)
九三	承平元	4・11 河内国などの申請により、国司の命に従わない諸衛府の舍人・院宮王臣家の雑色などを雑役に従事させる (③114)	12・20 御厨子所の日次御費を定める。河内国は月5回、雉・鳩・鴨・鴨・高戸 (小鴨)・小鳥・卵・鯉・鮒・鱈を貢納 (③117)	4・28 三善清行が提出した意見封事十二カ条に、茨田郡・渋川郡の大学の学生食料に充てる勸学田五五町が洪水により荒廃と記す (③118)	8・17 淀川洪水。山崎橋が二間水没 (③119)	○醍醐天皇、交野に遊猟	8・13 河内など六カ国に対し、中宮職の諸節会の御費を十荷から五荷に半減する (③139)	9・14 河内など十カ国に対し、中宮職に諸節会・句料の御費を内膳司を経ずに中宮職に進上さるよう変更 (③140)
九三一	承平元	4・11 河内国などの申請により、国司の命に従わない諸衛府の舍人・院宮王臣家の雑色などを雑役に従事させる (③114)	12・20 御厨子所の日次御費を定める。河内国は月5回、雉・鳩・鴨・鴨・高戸 (小鴨)・小鳥・卵・鯉・鮒・鱈を貢納 (③117)	4・28 三善清行が提出した意見封事十二カ条に、茨田郡・渋川郡の大学の学生食料に充てる勸学田五五町が洪水により荒廃と記す (③118)	8・17 淀川洪水。山崎橋が二間水没 (③119)	○醍醐天皇、交野に遊猟	8・13 河内など六カ国に対し、中宮職の諸節会の御費を十荷から五荷に半減する (③139)	9・14 河内など十カ国に対し、中宮職に諸節会・句料の御費を内膳司を経ずに中宮職に進上さるよう変更 (③140)
								12・26 延喜式撰上 (施行は九六七)
				</				

九三三	承平三	11・10 河内など六カ国に対し、中宮職の諸節会の御贄を七荷半に改訂(③141)	
九三五	承平五		承平・天慶の乱(九四二)
九三八	天慶元	○『和名類聚抄』に高宮郷(讃良郡)、幡多郷・三井郷・池田郷(茨田郡)などの郷名が記載(③155)	
九五〇	天曆四	7・28 七月から十二月の春宮坊御料一四〇束を進上するよう河内国に命じる(③161)	
九六一	応和元	6・5 九条師輔、子の尋禪(飯室和尚妙香院)に、茨田・讃良両郡にまたがる野田荘などを譲与(③163)	3・26 源満仲の密告により源高明らを太宰府に左遷(安和の変)
九六九	安和二		
九七〇	天禄元	9・8 今後、宮中の春季御説経料として、河内国に油一石進上するよう命じる(③165)	
九七一	天禄二	7・19 河内国など一四カ国に春米の進上を命じる。河内国は百五十石(③166)	
九八二	天元五	この年御鷹飼事、交野検校事(③167)	
九八八	永延二		11・8 尾張国の郡司・百姓ら、国司藤原元命の非法を訴える
九九五	長徳元	10・19 茨田宿祢氏は、依然として外階氏族(③173)	
九九七	長徳三	6・11 河内国若江郡の住人茨田友成ら、前淡路掾美努兼倫の殺害を企て、訴えられる(③174)	
一〇一三	長和二	7・20 相撲節会を控え、強力の者が河内国に多いので、これを召し出す(③176)	
一〇一六	長和五	1・8 源雅孝、河内堤を修理した功績により叙位(③177)	
一〇一七	長和六		12・4 藤原道長、太政大臣に就任
一〇一九	寛仁三	8・1 相撲節会に河内国の相撲人不参のため、畿内相撲使に過状を提出させる(③177)	

二〇四	万寿元	12・9	河内国より申請の、出拳の原資となる本稲の減額について、陳定で議論(③178)	
二〇五	万寿二	7・20	右大臣藤原実資家の湖江殿司茨田為利ら、闘乱により獄に下される(③179)	
二〇六	長元七	8・12	淀川大洪水	
二〇七	保延六	○高宮の集落(高宮遺跡)で井戸に曲げ物を入れる祭祀を行った(①713~722)		
二〇八	永承六			
二〇九	永承七			
二一〇	治暦四			
二一一	治暦五			
二一二	延久元	9・5	八幡宮極楽寺領三五カ所のうち、莊園整理により一三カ所が停止。このうち、讃良郡・交野郡各一カ所を含む河内国九カ所が停止(③181)	
二一三	延久四			
二一四	永保三			
二一五	応徳三			
二一六	康和三	1・21	主水司・水様(ひのためし)として、河内国讃良北御室の水三合など、各水室の水を進上(③148)	
二一七	嘉承二	11・28	齋宮(善子内親王)帰京の際、河内国に担夫八〇人・米一一四石などを課す(③186)	
二一八	元永二	7・12	延喜五の河内国司請文に準じて、大江御厨の検注を行い、四至・供御人・在家・免田・池・川の報告を命じる(③180)	
二一九	保安元			
二二〇	康治二	8・19	これ以前歓喜光院領河内国讃良新莊の齋王帰京役は免除されている(③187)。河内国鞆呂岐莊など安樂寿院領に対して、諸役の賦課や国使の乱入を免除す(③194)	
二二一				
二二二				
二二三				
二二四				
二二五				
二二六				
二二七				
二二八				
二二九				
二三〇				
二三一				
二三二				
二三三				
二三四				
二三五				
二三六				
二三七				
二三八				
二三九				
二四〇				
二四一				
二四二				
二四三				
二四四				
二四五				
二四六				
二四七				
二四八				
二四九				
二五〇				
二五一				
二五二				
二五三				
二五四				
二五五				
二五六				
二五七				
二五八				
二五九				
二六〇				
二六一				
二六二				
二六三				
二六四				
二六五				
二六六				
二六七				
二六八				
二六九				
二七〇				
二七一				
二七二				
二七三				
二七四				
二七五				
二七六				
二七七				
二七八				
二七九				
二八〇				
二八一				
二八二				
二八三				
二八四				
二八五				
二八六				
二八七				
二八八				
二八九				
二九〇				
二九一				
二九二				
二九三				
二九四				
二九五				
二九六				
二九七				
二九八				
二九九				
三〇〇				
三〇一				
三〇二				
三〇三				
三〇四				
三〇五				
三〇六				
三〇七				
三〇八				
三〇九				
三一〇				
三一一				
三一二				
三一三				
三一四				
三一五				
三一六				
三一七				
三一八				
三一九				
三二〇				
三二一				
三二二				
三二三				
三二四				
三二五				
三二六				
三二七				
三二八				
三二九				
三三〇				
三三一				
三三二				
三三三				
三三四				
三三五				
三三六				
三三七				
三三八				
三三九				
三四〇				
三四一				
三四二				
三四三				
三四四				
三四五				
三四六				
三四七				
三四八				
三四九				
三五〇				
三五一				
三五二				
三五三				
三五四				
三五五				
三五六				
三五七				
三五八				
三五九				
三六〇				
三六一				
三六二				
三六三				
三六四				
三六五				
三六六				
三六七				
三六八				
三六九				
三七〇				
三七一				
三七二				
三七三				
三七四				
三七五				
三七六				
三七七				
三七八				
三七九				
三八〇				
三八一				
三八二				
三八三				
三八四				
三八五				
三八六				
三八七				
三八八				
三八九				
三九〇				
三九一				
三九二				
三九三				
三九四				
三九五				
三九六				
三九七				
三九八				
三九九				
四〇〇				
四〇一				
四〇二				
四〇三				
四〇四				
四〇五				
四〇六				
四〇七				
四〇八				
四〇九				
四一〇				
四一一				
四一二				
四一三				
四一四				
四一五				
四一六				
四一七				
四一八				
四一九				
四二〇				
四二一				
四二二				
四二三				
四二四				
四二五				
四二六				
四二七				
四二八				
四二九				
四三〇				
四三一				
四三二				
四三三				
四三四				
四三五				
四三六				
四三七				
四三八				
四三九				
四四〇				
四四一				
四四二				
四四三				
四四四				
四四五				
四四六				
四四七				
四四八				
四四九				
四五〇				
四五一				
四五二				
四五三				
四五四				
四五五				
四五六				
四五七				
四五八				
四五九				
四六〇				
四六一				
四六二				
四六三				
四六四				
四六五				
四六六				
四六七				
四六八				
四六九				
四七〇				
四七一				
四七二				
四七三				
四七四				
四七五				
四七六				
四七七				
四七八				
四七九				
四八〇				
四八一				
四八二				
四八三				
四八四				
四八五				
四八六				
四八七				
四八八				
四八九				
四九〇				
四九一				
四九二				
四九三				
四九四				
四九五				
四九六				
四九七				
四九八				
四九九				
五〇〇				
五〇一				
五〇二				
五〇三				
五〇四				
五〇五				
五〇六				
五〇七				
五〇八				
五〇九				
五一〇				
五一一				
五一二				
五一三				
五一四				
五一五				
五一六				
五一七				
五一八				
五一九				
五二〇				
五二一				
五二二				
五二三				
五二四				
五二五				
五二六				
五二七				
五二八				
五二九				
五三〇				
五三一				
五三二				
五三三				
五三四				
五三五				
五三六				
五三七				
五三八				
五三九				
五四〇				
五四一				
五四二				
五四三				
五四四				
五四五				
五四六				
五四七				
五四八				
五四九				
五五〇				
五五一				
五五二				
五五三				
五五四				
五五五				
五五六				
五五七				
五五八				
五五九				
五六〇				
五六一				
五六二				
五六三				
五六四				
五六五				
五六六				
五六七				
五六八				
五六九				
五七〇				
五七一				
五七二				
五七三				
五七四				
五七五				
五七六				
五七七				
五七八				
五七九				
五八〇				
五八一				
五八二				
五八三				
五八四				
五八五				
五八六				
五八七				
五八八				
五八九				
五九〇				
五九一				
五九二				
五九三				
五九四				
五九五				
五九六				
五九七				
五九八				
五九九				
六〇〇				
六〇一				
六〇二				

二四七	久安三	5・24	仁和寺の覚法法親王、高野山参籠の帰途ぬ大風に遭い、茨田真手に船を係留して避難(③197)
二五六	保元元	2・13	平清盛、書状にて星田荘は現在、福御牧には含まれないと記す(③203)
二五九	保元四	1・24	興福寺円成院領星田荘と福御牧との紛争。星田荘側は、河内守清原俊資在任中(一一三〇八)に福御牧から離れ、美福門院祈禱所として興福寺円成院に寄進されたと主張(③204)
二六一	永暦二	1月	後白河院、葛原荘・岸和田荘を新日吉社に寄進(③206)
二六二	応保二	12・23	交野の鷹飼、楠葉牧住人に乱暴されたことを訴える(③168)
二六三	長寛元	10月	摂関家領楠葉牧住人の興福寺円成院領星田荘への出作を巡り、両荘住人が紛争。星田荘側が訴え、摂関家の法廷にて勝訴(③209)
二六七	仁安二	9・1	摂関家領摂津国点野荘の預所に源行頼を任命(③212)
二八〇	治承四		
二八三	寿永二		
二八四	寿永三	4・5	源頼朝は河内走井領を含む平家没官領十七ヶ所を平頼盛に返す(③265)
二八四	元暦元	4・6	源頼朝は大和田荘を含む荘園十六ヶ所を平頼盛に知行させる(③266)
二八五	元暦二	○池大納言家沙汰の十六ヶ所に麻生大和田領がみえる(③267)	
二八五	文治元		
		11月	義経追捕の院宣を出す
		3月	平家滅亡する
		10月	源頼朝、公文所・問注所をおく
		10月	東海・東山兩道諸国の国衙領・荘園の本所還付を命じ不服ある者の処置を頼朝に任す旨を下す。
		12・28	平重衡、南都焼き打ち
		6・2	福原京遷都。
		4・9	源頼政・以仁王、平家打倒を目指し、挙兵(5・26敗死)。
		2・11	平清盛、太政大臣に就任
		7月	保元の乱
		12月	平治の乱

二二六	文治二	1・11	幕府、高瀬荘に地頭・惣追捕使をおく(③269)	5月	守護・地頭を設置 源行家が和泉国一在庁の近木郷宅で誅される
二二七	文治三	6・21 8・27 9月	源頼朝、河内など三十七ヶ国における武士の濫行を禁ずる院宣を奏請(③270) 源頼朝、河内における大江公朝の下部らの狼藉につき奏上(③272) 摂関家が楠葉牧の名主らの供御役対悍を停止し、鷹飼忠武の下知に従わせた(③274)	11月	源頼朝、上洛し権大納言・右近衛大将に任ぜられる
二九〇	建久元	4・19 10・15 276	源頼朝、院宣を受け河内などの伊勢神宮役夫工米のことを糺す(③276) 摂政九条兼実、石清水行幸用途として楠葉牧に蜀を課す(③276) 源頼朝、河内の諸荘地頭や糟屋有季の狼藉を取り締まり、山田郷地頭、大江公朝に国命に従うように命じる(③278)	7月	栄西、南宋より帰国し臨濟禪を伝える
二九一	建久二	8・3	源頼朝、河内の諸荘地頭や糟屋有季の狼藉を取り締まり、山田郷地頭、大江公朝に国命に従うように命じる(③278)	3月	後白河法皇、六六歳で亡くなる
二九二	建久三	○村上源氏中院流の所領に三箇・讃良が見える(③280)	○村上源氏中院流の所領に三箇・讃良が見える(③280)	7月	後鳥羽天皇、源頼朝を征夷大將軍に任じる
二九四	建久五	8・19	源頼朝、藤原盛高を山田荘の地頭職に任ず(③284)	3月	源頼朝、二度目の上洛を果たし東大寺再建供養会に後鳥羽天皇とともに臨席
二九五	建久六			1月	後鳥羽天皇、皇子為仁(土御門天皇、母源通親養女在子)に讓位し上皇となる
二九八	建久九				

一一九	正治元	6・10 源頼家、女房大宮局を氷野領の預所・地頭両職とする(③285)	3月 法然房源空、『選択本願念仏集』を著す
一一〇	正治二	8・4 藤原定家領讃良荘が斎宮野宮役(木柴調進)につき誼責される(③286)	1月 源頼朝、五三歳で亡くなる
一一〇一	建仁元	5・25 後鳥羽上皇の熊野御幸に讃良荘が宿役をつとめる(③287)	
一一〇三	建仁三	4月 春日若宮御供田田宮・竹原の楠葉御牧雑事が免ぜられる(③289)	
一一〇四	元久元	7月 楠葉牧の借馬・竹原両坪が春日若宮御供田に宛てらる(③290)	
		4・23 宣秋門院(九条兼実女任子)庁分御領として点野荘がみえる(③291)	
一一〇五	元久二	7・17 後鳥羽上皇の五辻殿移徙に藤原秀康供奉する(③299)	
		12・10 坊門信清の女、実清に嫁し鎌倉に下るに藤原秀康供奉す(③301)	
一一〇七	承元元	4・27 後鳥羽上皇、渚院に御幸(③305)	藤原定家ら、『新古今和歌集』を撰進
		3・30 後鳥羽上皇の高野詣よりの帰途、源仲兼の侍と藤原秀康が鬭争する(③306)	北条義時、鎌倉幕府執権(二代)となる
		4・19 後鳥羽上皇が移る白川殿新御堂障子に描かれる絵・歌の題材として名所交野も選定(③306)	専修念仏停止により法然房源空らが配流
一一〇八	承元二	9・5 後鳥羽上皇、交野御堂供養に幸す(③308)	
		9・7 貞慶が行った交野新御堂供養に際し後鳥羽院より賜った仏舍利を海住山寺に安置する旨を定める(③308)	
一一一	承元五	1・5 後鳥羽上皇の七条院御幸に河内守秀康供奉する(③309)	
一一一	建暦元	11・2 藤原秀康、大嘗会用途の成功を募ることにつき官務小槻に書を送る(③310)	
一一二	建暦二	1・26 法然の弟子西仙房は一時、讃良の長者尼入道の許に隠居する(③310)	法然房源空亡くなる
一一三	建暦三	8・8 藤原定家の姉九条尼は讃良荘を兄成家に、細河荘を定家に譲る(③314)	鴨長明『万丈記』を著す
		2月 慈鎮の道覚への讓狀に波志波荘などが見える(③314)	

二二三	建保元	4・26 秀康、法勝寺金堂・廻廊修造を賞せられる(③317) ○莊々所濟注文に頼呂岐莊が見える(③319)	
二二五	建保三	5・24 後鳥羽上皇の逆修供注文に秀康、能茂、亀菊、二位法印尊長が見える(③320)	
二二六	建保四	3・22 秀能・秀康、東寺の強盗を捕らえ賞せられる(③324) ○如願法師集(③325)	
二二八	建保六	4月 下毛野能武に交野禁野御鷹飼職が譲られる(③326) 11・26 高陽院造宮の賞で備前守藤原秀康重任(③329)	
二二〇	承久二	○左大臣藤原良輔遺領に稲富莊が見える(③327) 7・26 藤原秀康が備前守として造内裏役賦課にあたる(③329) 11・5 東宮着袴の儀に秀康が四ヶ国より弘延を調進する(③330)	
二二二	承久三	3・26 宗岡員頼、大庭莊内の畠を智陽門院に売る(③330)	5・15 後鳥羽上皇、北条義時追討の宣旨を下す(承久の乱。③6・23)
二二三	承久四	8・24 鎌倉幕府、御稲田便保に兵糧米を課することを停止する(③341) 9・26 張本藤原秀康・秀澄搜索のため六波羅軍、南都に向かう(③342) 10・6 藤原秀康・秀澄、讃良で捕らえられる(③343) 11月 小和田莊地頭が建春門院領大和田莊に濫妨する(③344) 12・22 安達景盛(法名寛智)が讃良莊の預所・地頭両職に補任される(③344)	
二二三	貞応二	2・2 大和田莊の年貢検皮のことにつき請文を出す(③345) ○大和田莊の埴・畠分草米無沙汰を禁ずる(③345)	
二二四	貞応三	3月 藏人所の検物師ら新開・高瀬など摂津・河内の諸所に交易する(③346) 1・8 関白近衛家実、方違えのため河内の頼呂岐別業に下向する(③348)	6・15 官宣旨を畿内七道へ下し、新補地頭の得方を定める
二二五	元仁二	○宣陽門院領に池田莊・富田莊がみえる(③349) 5・2 大和国の井上莊内の秀能跡につき相論がある(③353)	12・21 鎌倉幕府、評定衆をおき、鎌倉大番の制を定める

二二六	嘉禄二	3・19 井上荘の秀能跡外地頭押領を停止させる (③354)	1・27 藤原頼経を正五位下右近衛少将に任じ、征夷大將軍とする
二二七	嘉禄三	この年秀能跡十町外の井上荘に対する地頭狼藉を禁止する (③355)	
二二七	安貞元	○永久寺観音堂は秀能が建立しようとして承久の乱によって果たせず (③356)	
二二七	安貞元	8・10 交野五箇荘神人の訴訟のため放生会行れ難し (③357)	
二二七	安貞元	12月 撰閑家の散所人が掃部寮領御野で未済・狼藉するのを停止する (③358)	
二二八	安貞二	8・5 七条院領処分状に讃良郡田原荘がみえる (③360)	
二二九	安貞三	2・20 大和田荘などが嫡女安嘉門院宣旨局に譲られる (③363)	
二二九	寛喜元	6月 平光盛所領が七人の女子に分譲される。中には大和田荘あり (③364)	
二二九	寛喜元	7・18 鎌倉幕府、平光盛が子女に分譲した所領を安堵する (③366)	
二二九	寛喜元	8・26 安達景盛の申請により讃良荘が禪定御堂護摩用途料となる (③367)	
二二九	寛喜元	11・26 坊城女房により大津荘地頭職が有須河堂に寄付される (③367)	
二二九	貞永元		8月 北条泰時、御成敗式目(貞永式目)を公布
二二三	天福元	11・13 西水野荘が紙屋川顯氏の知行となる (③368)	
二二三	天福元	5月 八幡宮領における大交野荘悪党、承久の乱時の秀康徴兵などがみえる (③369)	
二三四	天福二	6・4 大庭御野の太瀬野の地が四条入道に売られる (③370)	
二三四	天福二	12・7 大庭荘内金田の地が西願に売られる (③371)	
二三四	天福二	8月 天台座主慈源所領に波志葉荘がみえる (③372)	
二三五	文暦元	12・24 大庭御野の地が源四郎に売られる (③374)	
二三五	文暦二	1・2 西園寺公経・実氏父子が新開荘に方違する (2・26も) (③375)	
二三五	文暦二	4・10 大庭字青田の畠が四条源次郎に売られる (③378)	
二三五	文暦二	2・3 大庭菅生野畠が源次郎入道に売られる (③376)	
二三五	文暦二	3月 大庭字因幡畠が四条源次郎に売られる (③377)	

二二五	嘉禎元	10・11	交野右馬允なる者、春日神人殺害の罪により南都より訴えられ、出頭拘束されるが逃走(③380)
二二四	宝治二	11・28	大庭御野内の地が四条入道に売られる(③378-379)
二四九	建長元	12・22	薪荘の石清水神人片野馬允が大住荘春日神人殺害する事件を契機に興福寺と石清水の対立激化(③381)
二五〇	建長二	12月	興福寺、石清水神人による春日社黄衣神人(大住荘)殺害事件につき岩清水八幡宮寺別当等の処罰を催促(③385)
		11・19	大庭内の鉢尻畠が源二郎入道に売られる(③387)
二三八	暦仁元	10・4	東大寺別院伴寺前別当頼暁得業、承久の張本秀康の子息をかくまい山辺荘を掠奪したとされ、これを没収される(③388)
二二九	延応元	8・29	妙法院金剛念仏三昧院領として馬伏荘が見える(③389)
二四〇	仁治元	12・26	妙法院門跡尊守法親王の所領中に今津荘が見える(③390)
二四六	寛元四	11・2	鎌倉幕府、秀康の子息をかくまった科で没収された山辺荘及び伴寺別当職等を頼暁得業に返付(③392)
二四七	宝治元	10・7	妙仏遺財をめぐり縁者鴨氏と勝尾寺との間に大庭田をめぐって相論あり(③393)
		5月	鴨氏女、大庭・大窪の畠を勝尾寺に寄進する(③402)
二四八	宝治二	6・22	鎌倉幕府、宝治合戦謀叛人の縁者につき河内守護代に方針を伝える(③403)
二四九	建長元	12月	交野禁野の御鷹飼職が下毛野武貞に譲られる(③404)
		11・17	頼呂岐莊東福寺の僧玄舜、大般若経を書写(③1108)
		7・10	勝尾寺重書目録中に大庭・大窪寄進田がみえる(③405)
		11月	九条道家、高柳荘を八条禅尼(良輔後家)に点野荘を四条院尚侍に高柳荘を一期分譲与(③407)

6月
北条時頼、三浦泰村・光村らを
減ぼす(宝治合戦)

鎌倉幕府、引付頭・引付衆を任じ、三方
引付を新設

二二五二	建長四	6・3	藤原康高、嫡男忠男に大江御尉他を譲与、またこれに氷野河がみえる(③412)	
二二三	建長五	3・3	仁和寺三位に氷野莊預所・地頭両職が譲られる(③416)	日蓮、天台寺院清澄寺で法華信仰の弘通を開始し鎌倉でも説法する
二二五四	建長六	8・19	勸修寺吉田経俊、熊野詣での天王寺宿につき、大納言入道、小高瀬莊が雑事を勤める(③416)	
二二五六	建長八	6・13	摂関家の散所雑色が掃部寮領大庭料所に押妨す(③417)	
二二五七	正嘉元	3・16	近衛家の大庭散所雑色と掃部寮頭中原師光が係争する(③417)	
二六〇	文応元	5月	河内国甲可保などのことが見える(③8月)(③418)	日蓮、『立正安国論』を著し、鎌倉幕府に上程する
二六二	弘長二	9月	摂関家渡領楠葉河北牧内名田の作人職を公事遅怠の理由により交替させる(③419)	
二六五	文永二	5・11	交野住人で石清水八幡宮神人蓮乗法師、御供田年貢未納により催促される(③420)	高麗使、元の国書を持参し大宰府にいたる
二六八	文永五			
二七一	文永八	8・1	法隆寺英隣(導御)の持斎念仏勧進に茨田郡中振郷の人々が結縁(③421)	
二二三	文永一〇	7・30	鎌倉幕府、大和田莊に対する前公文の押妨につき、六波羅にこれを糺させる(③424)	
		12・22	津田の中原宗包が尊延寺所蔵の大般若經書写の願主となる(③1109)	
二七四	文永一一			10月 モンゴル(蒙古)の兵、九州に上陸する(文永の役)
二七八	弘安元	4・21	大和田莊、久我尼御前(久我通忠後室)に譲られる(③425)	
		5・22	勝尾寺、大庭・大窪・草刈を式部公忍秀に宛行う(③426)	
二七九	弘安二			無学祖元・鏡堂覚円ら南宋より来日する

二八〇	弘安三	1・26 六波羅掃部寮領大庭御野雜掌と渋谷浄阿他との公事緩怠・年貢押領の争論につき裁定(③426)
二八一	弘安四	3・21 鎌倉幕府、新開莊・讀良莊などを金剛三昧院に安堵す(③429) 4・11 讀良郡瀧尾山において西方寺(大和郡山市)所藏の一切経が書写される(③7・29)(③1109) 6月 東北院領(撰閥家渡領)朝妻莊雜掌、三箇寺山伏の新儀非法を訴える(③432)
二八三	弘安六	5月 金剛峯寺衆徒ら、伝法院僧らによる濫妨を新開莊官らに守護させる(③433)
二八五	弘安八	10・9 安嘉門院五七日供養の用途が郡莊や小高瀬莊に課される(③435) 9・4 伏見院中務内侍(藤原経子)尼崎行きの途次、禁野・交野を通過し歌枕にちなみ歌を詠む(③436) 11・18 点野郷と某寺との境相論において点野郷民が実檢に抵抗する(③437)
二八六	弘安九	9・28 鎌倉幕府、新開莊を本主に返し粥田莊を金剛三昧院領とするよう命ず(③439)
二八七	弘安一〇	2・15 春日新權神主、灰墓莊と平岡社の相論につき廻文に署判を請う(③439)
二八八	弘安一一	1・13 尼如観、新開新莊下司職を榎尾に寄進する(③441) 4・20 如観、新開新莊の下司名田を榎尾くしやう房へ譲る(③442)
二八九	正応二	11・18 新開新莊雜掌光種、所当につき請文を出す(③443) 2・27 大和田莊などが内大臣久我通基に譲らる(③443) 7・15 石清水の菩薩戒会の頭役を定めたものの中に、交野・楠葉郷・萱島の住人の名が見える(③444) 8月 地藏堂の仏像が盗まれ、北河内の専願房に売られる(③447)

6月⑦月 モンゴル(蒙汗)の兵船大
風雨により上陸できず(弘安の役
安嘉門院邦子内親王(後堀河天皇准母)
が亡くなる

11月 内管領平頼綱、安達泰盛一族を
滅ぼす(弘安合戦又は霜月騒動)

二九〇	正応三	この年近衛家基閔白就任用途の宝帳布が池田・河北・河南などの荘に課される(③449)
二九二	正応五	1月 藤原忠茂処分状に大江御厨・氷野河などがみえる(③452)
二九三	永仁元	12・14 楠葉の室屋の若が今後麴を八幡へ売らないよう託びる(③454)
二九五	永仁三	9・15 雑物進上人名簿に佐太・高宮・大窪・茨田・交野などの名字がみえる(③454)
二九六	永仁四	9月 石清水神人奉行注文に交野御綱引神人がみえる(③456)
二九七	永仁五	5・4 禁野渚院の艘別銭が善通寺の修造料に宛てられる(③457)
		6月 石清水八幡宮善法寺尚清の処分状に大交野・高井田・山家(三箇カ)などがみえる(③457)
二九八	永仁六	8・15 鳥居光行が壺井八幡宮に讃良郡灰墓・若江北条などを寄進する(③459)
		10・17 得宗被官人、在京人の給地となっている大窪荘を有栖河清浄寿院に返付するよう命ずる(③460)
一三〇二	正安四	11・21 鎌倉幕府、六波羅に麻生大和田荘等領家職を久我前内大臣通基に安堵するよう命ずる(③462)
一三〇六	嘉元四	6・12 安樂寿院領駒呂岐荘・歆喜光院領野田・池田・金田・讃良新荘などがみえる(③462)
		○室町院所領として、高瀬・高柳・仁和寺などの荘がみえる(③468)
一三〇七	徳治二	○交野荘のことに干渉する悪党の名簿がある(③471)
		4月 杜郷の刀祢等石清水八幡境内で独専して麴を売る既得権を主張し、楠葉郷等他郷の者の麴商売停止を訴え訴訟となる(延慶2・2)(③472)
一三〇九	延慶二	6・29 鎌倉幕府、金剛三昧院領の訴えにより、大瀬惟時が安達氏田領として没収所領化していた讃良荘を替地を与えて返付させる(③477)
		○禁野関務半分を善通寺修造料に宛てられるよう武家に言上する(③477)
		3月 幕府評定、越訴・質券売買・銭貸借等につき取り決め(永仁の徳政令)
		3月 鎌倉幕府、異国警固のため鎮西探題をおき北条兼時・時家を派遣

12・15	石清水八幡宮寺檢校尚清が権別当康清分に相伝讓とした所領に大交野莊等がある。(3479)	1311	応長元	1311
3・26	西園寺実衡は新開莊に造内裏役を宛てる(3481)	1315	正和四	1315
5月	東大寺は、住吉神主国冬と河内国住人らの三ヶ津目錢押領の処罪と東大寺造營料に宛つべきを乞う(3482)	1317	文保元	1317
10・4	高山寺は新開新莊内五段に対する過料贖責停止を求める(3484)	1318	文保二	1318
12・21	幕府、讃良莊を金剛三昧院領とする(3485)	1319	元応元	1319
2・4	法印顯舜讓狀に六条女房分大和田内田一町がみえる(3486)			
9月	興福寺大垣修理料が狭山莊・三ヶ莊・河南莊などに課される(3487)			
11・1	興福寺慈恩会進物が狭山莊・三ヶ莊・沢良宜莊などに宛てらる(3489)			
○淀	禁野・渡辺・神崎・兵庫の関錢についての雜掌の注進(3490)	1321	元亨元	1321
8・16	西園寺実兼處分狀に小高瀬莊・新開莊・池田莊などがみえる(3491)	1322	元亨二	1322
4月	掃部寮領大庭御野供御人が甲乙人らの田畠売却を訴える(3493)	1323	元亨三	1323
6・21	甲乙人による大庭御野売却田畠を供御人に返すよう命ずる(3494)	1324	正中元	1324
7・11	土屋宗春、相伝の伊香賀郷地頭職を次子宗直に譲る(3495)	1325	正中二	1325
10・9	大和田莊の切出しの下地を東寺に安堵(3496)	1326	嘉暦元	1326
11・15	杜郷民が境内にある楠葉郷民の麴売買につき訴える(3497)	1327	嘉暦二	1327
12・7	讃良新莊へ隣郷甲可郷住人が出作し年貢を納めないとの高野山側の訴え六波羅が認め、年貢納入を命じる(3499)	1328	嘉暦三	1328
○吉田兼好	『徒然草』を執筆する	1330	元徳二	1330
9月	後醍醐天皇の倒幕計画発覚し、日野資朝・俊基が捕らえられる(正中の変)			
	後醍醐天皇、記録所をおき、楠葉等の新関を廃止する			
	虎関師鍊、『元亨釈書』を撰進			

一一三二	元弘元	10・15 鎌倉幕府、楠木正成の赤坂城を攻撃する軍勢を四手に分け、一手は讃良路へ至る(③500)	後醍醐天皇の倒幕計画再び発覚し六波羅探題が日野俊基・文親らを捕らえる(元弘の乱)
一一三一	元弘二	○鎌倉幕府は大和田莊などを久我長通に安堵(③503) 8・27 鎌倉幕府、久我長通の申請により大和田莊等に対する久我通定・維掌の濫妨停止を六波羅に命じる(③503) 3・12 二条道平、春日社に点野莊寄進の願文(③506) 5月 六波羅探題北条仲時以下自害の者の中に中布利五郎左衛門あり(③1050) 6・15 護良親王、石清水八幡宮百座仁王講料所淀閼務に替え高柳莊などを宛てる(③505) この年摂津渡辺党、大江御厨の惣官職に補任される。供御米直納分・寮家得分が、地下土民、隣郷地頭によって押領される(③507) ○高宮の寺院が復興される(高宮廢寺跡)(①751・754) 6月 左大臣二条道平、家領点野莊を春日社に寄進する(③508) 10・5 後醍醐天皇は金剛三昧院讃良莊を安堵する(③510)	鎌倉幕府、後醍醐天皇を隠岐に配流
一一三〇	正慶元		
一一二九	正慶二		5月 新田義貞、鎌倉を攻め北条氏を滅ぼす
一一二八	正慶三		
一一二七	正慶四		
一一二六	正慶五		
一一二五	建武二	7・12 西園寺家管領の莊の中に新開莊・池田莊などがみえる(③511) 8・12 雑訴決断所、楠葉弥勒寺領に対し、濫妨なきよう河内国衙に命ずる(③512) 8・14 河内守楠木正成が前号文書を受けて違乱なきよう和田助氏に伝える(③513) 9・2 土屋宗直、相模河合戦の戦功を述べ証判を乞い認められる(③516) 9・12 雑訴決断所、楠葉弥勒寺領をめぐる争論を評定する(③514) 9・25 雑訴決断所、楠葉弥勒寺領の争論に対し、陶清の所務を認める(③515)	建武の新政

一三六	建武三	1・15 土屋宗直、近江伊岐須宿合戦での戦功を述べ証判を乞い認められる (3516) 1・24 土屋宗直、三条河原合戦の戦功を述べて証判を乞い、認められる (3517) 3・5 足利尊氏、伊香賀郷地頭職を土屋宗直に安堵 (3517) 6・15 足利尊氏、楠木正成跡新開荘を東寺に寄進する (3519) 8・3 足利尊氏、久我家領への武士の違乱を停止する (3519) 10・18 光厳上皇、勧修寺経顕に島頭莊等を安堵 (3520) 12・19 足利尊氏、東寺領新開荘に対する方々の濫妨を停止 (3520) 6・11 河内守護細川顕氏、東寺領新開荘に兵糧米を課さぬよう守護代に命ずる (3521) 7・26 掃部寮領大庭御野内の散所土民の年貢抑留を禁じ、寮役を果すよう命ずる (3521) 8・29 足利尊氏、恩賞として三浦盛安を西水野莊内新田下村等の地頭職に補任 (3522) 8月 土屋宗直、諸所合戦の戦功を延べ証判を乞い、認められる (3523) 10・10 細川顕氏、土屋宗直の八尾城等においての軍忠を認める (3523) 11月 土屋宗直、八尾城に責め寄せた東条凶徒等を追払う等、多くの軍忠をあげたことを述べ、証判を乞い、認められる (3524) 1・10 足利尊氏、東寺に新開荘に替えて因島・美作莊を寄附する (3525) 3月 土屋宗直、細川顕氏に従って、摂津・河内交野等を転戦した戦功を述べ証判を乞い、認められる (3526) 7・18 諏訪部信恵、洞ヶ峠より八幡山城戸口を攻め放生会川を渡り禁野交野の在家等を焼き払う (3526) ○土屋宗直は伊香賀郷における甲可郷地頭長江八郎の妨げを除き、土屋氏地頭職の安堵を求める (3518) 10・19 室町幕府、禁野の関務を興福寺一乗院雑掌に付す (3527)	5月 足利尊氏、新田義貞・楠木正成を兵庫湊川で破る。楠木正成戦死。 11・12月 後醍醐天皇、北朝光明天皇に神器を渡し、吉野へ移る。 足利尊氏「建武式目」を定める。 室町幕府成立。
一三七	建武四		
一三八	建武五		
一三八	暦応元		7月 石清水八幡宮戦火により焼失。

一三九	延元三	10月	南朝方の高木遠盛が諸所の合戦での戦功を述べ証判を乞う(③528)	8月	後醍醐天皇没。北畠親房「神皇正統記」成る。
一四〇	延元四	4・5	後醍醐天皇は伊香賀郷地頭職を勲功として土屋三郎兵衛尉に安堵(③530)	2月	北畠親房『職原抄』を著す。
一四一	暦応二	8・16	細川顕氏は土屋宗直に土屋十郎・田宮孫一跡を兵糧料所として知行するよう命ずる(③530)		
一四二	暦応三	2・23	後村上天皇、小高瀬荘領家職を観心寺に寄附する(③531)		
一四三	暦応四	4・26	楠木正行、前号文書を受けて施行す(③531)		
一四四	暦応五	④・13	足利直義、高野山金剛三昧院に讃良荘を安堵する(③532)		
一四五	暦応六	④・17	足利直義、紙屋川教氏に西氷野荘新田村・下村地頭職を安堵する(③532)		
一四六	暦応七	1・29	花園上皇、仁和寺領花園御所跡(萩原殿)を関山慧玄に管領させ、妙心寺の基とする(③533)	4月	幕府、五山十刹の序列を再編する。
一四七	康永元	1月	摂関渡領の目録に淀川の河南・河北牧があげられる(③533)		
一四八	康永二	5・7	石清水八幡宮の交野五座神人が河内守護細川顕氏と相論し、杜頭に蟄居する(③534)		
一四九	康永三	11・12	花園上皇が仁和寺上荘地頭職を菩提料所に宛ておく(③535)		
一五〇	康永四	8・15	楠葉弥勒寺の管領を全うするよう、石清水八幡宮検校法印陶清に院宣がくだされた(③536)		
一五一	康永五	1・2	中原師守邸での酒宴用途料を讃良役にてまかなう(③536)		
一五二	康永六	7月	妙法院領に岸和田荘・葛原荘・荒馬荘などがみえる(③537)		
一五三	康永七	3・4	堀飯所役が御稲田古市・讃良両所に課せられたが、古市は敵陣となり讃良預所宿所焼失のため、やむなく中原政所沙汰とする(③540)		
一五四	康永八	2・13	花園上皇、下仁和寺荘地頭職を妙心寺関山恵玄上人に寄附する(③539)		
一五五	康永九	4・29	大炊寮領御稲田讃良御稲公文以下の職にある者、中原師守邸に参り安堵を求める(③541)		
一五六	康永十	7・13	讃良他の大炊寮領御稲田から政所御霊供等の用途料小俵が預所を経由し、納められる(③541)		

貞和元	8・22	中原師茂、四條隆藤より天竜寺供養に勅使随行の祭の入夫借用を申し込まれ、御稲田讃良等より徴集する(③542)	8月	光厳上皇、延暦寺衆徒の強訴に屈し天竜寺供養への臨席を断念する
	12・2	大炊寮領御稲田預所菅原国兼、讃良へ下向する(③542)		
貞和二	12・5	東寺長者、大和田荘内田三町を公用として雑掌に召し付けることを許可する(③543)		
	○高野山	金剛三昧院の所領として河内国新開荘・讃良荘・岸和田荘がみえる(③543)		
貞和三	4・23	足利直義、岸和田荘を高野山金剛三昧院内大日堂に寄附する(③544)		
	1・2	年始酒肴を御稲田讃良役にてまかない預所菅原国兼が勤仕が進上(③545)		
貞和四	9・4	関白近衛家と掃部寮頭中原師治が大庭御野内散所名のことにつき文殿で対決する(③546)		
	11・4	大炊寮領御稲田預所菅原国兼、讃良御稲田に下向し御稲を徴収(③547)		
正平二	11・20	預所菅原国兼、讃良から上洛して開酒を進上する(③547)	12月	楠木正成、摂津住吉・天王寺を攻め細川顯氏・山名時氏が京都へ敗走
	12・15	楠木正行、延元五年の後村上天皇禰旨を受け、小高瀬荘領家職を祈禱料所として観心寺が実質知行するよう再度命じる(③548)		
正平三	1・6	高師直、東条を攻めるため讃良より南進し楠木正行を破る(③548)	1月	楠木正行、四條畷で高師直に破れ戦死する
	1・12	足利直義、讃良等において勝利を島津貞久に報じ、吉野南朝退治に軍勢催促(③549)		
正平三	1月	四條畷合戦で、楠木正行自害(③1055)		
	2・5	高師泰、掃部寮領大庭を兵糧料所として濫妨する(③549)		
3月	2・13	諏訪部扶直、河内国讃良に到着し、四條畷の合戦において軍功をあげる(③550)		
	3月	佐野氏綱、讃良・北四條合戦などの戦功を述べ、証判を乞い認められる(③550)		

一三五二	正平七	3・10 南朝の楠木正儀は土屋宗直に伊香賀郷一分地頭職を安堵する (3566)	
一三五二	正平六	3・10 土屋泰宗・信宗は合戦の忠を挙げて南朝の証判を乞い、戦功が認められる (3565)	
一三五二	観応二	11月 土屋宗直は合戦の忠を挙げて南朝の証判を乞い、戦功が認められる (3564) 7・9 楠木、南朝方として河内を巡回して焼き払う (3563) 7・1 長増、醍醐寺地藏院房玄への借錢返済を大和田莊年貢で行なう旨を記す (3563) ○烏帽子を副葬した墓が作られる (大尾遺跡) ○堀で囲んだ屋敷地をもつ集落があった (長保寺遺跡①728～750・中神田遺跡) 11・23 足利直義、南朝に下り、土屋宗直に高師直・師泰誅伐を促す (3563) 9・28 伊香賀郷沙汰人に当年の国衙年貢を沙汰するよう国宣が出される (3562) 8・13 久我長通、家記・所領 (麻生大和田莊) 等を久我通相に譲与する (3558) 11・20 清原国兼、讃良御稲田に下向する (3558) 8・26 後村上天皇、小高瀬莊領家職を観心寺に安堵する (3556) 6・9 大和田莊切田の内2町を歓喜天供料として醍醐寺地藏院流房玄に知行させる (3555) 4・17 下仁和寺莊地頭職に対する彦部七郎の押妨を停止する院宣 (3553) 11・10 光厳上皇、下仁和寺莊地頭職に対する彦部七郎の濫妨を停止する (3553) 11・6 下仁和寺莊下司長氏、御公事無沙汰などにつき起請する (3552) 11・6 下仁和寺莊名主百姓等、彦部七郎代十郎の領家職半分知行を訴える (3551)	11月 観応の擾乱
一三五〇	貞和五 観応元	11・6 下仁和寺莊名主百姓等、彦部七郎代十郎の領家職半分知行を訴える (3551)	
一三四九	貞和五	11・6 下仁和寺莊下司長氏、御公事無沙汰などにつき起請する (3552)	11月 花園法皇崩御

一三五五	正平二〇	9・6 南朝、小高瀬莊領家諸給分を觀心寺雜掌に沙汰させる(3587)	
一三六〇	延文五	7・29 勸修寺経頭、嫡子経方に島頭莊讓与し、同莊の年貢の一部を阿賀と女房に一期讓与する(3584)	5月 細川清氏ら楠木正儀を河内赤坂城に破る
一三五九	正平二四	8・6 南朝、小高瀬莊朝用分を觀心寺に返付する(3582)	
一三五七	延文二	7・16 石清水八幡宮領楠葉莊内弥勒寺領を雜掌に付す(3584)	4月 北畠親房没
一三五四	正平九	5・8 細川頼之が土屋泰宗・信宗の軍忠を吹挙する(3581)	2月 光厳・崇光上皇と直仁親王、京都に帰る
一三五三	文和二	3・12 足利將軍義詮が土屋宗春の伊香賀郷地頭職を認める(3580)	
		10月 妙法院門跡の当知行に岸和田莊・葛原莊などがみえる(3575)	
		4・15 高師秀が土屋信宗の撰津・河内での合戦軍忠を奉行所に吹挙する(3574)	
		4・15 高師秀が土屋信宗の合戦軍忠をめぐる(3573)	
		2・3 土屋宗直は子息泰宗に伊香賀郷地頭職を讓る(3572)	
		12・20 土屋信宗八ヶ所内大和田をはじめ諸所での合戦の忠を挙げて証判を乞い、戦功が認められる(3571)	
		11・18 高師秀が土屋泰宗の軍忠を奉行所に吹挙する(3571)	
	文和元	11・15 足利義詮、禁野等の関務の輩に対し、石清水八幡宮御燈油在胡麻の関津料違乱を停止させる(3570)	6月 南朝、光厳・光明・崇光の三上皇と直仁親王を賀名生へ連れ去る
		9月 下仁和寺莊雜掌、重ねて三宅左衛門尉の濫妨を幕府に訴う(3569)	
	觀応三	7・27 足利義詮、河内守護高師秀に下仁和寺莊に対する三宅左衛門尉の押妨を停止させる(3567)	
		6月 和田助氏、荒坂山など諸所合戦の忠を挙げて証判を乞い、楠木正儀より認められる(3567)	

一三七九	康暦元	8・11	楠木正儀、淡輪左近將監に波志葉領家職三分の一を安堵する(3602)
一三七六	永和二	9・26	楠木正儀が伊香賀郷牧分に対する北川為村らの乱妨停止を命ずる(3602)
一三七四	応安七	2・26	幕府、楠木正儀に島頭莊押領人の排除を命ずる(3600)
一三七二	文中元	9・16	南朝、大交野莊内星田郷国衙分を石清水八幡宮に安堵する(3599)
一三七一	応安四	11・20	河内守護楠木正儀、高山寺領新開新莊に夫役を課すことを停止する(3598)
一三七〇	応安三	3・11	観心寺座主、大庭関が敵陣となったため、関務を中振にて行うよう寺僧中へ伝える(3597)
一三七〇	建徳一	3・28	南朝、大庭関が敵陣となったため、関務を中振に移すよう観心寺に伝える(3595)
一三六九	応安二	10・9	大庭景定の多年の軍忠を奉行所に吹挙する(3594)
一三六八	正平二三	5・16	河内守護楠木正儀、上仁和寺・禁野において、南禅寺材木船を勘過させるように命じる(3593)
一三六八	正平二三	4・26	楠木正儀が土屋浄光入道に本領を安堵する(3592)
一三六八	正平二三	4・22	楠木正儀、河内十七ヶ所に下向する(3592)
一三六八	正平二三	12月	大和田莊勅裁一通が挙げられる(3590)
一三六八	正平二三	9・10	長慶天皇、和泉国大雄寺三光庵領として島頭莊吉近名を安堵する(3589)
一三六六	貞治五	5・21	萩原宮直仁親王、下仁和寺莊に替え近江国黒田郷を妙心寺に寄附する(3588)
一三六六	貞治五	12・15	薬師寺田蔵大般若経には茨田郡大窪莊安楽寺常住だったものがある(3112)

7月

足利義満、伊勢貞継を幕府の政所執事とする。伊勢氏は以後これを世襲する

一三八〇	康暦二	5・3 南禅寺慈聖院の重書目録に島頭莊寄進状などがみえる(③603)	義満、鹿苑院を創建
		9・17 楠木正儀、小高瀬莊、罪科人跡を淡輪左近將監に与える(③604)	
		11・5 楠木正儀、上田(神田)内、狼藉人跡を淡輪左近將監に与える(③605)	
		12・22 幕府、河内守護楠木正儀に大和田莊の濫妨人排除を命ずる(③605)	
		6・29 將軍義満、五条天神社領高柳莊に対する押妨停止を命じる(③606)	
一三八一	永徳元	7・16 足利義満、楠木正儀に大和田莊を久我家雜掌に渡付するよう命ずる(③606)	
		9・13 足利義満、大和田莊の渡付を督促すべき旨を久我具通に返報する(③607)	
		12・19 八幡宮年貢荏胡麻に関銭を課さないよう、大山崎神人が三屋関所に申し入れる(③608)	この年、使僧如瑤を明に派遣。洪武帝、日本の国王、征夷將軍に書を送り無礼を責める
一三八二	永徳二	2・5 幕府、土屋孫四郎に楠木討伐の軍勢を催促する(③609)	①月 楠木正儀、南朝に戻り、河内平尾で山名氏清と戦い敗れる
		2・26 佐渡阿闍梨房良祐、靱呂木八郷・秦郷等の熊野先達職に補任される(③609)	
一三八六	元中三	5・8 土屋遠江前司入道、沙弥某より讃良郡散在醍醐寺領の半済を認められる(③611)	
一三九〇	明德元	4・16 久我家領の紛失案文に大和田莊一円を久我具通に渡す文書あり(③613)	7月 足利義満、五山の序列を改め南禅寺を五山の上位とする
一三九一	明德二	12月 河内守護代遊佐長、明德の乱の際、十七ヶ所に城を構える(③1062)	
一三九三	明德四	11・2 河内守護畠山基国および同守護代遊佐長護、伊香賀郷地頭職を進士貞吉に渡付する(③614)	
一三九七	応永四	7・12 河内守護代遊佐長護、西水野莊地頭職宛行の旨、又守護代草部主計允へ下達する(③616)	4月 北山第(金閣)上棟
一三九九	応永六	4・9 足利義満、左馬寮領内摂津島飼東西牧を今出川公行に還付する(③660)	3月 興福寺金堂供養に義満臨席する。
一四〇〇	応永七	4・2 守護畠山基国、菅久範の河内野御供田を押妨を停止させる(③616)	

一四〇四	応永一一	3・29	足利義満、興福寺・春日社の造営料所淀川河上関等の過書を停止する(③617)
一四〇六	応永二三	8・15	靱呂岐莊領家職を東寺鎮守八幡宮御祈禱料所として寄進、半分は荒川善政知行(③618)
一四〇八	応永二五	9・11	斯波滿種、河内国島頭莊領家職を南禅寺慈聖院に寄進する(③621)
		10・9	將軍、河内守護畠山滿家に伊香賀郷地頭職を進士重行に渡付させる(③622)
		12・3	東寺吉祥院蘭院融然、同寺領靱呂岐莊文書の預状案を作成する(③622)
一一四一	応永一八	11・5	御神樂神事に交野五座、三宅山公文等が訴訟に及ぶ(③624)
一四三	応永一〇	6・9	摂津守護代長塩、豊後大友新世船舶の淀川河上関等を通過すること を認可(③625)
一四四	応永二一	12・26	奉行公文慶賢、大交野南莊新宮公文給之所当米を八幡善法寺住持弟子等に売却(③626)
一四六	応永二三	2・10	伝奏広橋兼宣、足利義持の河内の久我家領大和田莊返進の意向を伝達(③627)
一四七	応永二四	6・17	幕府、興福寺に寺社造営要脚兵庫関目銭を返付し、同関及び河上諸関の過書国料を停止(③629)
一四八	応永二五	8・9	幕府、南北兵庫両関・淀川河上諸関に石清水八幡宮灯油料荏胡麻等の勘過させるとともに、すでに押取つた関料を神人に返付(③631)
		11・28	今出川公行、室町院領のうち高柳莊をわがものとするため、後小松院にはたらきかける人ありと伝え、伏見宮貞成、これに対処せん とす(③632)
		11・26	足利義持、河内国八箇所を北野社造営料所として返付寄進(③632)
		この年日隆、河内国三井村で布教し本嚴寺を建立(③633)	
		5月	足利義満没 足利義持、義満の死を明に通告する、明成祖、義持を日本国王に封ずる
		9月	幕府、明の使い王進の入洛を許可せず、王進帰国以後明との通行は中絶する
		8月	後小松、称光天皇に讓位し、自らは上皇として院政を開始
		10月	上杉禪秀の乱おこる
		1月	足利滿隆ら破れ自害(上杉禪秀の乱終結)
		2月	伏見宮貞成、兄治仁の突然の死により宮家を相続することになる

一四九	応永二六	3・14	幕府、河内国伊香賀郷に対する石清水八幡宮神人の年貢・公事対捍排除する(③636)	
		10・16	貞成王、室町女院領高柳荘・小高瀬荘地頭職の今出川公行譲与を明白にするため令旨を伝達(③637)	
一四〇	応永二七	7・22	足利義持、北野社に十七ヶ所内葛原郷を寄進する(③638)	8月
		7・23	將軍足利義持、河内十七ヶ所のうち上仁和寺を石清水八幡に寄附(③638)	
	応永頃	○	河内国八ヶ所の領有をめぐり、北野社と南禅寺慈聖院が争論、北野社がこれを治部越前守に訴える(③644)	
一四二	応永二八	3・6	河内十七ヶ所給主山下七郎左衛門御影堂太子像御衣調進のため、京都織殿大内房右馬充経支、河内十七ヶ所に下向(③639)	8月
一四三	応永三〇			3月
一四五	応永三二	11・13	堺念仏寺を祈願寺として祈祷するよう十七ヶ所内池田郷出身の弘賢僧都に仰せ下す(③1146)	2月
一四六	応永三三	8月	北山女院康子、清涼釈尊宝前常燈料に御料所十七ヶ所の年貢の一部を充当(③641)	
一四七	応永三四	8月	足利義満息女南御所・今御所、室北野殿・熊野参詣途中、守口に宿泊(③10・9)(③642)	4月
一四八	正長元	6・19	久我家司性珍宅炎上により大和田荘等の文書焼失(③645)	幕府、洛中洛外の酒屋土倉条々を定める
一四九	正長二	8・23	北野社、河内八ヶ所の年貢不熟を理由に年貢納入を怠る同荘に対し、年貢を納付させるよう守護代遊佐国盛に提訴(③645)	1月
	永享元	12・15	醍醐寺三宝院満濟等、畠山満家より申入れの十七ヶ所等の伝領由緒について合議(③646)	3月
一四〇	永享二	12・18	赤松家中の順阿弥、十七ヶ所所望の方ありと吹聴し、逮捕される(③647)	足利義教(義円)、征夷大將軍となる

一四三	永享三	6・26 將軍足利義教、義時存生時のごとく十七ヶ所について、月々沙汰するよう下命(③647)	
		10・8 室町幕府、北野社松梅院禅能知行分、馬伏郷・葛原郷の年貢を光聚院雑掌に渡付することを命ずる(③648)	
		11・24 將軍足利義教、新開三郎左衛門尉の戦功に対し御内書を発給(③649)	
一四三	永享四	11・24 將軍足利義教、大庭五郎左衛門尉、田村式部丞、香河備前守に、鷹取城一番責の軍忠に御内書を発給(③649)	
		6月 北野神社宮寺雑掌、社領八ヶ所(馬伏)をめぐる争論により言上状を作成する(③650)	
一四三	永享五	8・15 石清水八幡宮駕輿丁前床神人交名に交野郡下私部の者が見える(③651)	7月 近江の車借らが蜂起して山名・畠山勢と戦う(12月) 河内守護畠山満家、没す
		○十七ヶ所、將軍正室日野康子によって南御所に与えられ、年貢が河内守護る畠山氏によって納入された(③653)	9月
一四四	永享六	10・26 足利義持寄進の在所である高柳を伊勢内宮の建国寺へ譲渡(③654)	6月 醍醐寺三寶院満済没。
一四五	永享七	8・7 足利義教、今出川教季に左馬寮領鳥養牧を安堵(③660)	7月 山名時熙没。
一四三七	永享九	8・3 河内守護代勢、守口城の楠木一党を攻略、楠木以下十余人を攻略(③655)	7月 將軍義教の弟大覚寺義昭、挙兵のこと露顯し大和に出奔
一四三八	永享一〇	3・22 春日社神供料所河上五ヶ関の請文が提出される(③655)	
一四四一	永享二三	1・29 河内守護畠山持国、將軍足利義教の勘気につれ、河内へ没落する(③656)	6月 赤松満祐、將軍義教を殺害し播磨へ下る(嘉吉の乱)
	嘉吉元	7・1 畠山持国、河内より上洛しようとして畠山持永との間に家督抗争起こる(③657)	8月 畿内に土一揆蜂起して徳政を要求(嘉吉の土一揆)
		8・2 畠山持国河内より上洛し、畠山持永没落する(③661)	
		⑨・5 畠山持永、没落途上畠山持国方に討たれる(③661)	

一四四二	嘉吉一	10月	北野宮社寺雜掌が、河内国善成寺の社領八ヶ所内上田郷（神田カ）への違乱石清水八幡善法寺の違乱排除を提訴（③662） 今出川家の左馬寮鳥養牧知行の文書目録（③658）	6月	管領細川持之を罷免し畠山持国を補任。 細川持之没。
一四四四	文安元	11・20 11・29 7・19	妙心寺・微笑庵領莊園目録に下仁和寺莊が記載される（③663） 讀良水室の事につき、召文を結城方に発遣（③664） 結城氏、主水領讀良水室を甲可郷の内として押妨（③665）	6月	室町幕府、内裏造管段錢を諸国に課す
一四四六	文安三	11・15 12・15	三島道妙、河内十七ヶ所内佐太天神縁起絵巻の願主となる（③1148） 北野神社松林坊の当知行所に大和田がみえる（③667）	7月	室町幕府、内裏造管棟別錢を賦課 山城・大和・近江・河内に土一
一四四七	文安四	6・6 4・10	畠山氏家督抗争のため、河内守護畠山持国被官の被官・国人等が河内国より上洛（③669） 讀良水室、御教書が出されたが遵行・下地渡し付は行われず（③668）	7月	揆おこる
一四四八	文安五	9・19	讀良水室のことにつき沙汰（③670）	6月	細川勝元、山城竜安寺を創建
一四四八	文安五	11・21	河内守護畠山持国が弟持富を廃し、実子義就を跡目に立つ（③671）	9月	幕府、興福寺領攝津兵庫関を収公しようとするが、興福寺衆徒の強訴により断念
一四五〇	宝徳二	6・26	管領（再任）畠山持国が、家督を実子義夏に譲る（③672）	6月	
一四五一	宝徳三	9・7	河内の守護方、興福寺へ運上する荷を河内国で押取る。幕府、興福寺の訴えにより荷の返却を命じる（③672）	9月	
一四五二	宝徳四	1・24	八幡報恩寺僧尊意、中振包弘・行近両名、中振下司分米等の讓状を作成（③673）	6月	
一四五三	享徳元	8・30	日野烏丸家の諸莊及び諸職（大庭関など）を侍従氏光（烏丸益光）の領掌とすることを認可（③674）	5月	幕府、大神宮造管段錢を諸国に課す
一四五三	享徳一	1・8	安位寺経覚、河内守護畠山持国被官譽田全玉に咨り、春日社大般若經料所として大庭関を立てる（③675）	5月	

一四五四	享徳三	8・21 畠山持国家督をめぐる騒乱により、畠山義夏（義就）が河内に没落、同弥三郎が家督をとる（③677）		
一四五五	享徳四	9・10 畠山弥三郎が家督を相続。徳本（持国）は隠居、河内守護代西方国賢親子は切腹（③682） 12・13 將軍足利義政、畠山義就を河内から上洛させ接見する。畠山居弥三郎は没落する（③682） 3・27 河内守護畠山持国が死去（③684）	12月	足利成氏、上杉憲忠を攻め殺害する
		7・1 畠山義就、畠山弥三郎討伐に助力を要請する（③684）	1月	長尾景仲ら、足利成氏と武蔵分倍河原で戦う。上杉憲顕・顕房戦死。
		11・20 畠山義就が上洛し、畠山弥三郎が没落（③686）	6月	今川範忠の軍勢が幕府の命により鎌倉に入る。足利成氏、古河に拠る（古河公方）。
	康正元	12・2 八ヶ所内島頭莊領家職につき、南禪寺慈聖院と北野宮寺で争論（③686） 12・26 管領細川勝元、河内国八ヶ所内島頭莊領家職を南禪寺慈聖院に認める旨、河内守護畠山義就に通知（③687）	7月	幕府、畠山義就と政長を和解させる。
一四五六	康正二	3・18 足利義政、石清水八幡宮にたいして中振地頭職を安堵（③688）	4月	幕府、内裏及び北小路新第造営費用徴収のため段銭・棟別銭を課す。
一四五七	康正三	8・29 室町幕府、河上諸関停廃使節（③688） 10月 島頭莊領家職が南禪寺慈聖院に還補されるまでの経過覚書（③689） この年駒呂岐莊、甲可郷などに内裏造営のための段銭が賦課された（③699） 5・7 興福寺、春日社四季大般若経料所河上関を、河内大庭から網島に変更（③700） 10・16 八幡神人が河上新関を破棄する際、興福寺は南都五ヶ・供菜・大般若関を破棄削除を訴上（③701）	7月	河内土一揆が新関を破壊する（8月）

一四五八	長祿二	4・16 將軍足利義政、北野宮寺領河内国八箇所頭莊等を還付する(3701)
		8・18 室町幕府、河内・摂津両守護に命じて河上新閤を廃止させたことに つき、大乗院南都の諸閤は廃止を除外するよう働きかける(3702)
		9・2 九条家司石井在安、書状をもって大乗院経覚に伝達(3703)
		10・20 経覚、春日社四季大般若経料所河上閤を大庭に設置(3703)
		3・1 幕府、春日社四季大般若経料所河上閤大札を経覚に付与(3704)
一四五九	長祿三	6・1 畠山弥三郎と義就が河内国で合戦し、弥三郎死去により畠山政長こ れ敬称(3705)
		9・24 薩涼軒季瓊真薬、南禅寺慈聖院領島頭莊の不知行について糾明する よう主張(3705)
		12・30 河内守護畠山義就、石清水八幡宮領上仁和寺等の領知を認め、守護 代遊佐河内守に進行する(3706)
一四六〇	長祿四	9・17 將軍足利義政、京都の畠山義就邸の明渡しを命じ、これを畠山政長 に与える(3706)
		9・20 畠山義就、京都畠山邸の命に面目を失い、河内獄山城に籠もる。こ れを攻めるため政長が出陣(3707)
		9・23 畠山義就、河内若江に下着。政長、義就が明渡しした畠山邸に移るよ うに命じられるとの説あり(3707)
		⑨・6 幕府、河内人たちに畠山義就追討を下命(3708)
一四六一	寛正二	7・ 晦河内十七ヶ所代官初井、年貢銭を緩怠薩涼軒が相国寺に進納する よう諭す(3709)
		12・13 足利義政、相国寺正盛都聞を河内十七ヶ所代官職とし、年貢を沙汰 させる(3709)
		12・26 河内十七ヶ所の年貢を正盛都聞に下命(3710)
一四六二	寛正三	12・16 畠山義就、金胎寺を焼き払い、獄山城に籠城する(3710)
		11・26 不知行となった久我家領につき幕府に備進した文書の目録(3712)

一四六三	寛正四	4・16 畠山義就の嶽山城が落城。義就高野山に逃走するも入山拒否され粉河寺へ(③714)	1月	延暦寺衆徒、東山大谷の坊舎に蓮如を襲う。
一四六五	寛正六	7・26 畠山三郎、同中務大輔、十七ヶ所出陣する。(③715)		
		8・14 畠山義就討伐のための河内十七箇所攻めの入夫徴発(③715)		
		8・27 幕府御料所河内十七ヶ所の地下錯乱のため、訪方忠郷・飯尾貞朝が下向(③717)		
		10・21 十七ヶ所代官畠山播磨守、吐田等大和国人衆と十七ヶ所仁和寺に陣取り(③718)		
一四六六	文正元	この年北野宮寺に松梅院当知行の諸荘に八ヶ所・葛原荘(③718)	9月	足利義政、伊勢貞親の讒言により義視殺害を企てるも、義視、細川勝元第に逃れる。
		9・4 畠山義就、河内合戦に勝利(③723)		
		11・14 前関白一条教房、上洛の際、山城馬借蜂起により高山から尊延寺、京都への路を通る(③724)		
一四六七	文正二	12・24 畠山義就、河内より上洛し千本釈迦堂に布陣(③724)	5月	山名持豊、畠山義就、斯波義廉(西軍)挙兵、細川勝元ら(東軍)応戦する(応仁の乱勃発)。
		1・19 畠山政長と畠山義就、京都市御霊社にて合戦(③726)		
		2・26 越智家栄、十七ヶ所を知行(③727)		
		5・29 西軍、越智家栄に入京を促すが、いまだ入京せず河内十七ヶ所に布陣するとの説あり(③728)		
		6・9 畠山義就の猶子次郎政国、紀州より河内に出陣し、上洛企てる(③731)		
		○將軍足利義政、畠山義就に対し、山名宗全を帰国させ、河内一国を畠山政長と分割支配することで事態收拾を命ず(③732)		
一四六九	応仁三	4・22 野田泰忠、河内十七ヶ所勢等と合戦する(③732)		
	文明元	5月 北野社松梅院不知行の諸荘に榎並上荘東西半分・同下荘東西一円(③737)		

一四七〇	文明二	9・2 興福寺経覧、僧経胤を河内十七ヶ所に派遣する (3740)	10月	東軍山名は清・赤松政秀ら、大内政弘の兵を兵庫に大破する。
		7・21 畠山義就方誉田氏は八幡に、遊佐氏は野崎に在陣 (3740)		
		8・5 東郡軍畠山政長方の河内若江城・誉田城が西軍の攻撃をうける (3741)		
一四七一	文明三	6・22 西軍畠山義就被官の遊佐五郎、野崎に在陣し、慈眼寺(客防)を陣所に接し収める河内所々で火を放つ (3742)	5月	朝倉孝景、東軍に降り東軍優位となる。
		7・4 柚留木法橋、河内十七ヶ所が学侶方知行であつたが近々將軍家御領所として直支配の方向にあることを大乘院尋尊に歎訴 (3742)	7月	蓮如、越前吉崎に坊舎を建てる。
		7・20 畠山政長の党、畠山義就の臣遊佐五郎を河内三箇に攻める (3743)		
一四七三	文明五	9・16 融通念仏絵巻の信心願主は河内十七ヶ所大窪社の中東正家 (31147)	3月	山名持豊(宗全)没。
		8・10 西軍遊佐、河内八ヶ所に放火する (3745)	5月	細川勝元没。
一四七四	文明六	11・4 筒井順永、河内に入り西軍と野崎に合戦 (3745)	12月	足利義政將軍職を辞し、義尚元服してこれに代わる。
			4月	山名政豊と細川政元講和するも畠山義政は加わらず。
一四七五	文明七	8・21 本願寺蓮如、河内国出口に居を移す (3745)	11月	加賀一向一揆おこる。
一四七六	文明八	4・20 畠山政長、守護代遊佐長直を河内に遣わす (3746)		
		11・3 三条西家に河内所領が存在 (3746)	9月	足利義政、大内政弘に東西両軍の和平をはからせる。
一四七七	文明九	8・6 畠山義就、京都より河内国に下国する (3747)		
		9・27 畠山義就、河内若江城等において畠山政長方を破る (3752)		
		10・28 畠山政長、誉田城合戦で三箇と五郎戦死につき感状を出す (3756)	11月	大内政弘ら西軍諸將、分国に帰る。足利義規は土岐成頼を頼り美濃に下る(応仁の乱大略終結)。
一四七八	文明一〇	3・24 畠山政長、三箇と五郎跡の相続を舎弟春熊丸に安堵 (3757)		

一四七九	文明二一	8・6 細川政元、畠山義就方の摂津三宅氏を攻撃、義就、遊佐・誉田勢をしてこれを援けさせる。遊佐・誉田勢は守口に布陣。(3761) 12・19 畠山義就、足利義政息女南御所領河内十七ヶ所の知行を認められる(3762) ○家領頼呂岐莊隣郷の出口郷神人が某隼人の押領につき、伊勢八郎への口入を依頼する(3871) 3・2 甘露寺親長、船にて高野参詣途上、河内出口に宿す(3762) 8・16 足利義政の息女南御所、所領河内十七ヶ所の知行を畠山義就から畠山政長に変更させる(3763) 9・15 畠山義就の河内新邸成り移住する(3763) 12・14 幕府、淀川諸閥に命じて山城離宮八幡宮の荏胡麻以下運上船に課役することを止める(3764)	4月	蓮如、山城山科に本願寺を創建。
一四八一	文明二三		4月	一条兼良没。
一四八二	文明二四	3・8 畠山政長・細川政元等、畠山義就を河内・摂津に攻撃するため進発する(3766) 3月 畠山政長、交野郡星田郷に禁制を出す(3766) 6・19 畠山政長、摂津国吹田に着陣し河内の畠山義就を攻める(3767) 7・16 河内十七ヶ所が細川政元から畠山政長に返還される(3768) 8・26 畠山政長、堺より河内に出陣する(3768) 8・27 筒井氏、河内十七ヶ所に入部する(3769) 8・30 大乘院尊妹、河内十七ヶ所領王南御所弟子となる(3769) 9・2 畠山政長と畠山義就の両軍勢が河内国で合戦、十七ヶ所は政長方の知行となる(3770) 9・8 畠山政長、十七ヶ所に十年間万雑公事を免除する(3770) 12・18 足利義政、八ヶ所などの諸荘を北野社松梅院禪春に安堵(3771) 8・13 大和国人占巾澄胤、山城・河内方面の出陣の際、尊延寺を焼く(3772)	11月	一休宗純没。
一四八三	文明二五		7月	細川政元が畠山義就と講和。

一四八九	長享二	8・22	畠山政長と畠山義就の合戦で、河内十七ヶ所内千町の鼻の堤が切り落とされる(3775)	11月	京都に土一揆おこる。この年洛中に盗賊横行する。
一四八八	長享二	8・16	畠山政長、河内国八ヶ所・十七ヶ所の合戦に、目良左京亮の参陣を促す(3773)	8月	畿内に土一揆蜂起する。
		8・17	畠山義就勢、同政長方の十七ヶ所城を攻め落とす(3774)	2月	山城国一揆衆、宇治に集まり国中の掟を定める。楠葉西忍没。
		8・23	後土御門天皇、畠山義就治罰の綸旨を発給する(3776)		
		10・14	畠山政長、河内に在陣するを以て、幕府、山城塔森渡代官に令して、河内往反の者に課役することを停める(3776)		
		11・13	彦太郎頼賢、河内国大交野南荘御供米納所職について年貢納入の請文を作成する(3777)		
一四八四	文明二六	12・30	豊原繁秋、故村秋跡の河内高宮等の知行を認められる(3778)		
一四八五	文明二七	11・23	畠山政長の代官立野・小泉ら河内十七ヶ所より退散する(3780)		
一四八六	文明二八	10月	高宮保寿寺門流についての問い合わせに、保寿寺は菩提門派であると答える(3781)		
一四八七	長享元	12・16	相国寺僧明達、家門領河内十七ヶ所輦呂岐荘について語る(3783)		
		4・13	足利義政、南御所領十七ヶ所等を安堵する(3783)		
		7・26	相国寺僧春湖、十七ヶ所より蓮根を持来る(3784)		
		8・4	河内十七ヶ所の荘民、春日社大宮の古材を運び取る(3784)		
		10・13	幕府、河内守護および十七ヶ所名主沙汰人に対し従来通り南御所への貢納を命ずる(3784)		
		11・4	北野社領攝津国榎並下荘東方地頭職をめぐる紛争(3786)		
		11月	北野宮寺、日御供料所八ヶ所が畠山義就の押領により中絶していること等を言上(3786)		
		⑪・8	北野社領攝津国榎並上荘・同下荘地頭職をめぐる紛争(3787)		
		11・5	北野社日御供料所八ヶ所、押領により日御供が退転(3788)		
一四八九	長享三	7・26	河内八ヶ所の吉丸が北野社へ十疋を寄進(3791)		

一四九〇	延徳二	10・8	相国寺僧九峯、かつて十七ヶ所に小庵を訪ねた事を語る(③791)	3月	宗祇、連歌会所奉行となる。
一四九一	延徳三	12・15 5・6	大乘院尋尊の許に畠山義就死去の報が入る(③791) 北野社松梅院禪予、八ヶ所等の社領の還付を幕府社家奉行に訴願(③792)	5月	竜川親元没。
一四九二	延徳四	9・3 9・13 3・21 5・23	学館院領中振郷の一円当知行を畠山義統に安堵(③794) 太田保定、八ヶ所等のことにつき北野社家へ申し入れ(③794) 後土御門天皇が私部光通寺を勅願所とする(③795) 河内一国の百姓等、八十箇条の不法を訴え、国中の足輕を追放(③796)	1月	足利義視没。
一四九三	明応元 明応二	10・9 1・4 1・5 1・19 1・29 2・6 2・9 2・11 2・12	河内国で郷民蜂起がおこる(③796) 安楽河式部河内国上田(神)・葛原荘代官職を望むも許さず(③797) 安楽河式部が一方的に河内国上田(神)・葛原荘代官職補任料送るが返却する(③797) 北野社領河内八ヶ所について、院家より申し入れがある(③798) 蓮華院より上田(神田)村・葛原荘について申し入れ(③798) 畠山尚順より八ヶ所代官職を望む申し入れ(③799) 神保雲州より貞福院禪恵へ八ヶ所の件で申し入れ(③799) 永琳院禪慶より松田秀数に八ヶ所の件について返答(③800) 八ヶ所の制札について社家奉行松田数秀は守護の許可は不要と決定(③802)	5月	疫病流行により諸社寺にて祈祷。
		2・14 2・16 2・21	畠山政長が將軍足利義材の供として河内に出席、十七ヶ所・三ヶが没落する(③803) 北野宮寺領河内八ヶ所の禁制を伝え八ヶ所内神田郷より返信(③803) 八ヶ所本家職妙法院より北野社家直務支配についての下知状発給の承諾を受ける(③805)		

一五〇八	永正五	4月	八幡報恩寺雑掌教、中振郷内包弘・行近名に対する押妨を訴える(③848)	
一五〇七	永正四	3・2	土屋宗怡、伊香賀知行の由緒をあげ、近年水損による知行地の不足を訴える(③846)	
一五〇五	永正二	12月	内守護家畠山義英と尚順の和与が破れる、赤沢長経、嶽山城の義英を攻撃する(③845)	
一五〇四	永正元	3・23	北野社家、北野社領河内八ヶ所代官職に三好之長を補任する(③845)	
		10・12	壺井知忠、八箇所の替地として弘川寺売地等を賜る(③843)	
		12月	將軍足利義澄、畠山尚順と畠山義英の和与忠節を大伝法院に謝す(③840)	10月 幕府、徳政令を定める。
		8・8	赤沢宗益、八ヶ所との合戦のため、河内十七ヶ所に下向する(③839)	7月 宗祇没。
一五〇二	文亀二	4・13	幕府、交野郡内星田への違乱停止を遊佐河内守に命令(③838)	
		3・10	東南坊弁助が売り渡した旦那職に河内国交野郡在所禁野五ヶ村を含む(③837)	
		12・28	足利義持が寄進した八ヶ所より北野社への日々の供物を進上(③836)	5月 日蓮宗本国寺と浄土宗妙講寺の僧、宗論を行う。
一五〇一	文亀元	4・27	細川政賢が摂津中島に堤を築こうとしたため、河内十七ヶ所代官の赤沢宗益が反対する(③835)	
		3・28	九条政基、和泉国日根荘への下向途上、河内十七ヶ所通過を赤沢朝経(宗益)に依頼する(③834)	
一五〇〇	明応九	9・1	畠山尚順、河内に入り、畠山義英を誉田城に攻撃する。細川政元、義英を援けるにより尚順敗れて紀伊国に退く(③834)	10月 幕府、撰銭令を定め、渡唐銭を撰ぶことを禁止する。
		12・23	畠山尚順、細川政元・畠山義英方との河内合戦に敗北、紀伊国に逃亡する(③834)	
		12・1	河内国八ヶ所より北野社家へ年貢米を納入する(翌年・1・12)(③833)	

一五〇	永正二七	2・16	畠山義英、大和越智勢らと河内高屋城に畠山植長を攻撃(3861)	
一五八	永正二五	4・22	幕府、石清水八幡宮に、同宮造宮要脚河内交野郡役を督促せしめる(3860)	1月 比叡山延暦寺根本中堂竣工。義植を迎えて供養を行う。
一五七	永正二四	6月	南御所、十七ヶ所の年貢算用、文書紛失につき披露(3856)	4月 九条政基没。
一五六	永正二三	6・14	南御所から、聖薫房が年貢錢等を違乱したことを幕府に訴え、幕府これを裁決する(3859)	
一五五	永正二二	9・3	宝鏡寺南御所、御料所十七ヶ所の件で再三訴えを幕府に行い、その対応への礼(3855)	6月 蝦夷反乱する。松前光広、首將を誘殺して乱を平定する。
一五四	永正二一	2・29	禁裏、御倉役立入宗康に十七ヶ所米をもつて要脚借用米を返済(3853)	
一五四	永正二〇	12月	宝鏡寺南御所、御料所十七ヶ所千石を代官畠山尚順と二分する約束の不履行により幕府に再三訴える(3851)	11月 義尹、義植と改名する。
一五〇	永正六	5・2	河内守護代遊佐順盛、十七ヶ所のことにつき、煩いなきよう中小路・萱振氏に申し付けた(3850)	7月 足利義尹、征夷大將軍となる。
		11・28	阿弥陀仏画像裏書に十七ヶ所普賢寺古橋惣道場の名が見える(3148)	7・12月 連歌師宗長、駿河より関東周遊、「東路の津登」成る。
		5・7	転法輪三条実香、河内国駒呂支莊に下向する(3849)	
		12・19	幕府、南御所領河内十七ヶ所の知行を安堵(3849)	
		4・12	幕府、河内国十七ヶ所内小高瀬上下・橋輪分の当知行を慈受院に認める(3850)	

一五二	永正一八	3・16 畠山植長、河内高屋城落城とともに没落(③861) 5・7 遊佐順盛、畠山植長を奉じて、再び高屋城に入る(③862) 5・11 河内守護代遊佐順盛、越智家全に河内十七ヶ所を宛行う(③862) 6月 足利義植、淡路より和泉堺に到り、再挙を図る。畠山尚順、同義英と和しこれに応ず(10月)(③865)	12月 足利義晴、元服して征夷大將軍となる。
大永元	11・26 幕府、山城大慈院に、同院領河内十七ヶ所の未進年貢を沙汰させる(③869) ○簡井順盛、伊香賀堤が破れ十七ヶ所へ水が入ったことに對し、土屋氏に防堤を命ずることなど、守護内衆丹下盛賢と連絡をとる(③863)	12月	
一五二 大永二	9・30 河内守護畠山尚順死去(③873)		
一五五 大永五	7・4 幕府、河内交野大塚兵衛に石清水遷宮要脚催促を善法寺に認める(③873) ⑪・5 幕府、御料所河内十七ヶ所公用米二千石の運送につき、河内諸閥の通過を命ずる(③874)		
一五六 大永六	7・13 六十六部廻国聖の経筒銘、茨田郡枚方荘の紀氏が奉納(③1150)		
一五七 大永七	2・28 赤沢新介、三郷を陣取りにより乱入するが承引されず(③874) 5・20 三好元長、石清水八幡宮善法寺興清に楠葉・鶴原徘徊の牢人の取り締まりを申し伝える(③875)	12月 北野社末松梅院炎上する。	
一五八 大永八	8・11 幕府、私部郷内光通寺領を石清水八幡善法寺に安堵する(③876)		
一五〇 享祿三	12・18 河内畠山氏被官木沢長政、遊佐堯家殺害し、出奔、細川晴元の被官となる(③877)		
一五三 享祿四	7・12 三好元長、北野社領河内国八ヶ所の代官職を請け負う(③877)	6月 細川高国、三好元長らに天王寺で破れ自害する。 「塵添璫囊抄」成る。	
一五三 享祿五	6・17 畠山義堯、本願寺証如の一向一揆に敗れ、石川道場で自刃、三好元長も堺で自刃。(③878)	2月 連歌師宗長没。	
一五三 天文二	3・2 本善寺実孝の息男証祐等、十七ヶ所へ下向する(③878) 7・29 教行寺実誓、石山本願寺より河内十七ヶ所へ帰る(③879)	3月 木沢長政、法華宗徒を率い伊丹で一向宗徒を破る。	

一五三八	天文七	7・4 本願寺証如、畠山弥九郎の高屋城入城を祝す(③890)	
一五三七	天文六	7・19 本願寺証如、大庭左衛門入道了善道場取りこわし免除の礼として、本沢代官に金品贈与(③886) 11・13 畠山在氏、河内半国守護となり、飯盛山城に入る(③886) 12・24 幕府、交野散在三屋郷等の当知行を安堵する(③887) 3・24 去年住吉で発生した川那部三郎左衛門と四国矢野内藏助喧嘩に関連して、川那部側が十七ヶ所他の路上往来を妨害した為、三好方代官吉田源介に処理させる(⑤・3)(③888)	10月 「実隆公記」筆者三条西実隆没。この年、細川晴元、北野・西京の地下人が北野経王堂を壊しとることを禁じる。
一五三四	天文三	8・4 実従、実誓居所の十七ヶ所門真へ進見物に行く(③879)	9月 足利義晴、近江より入京。
一五三五	天文四	1月 三好元長旧知行の河内鞆呂岐莊へ、代わって高畠長信が代官として入る(③880) 5・30 細川晴元勢八ヶ所へ入るが、下間頼盛・大坂町衆等が迎撃(③880) 11・20 室町幕府、慈受院領河内国十七ヶ所内小高瀬上下・橋波莊の代官職を安堵(③881)	
一五三六	天文五	1・16 本願寺証如、和泉国の松浦内者、水間寺良性坊に十七ヶ所で取得の馬等を贈る(③881) 2・4 河内十七ヶ所高柳の空了、内儀亡父三十三回忌法会を催す(③882) 4・1 木沢長政等が新関を河内鞆呂木に置いたため、本願寺証如これを停止するよう要請(③882) 5・2 本願寺、十七ヶ所らんひやうし役所通過について遊佐氏より一札をもらう(③883) 11・18 河内十七ヶ所門真の藤右衛門、亡親のため齋会を催す(③884) 12・15 守護方より河内十七ヶ所全体へ千貫が課され、内二百貫文負担の門真が五十貫の猶予を願出(③885) ○細川晴元、十七ヶ所を違乱する(③884)	7月 法華宗徒、延暦寺衆徒と戦う(天文法華の乱)。

一五三九	天文八	12・27	十七ヶ所らんびやうしの役所より関の道具勸進として頼母子をするので出資して欲しい旨申す(③890)
2・9	定専坊下十七ヶ所池田顯通、亡夫年忌を行う(③888)	6・2	三好長慶、御料所十七ヶ所の代官職を望む(③891)
9・7	本願寺へ十七ヶ所洪水により、勤番の件で明覚寺来る(③891)	9・10	畠山在氏守護代木沢長政の父浮泛、秦南泉庵を真観寺へ返付する件、真観寺末寺たる証書を見せよと遊佐側へ伝える(③891)
10・8	畠山在氏守護代木沢長政、秦南泉庵を真観寺へ返付することを了承(③892)	10・9	畠山弥九郎守護代遊佐長教内衆徳藏軒正宣、秦南泉庵を真観寺へ返付の件、遊佐長教・根来寺杉之坊明算が了承(③893)
10・9	畠山弥九郎守護代遊佐長教内衆徳藏軒正宣、秦南泉庵を真観寺へ返付の件了承したので、同寺へ一円貢納するよう在地へ命ず(③893)	10・11	根来寺杉之坊明算、秦南泉庵は木沢長政から寄付された旨、真観寺へ伝える(③894)
6・20	幕府、河内に石清水八幡宮造営料の段錢を賦課、畠山在氏・弥九郎両守護に申し渡す(③895)	3・8	畠山植長、紀伊各将を率い河内高屋城の畠山弥九郎を攻撃する(③896)
3・15	畠山植長、木沢長政を太平寺で敗死させ、二上山・信貴山両城を焼く(③899)	3・18	畠山植長、木沢長政を河内太平寺合戦で敗る、この戦功につき將軍足利義晴、細川晴元を賞す(③899)
③・3	本願寺証如、畠山植長の河内入国を祝す(③902)	5・16	朝廷、勅書により幕府へ河内十七ヶ所を南御所へ還付するよう命じ、幕府返書により同還付の意思を示す(③902)
5・24	門真衆、本願寺に点心を調進(③903)	5・16	畠山植長死去(③903)
一五四二	天文二〇	6・20	幕府、河内に石清水八幡宮造営料の段錢を賦課、畠山在氏・弥九郎両守護に申し渡す(③895)
一五四二	天文二一	3・8	畠山植長、紀伊各将を率い河内高屋城の畠山弥九郎を攻撃する(③896)
一五四三	天文二二	3・15	畠山植長、木沢長政を太平寺で敗死させ、二上山・信貴山両城を焼く(③899)
一五四三	天文二二	3・18	畠山植長、木沢長政を河内太平寺合戦で敗る、この戦功につき將軍足利義晴、細川晴元を賞す(③899)
③・3	本願寺証如、畠山植長の河内入国を祝す(③902)	5・16	朝廷、勅書により幕府へ河内十七ヶ所を南御所へ還付するよう命じ、幕府返書により同還付の意思を示す(③902)
5・24	門真衆、本願寺に点心を調進(③903)	5・16	畠山植長死去(③903)
一五四五	天文二四	5・16	畠山植長死去(③903)

1月 三好範長(長慶)入京する。

8月 ポルトガル人、種子島に来て鉄砲を伝える。

一五四六	天文二五	8・21	細川氏綱・遊佐長教河内に挙兵し、細川晴元方と合戦(③903)
		9・4	遊佐長教等、十七ヶ所へ軍勢を進める(③904)
		12・16	細川氏綱方が一向一揆の応援を求めるも本願寺これに応じず、この日細川晴元がこれを本願寺証如に謝す(③904)
		12・28	本願寺証如、惣額名代として高屋城に入城した畠山播磨守に進物を贈る(③904)
一五四七	天文二六	3・17	遊佐長教等の軍勢、摂津中島より十七ヶ所へ退く(③905)
一五四八	天文二七		
一五四九	天文二八		
一五五〇	天文二九		
一五五一	天文三〇		
一五五二	天文三一	2・15	河内守護代遊佐長教暗殺に萱振賢継等が関与したとして安見宗房、が萱振を討つ(③906)
一五五三	天文三二	9・29	畠山播磨守子次郎四郎(高政)が家督継承(③908)
一五五四	天文三三	6・13	本願寺証如、十七ヶ所へ蓮花見物に行く(③908)
	天文頃	10・21	遊佐長教、星田・茄子作の課役を石清水八幡に納め、替地を得て返付するので神人閉籠を解くように命ず(③897)
一五五五	弘治元		
一五五六	弘治二	7月	河内上郡代安見宗房、畠山在氏等と合戦する(③908)
一五五七	弘治三	1・4	石清水八幡宮、吉書を大交野北荘に下す(③909)
		4月	毛利元就、大内義長を長門勝山城に攻め殺す。
		4月	織田信長、同族広信を清洲城に減ばし、同城に入る。
		8月	足利義藤、三好長慶との和睦破れ靈山寺城に入る。
		3月	足利義藤、三好長慶との和睦破れ靈山寺城に入る。
		1月	足利義藤、三好長慶と和睦して入京。
		7月	三好長慶の将松永久秀、細川晴元の将三好政勝らを相国寺で破る。
		5月	足利義藤、三好長慶と和睦して入京。
		5月	足利義晴没。6、ポルトガル船初めて平戸に入港。
		7月	フランシスコ・ド・ザビエル鹿児島に上陸(キリスト教伝来)。
		8月	三好長慶、細川晴元に叛く。
		3月	三好範長(長慶)ら、細川氏綱の属城攝津三宅城を攻略する。

一五五八	永禄元	5・20	河内守護畠山高政、安見宗房別心につき、これと戦うため三好長慶と結び河内に入る(3910)	9月	木下藤吉郎、織田信長に仕える。
一五五九	永禄二	6・29	畠山高政、三好長慶の挙兵に対し土屋氏に忠節を求める(3910)	2月	織田信長、上洛して足利義輝に謁する。
一五六〇	永禄三	1・18	本願寺、十七ヶ所に布陣の松山へ酒を遣わす(3911)		
		7・23	飯盛山城の三好方、出口・中振郷他を放火(3911)	5月	織田信長、尾張桶狭間に今川義元を襲撃する。
一五六一	永禄四	11・24	三好長慶が、摂津芥川城より河内飯盛城に移ったことを賞す(3912)		
		1・17	順興寺実従、宗卜らが星田へ行き右近(安見直政カ)に公事等の申し入れをした旨、報告を受ける(3912)		
		③・16	幕府、石清水八幡宮領日御供料所大交野荘の年貢徴収を裁許(3912)		
		5・27	三好長慶、飯盛城で千句連歌を興行し、五機内の名所の連歌を詠む(3913)		
		6・8	順興寺実従、菅相塚へ花を切りに行く(3913)		
		10・23	順興寺実従、七ヶ日法事のため出口にいく、出口・中振衆が引き止めたので帰寺夜になる(3914)	1月	織田信長、清洲城で松平元康と同盟する。
		11・2	順興寺実従、与左衛門、出口・中振衆を呼ぶ(3914)	7月	松平元康、今川氏貞と絶交し、家康と改名する。
一五六二	永禄五	1・6	石清水八幡宮、吉書を大交野北荘に下す(3915)	7月	三好長慶没。
一五六三	永禄六				
一五六四	永禄七	5・10	三好長慶、松永久秀のさん言により弟安宅冬康を河内飯盛城で殺害(3920)	7月	三好義繼、松永久秀、足利義輝を殺害する。
一五六五	永禄八	5・19	砂に邸宅を持つ結城左衛門尉毒殺され、都においてキリスト教式の葬儀を挙行(3921)	5月	三好義繼、松永久秀、足利義輝を殺害する。

一五六九	永禄二二	7・27 松永久秀等の弾圧により司祭に危機が迫ったことを都のキリシタンが飯盛へ伝え、飯盛城のキリシタンたち主君三好義継のもとを去り都へ向かう(③924)	7月	毛利元就、尼子義久を出雲富田城に攻め降伏させる。
		7・29 司祭フロイス、伴天連追放の詔勅により教会を引き払い都を出て飯盛に行き三箇の教会に身を寄せる(⑧8・1)(③927)		
		11・16 三好三人衆、三好義継を擁して松永久秀と飯盛城で戦う(③934)		
		2・17 三好三人衆、畠山高政と河内で合戦(③934)	12月	松平家康、徳川と改姓。
		この年三箇サンチヨ、主君三好義継に改宗を命じられるも、これに背き封禄・財産を捨て堺に行く。飯盛城のキリシタンこれを知り三箇氏の復帰を三好三人衆に働きかける(③935)		
		○畠山氏家中、和泉守護代家松浦孫八郎の戦功として十七ヶ所の知行を認める(③937)		
一五六七	永禄一〇	この年司祭フロイス、三箇サンチヨ頼照等のいる三箇へ行く(③938)		
		1・5 河内津田城主津田主水、松永久秀に応じ、出口において三好三人衆方と合戦する(③940)		
一五六八	永禄一一	2・5 篠原長房、三好長治の旨をうけ交野郡私部郷のうち鷹山藤寿当知行分、欠所分の諸課役を免除(③941)		
		6・26 山中藏人、河内三屋に布陣(③942)		
		9・29 織田信長・足利義昭、畿内を平定し、河内高屋城は落城、飯盛城には三好義継が入城(③942)		
		この年三箇サンチヨ頼照、三箇に大きな教会を建て信徒の育成にも貢献のあったことを記される(③945)	10月	堺商人今井宗久、摂津芥川で織田信長に謁する。
		2月 星田荘内殿日御供米料所を安見右近丞が押領する(③947)		
		3・3 織田信長、公家所領を確認、河内は御厨・山口・中振郷ともに不知行(③948)		
		4月 掃部頭領大庭荘は当代不知行(③949)	4月	織田信長、ルイス・フロイスに京都居住を許す。

一五七〇	元亀元		6月	信長、家康とともに浅井長政・朝倉景健を近江姉川に破る。
○遊佐信教、小枝孫三郎（安俊）に十七ヶ所および波志者荘内の一部知行を安堵（③950）				
○遊佐信教、小枝三郎右衛門実子の軍役を承認する（③960）				
5・4 河内の不穏な情勢が伝えられる中、織田信長が河内守護畠山秋高に治安を維持するよう伝える（③950）				
7・26 松永久秀と三好三人衆が河内で合戦（③951）				
8・17 結城ジョルジ弥平次、河内古橋で年貢米の徴収作業中に敵の軍勢に襲われ味方がほとんど殺されるも敵将三木判太夫がキリシタンだったため助けられる（③952）				
8・20 三好長逸等、三好義継に属する畠山昭秋方古橋城を攻める（③956）				
8・20 遊佐信教、古橋城の合戦における小枝左馬助討死の感状を出す（③957）				
8・30 足利義昭、枚方に陣す（③958）				
10・晦 遊佐信教、古橋合戦における忠節に対して知行を安堵する（③958）				
12・17 松永久秀、河内十七ヶ所に陣を置く（③958）				
5・12 松永久秀父子、河内交野城を攻撃、安見右近を討つ（③960）				
5・30 松永久秀、三好三人衆、信貴山・高屋城を攻める（③961）				
6・6 松永久秀が河内に出兵した和田惟政を撃退、交野城を攻めていた松永軍が安堵する（③962）			6月	毛利元就没。
8・28 和田惟政戦死につき三箇の教会からイエズス会インド管区長に宛てた書簡（③963）			9月	織田信長、延暦寺を焼き討ち。
9・26 遊佐信教、小枝助次郎の河内加留墓での軍功に感状を出す（③969）				
11・15 三好三人衆、近衛前久に守口付近の知行三千石を送る（③969）				
11・26 興福寺尊勢、十七ヶ所に陣する松永久秀に杉原などの物を贈る（③970）				

一五七二	元亀三	11・27	近衛家下代、三好三人衆より十七ヶ所内、波志者などの知行が贈られる（⑫・7）（③970）	7月	室町幕府滅亡
一五七三	元亀四	4・29	織田信長、松永久秀の私部城を攻める（③971）		
		7・21	足利義昭、津田より若江へ移る（③974）		
		4・19	織田信長、十河存保の申し入れを受け、河内半分を約束、柴田勝家に若江城攻めを申し伝える（③974）		
一五七四	天正元	11月	三好義継の死後、河内若江城に「若江三人衆」が入城する（③975）	6月	信長、狩野永徳筆「洛中洛外図屏風」を上杉謙信に贈る。
	天正二	8・3	信長三箇城を攻める、また細川藤孝に津田のことを相談するために上洛するよう申し伝える（③977）		
		9・9	佐久間父子、堀溝を攻める（③978）		
		9・21	河内八ヶ所において本願寺顕如の供宇治彦右衛門尉討死したことに本願寺坊官が感状を出す（③978）	2月	信長、安土城を築き、拠点とする。
一五七六	天正四	5・5	河内若江城が大坂石山本願寺攻撃の拠点となり、織田信長が入城する（③979）	4月	里村紹巴ら、祇園社で万句会を催す。
		6月	石清水八幡宮社僧中、安見氏が星田荘の供米を納めないのを訴えた（③979）	10月	松永久秀、織田信忠に大和信貴山城を攻められ自害。
一五七七	天正五	8月	三好山城守康慶、牧郷養父河原・川島を禁裏に献上する（③980）	7月	惟任（明智）光秀、丹波を平定する。
一五七八	天正六			1月	羽柴秀吉、三木城を陥落し別所長治を自刃させる。
一五七九	天正七				
一五八〇	天正八				
一五八二	天正一〇	この年河内国の岡山・三箇・若江には、よく整備されたキリシタン教団が存在（③982）			
		1・23	ガスパル・クエリヨの報告に河内国岡山・三箇・飯盛の状況を記す（③985）	6月	明智光秀、本能寺に信長を二条城に信忠を包囲し自害させる（本能寺の変）。
		6・15	以降明智光秀敗死後、本拠坂本城陥落の後、討伐の軍河内三箇に出動し居館および教会が焼却される（③989）		

一五八三	天正一一	6月 本能寺の変後、高槻の高山右近等は明智光秀追討側に三箇頼連は明智側につく(③991) 7・6 池田恒興、河内十七ヶ所を支配(③991) 10・31 三箇氏、明智光秀に属したため本能寺の変後に明智方討伐の余波で三箇の教会等を焼かれる(③993) 10月 羽柴秀吉、河内十七ヶ所門真莊古橋町に禁制を下す(③992) 1・2 高山右近、秀吉の意向をくみ岡山の教会を大坂に移築するよう勧めパードレこれを秀吉に願い出て許され敷地を与えられる(③995)	4月	秀吉、近江賤が嶽において柴田勝家を破る。前田利家、秀吉に投降する。
一五八四	天正一二	8・1 羽柴秀吉、河内讃良郡などの畿内の知行割を実施する(③996) 10・6 羽柴秀吉、河内讃良郡太秦の地を松下之綱に宛行う(③1000) この年羽柴秀吉の大坂に主要寺社を集めるという意向を看取した高山右近の勧めにより岡山の教会を移築することに決め、秀吉それを承諾し敷地を与える(③1003) 2・24 羽柴秀吉、河内国交野郡星田荘内供米百二十石を石清水八幡宮寺に寄進する(③1007) この年給人の出来目録に讃良郡などがみえる(③1007)	8月 6月	秀吉、大坂城に入る。 秀吉、領国を諸將に配分する。
一五八五	天正二三	9・8 グレゴリオ・デ・セスベデス、本能寺の変後の動乱を経た後の河内結城氏・三箇氏等の動静を報告(③1024)	12月	徳川家康、秀吉と和睦し、次男秀康を秀吉の養子とする。
一五八七	天正二五	5月 山科言経、十七ヶ所の産後の女に薬を遣わす(③1027) ○本能寺の本堂再建に際して、河内国三井の檀方衆が出資する(③1027)	7月	秀吉、関白となり藤原に改姓する。
			6月	秀吉、山城を検地。
			9月	秀吉、千利休・津田宗及らを茶頭とし北野大茶会を催す。
			10月	秀吉、母を質として岡崎城へ送る。家康、大坂城で秀吉と会う。
			12月	秀吉、太政大臣となる。

一五八八	文正二六	9・17	豊臣秀吉、讃良郡中垣内村三百石を飯米並びに母堪忍分として加藤清正に宛行う(③1028)	4月	後陽成天皇、聚楽第へ行幸。
一五九一	天正二九			5月	京都東山に方広寺大仏殿を建立。
				7月	秀吉、諸国に刀狩令等を発布。
一五九二	文禄元			2月	千利休自刃。
				9月	秀吉、朝鮮出兵を命じる。
				3月	秀吉、征明軍を率い九州名護屋に向かう。
一五九三	文禄二			8月	明の將軍沈惟敬、小西行長と平壤で会い、和平を約す。
				4月	小西行長、補給路を絶たれ兵糧欠乏し沈惟敬の和議を受け入れ停戦する。
一五九四	文禄三	12・2	豊臣秀吉、検地の上、交野郡星田村内百二十石等を石清水八幡宮供米料として寄附する(③1029)	8月	津田宗及没。
				4月	朝鮮王李暉、加藤清正に講和を求める。
				12月	小西行長の使内藤如安、明皇帝に謁し和議を約す。
一五九五	文禄四	11・2	「河内国茨田郡拾七ヶ所葛原村御検地帳」が作成される(『市誌』一九六六年614)	1月	明將軍陳雲ら小西行長に講和を求める。民正使李宗城ら北京を出発し釜山浦へ向かう。
		9・26	豊臣秀吉、検地の上、交野郡渚村内三百石を妙法院領として寄附する(③1030)	1月	秀吉、毛利輝元らに淀川築堤を命じる。
一五九六	文禄五	10・1	豊臣秀吉、妙法院月次千僧供養料として渚村百九十六石余他を妙法院に寄付(③1030)	9月	秀吉、明使を大坂城で引見、激怒し朝鮮再出兵を決する。

一五九七	慶長二		この年、高宮村秋玄寺が佐太来迎寺の末寺となる（小寺辰夫家文書〔秋玄寺由緒沿革書・財産明細帳調査書控〕	1月	秀吉、朝鮮に再出兵。
一五九八	慶長三		3・21 河村与三右衛門・木村定右衛門が過書奉行に就任する。	2月	黒田長政、朝鮮に築城。
一五九九	慶長四		この年、角倉与一が過書奉行に就任する。	9月	朝鮮の水師提督李舜臣、鳴梁で日本水軍を破る。
一六〇〇	慶長五		10月	7月	秀吉、徳川家康・前田利家に忠節を誓う誓書を出させる。
一六〇一	慶長六		木村勝正らに淀川過書船を管掌させる。	8月	秀吉没。秀吉の死を秘し朝鮮撤兵を命じる。
一六〇二	慶長七			1月	秀頼、伏見城を出て大坂城に入る。
一六〇三	慶長八			③月	石田光成、家康を頼り近江佐和山へ退去。
一六〇五	慶長一〇			9・15	関ヶ原の戦い
一六〇七	慶長一二			7月	この年から慶長検地始まる（慶長一七年）
一六二二	慶長二七			2・12	徳川家康、征夷大將軍に就任し、江戸に幕府を開く。
一六二三	慶長二八			5月	この年、慶長国絵図・郷帳の作成始まる。
一六二四	慶長二九			朝鮮通信使、初来日	
一六二五	慶長三〇			12・23	キリシタン禁制発令
一六二六	元和二			11・15	大坂冬の陣
一六二七	元和三			5・7	大坂夏の陣
			この年、郡が幕府領となる（『大阪府全志』巻四）		
			12・18 守口宿が設置される。		
			この年、国松・太秦・小路のうち二〇八石八斗・堀溝・燈油が幕府領となる（『大阪府全志』巻四）		
			1・13 山城・河内の堤防を修築する。		

一六八	元和四	9・11 河内国茨田郡のうち三万一千四百七十八石八斗余、若江郡三七二石五石八斗、交野郡四七〇石一斗、摂津国北中嶋一万〇一七石一斗が稲葉紀道領となる〔『稲葉紀道宛徳川秀忠朱印状・知行目録』〕〔別本稲葉家譜〕『大日本史料』第十二編之二十八	この年、喜多見忠勝が堺奉行に就任し、摂津・河内・和泉国の国奉行を兼任する。
一六〇	元和六	この年、大和・高柳・神田・対馬江・黒原・仁和寺・葛原・点野・池田・太間・木屋・石津・郡・田井・三井・平池が松平定綱領となる〔紅澤家古文書〕	3・1 大坂城築城が完了
一六三	元和九		
一六四	元和一〇	この年、神田村の福井宗兵衛が道宇を建立し、法庵（安）寺が創建される〔『市誌』一九六六年736〕	7月 紫衣事件
一六九	寛永六	この年、平池村立会道場が東本願寺から正教寺の寺号を受けた（赤川暁男家文書「乍恐口上（明教寺普請願につき西本願寺門徒より東本願寺派への証文差出）」）	
一六〇	寛永七	この年、小路村のうち二〇〇石が加藤勝兵衛の采地となる〔『大阪府全志』巻四〕	3・25 永井尚政が山城国淀に城を与えられる。
一六三	寛永一〇		
一六三四	寛永一一	この年、国松・太秦・小路のうち二〇八石八斗が曾我古佑大坂西町奉行の役知となる〔『大阪府全志』巻四〕	7・8 小堀政一、五畿内の検地を命じられる。
一六三六	寛永一三	11月 朝鮮通信使の淀川通行の際、柱本茶船が接待を命じられる。	
		この年、平池村立会道場が西本願寺から明教寺の寺号を受けた（赤川暁男家文書「乍恐口上（明教寺普請願につき西本願寺門徒より東本願寺派への証文差出）」）	

一六三七	寛永二四	この年、大坂上荷船・茶船の条例を定める。	10・25	島原の乱
一六三八	寛永二五	3・13 大利村・神田村・八ヶ庄内九カ村が友呂岐組に対して水割の取り決 めを報告した(⑤322)		
一六三九	寛永二六		7・4	幕府、ポルトガル船の来航を禁 止(鎖国の完成)
一六四一	寛永一八		この年、寛永の大飢饉がおこる(十九年)	
一六四三	寛永二〇	9・13 佐太役所の役人が仁和寺村新田開発由緒をまとめて永井尚政に報告 した(④41)	3・11	幕府、田畑永代売買禁止令を出す。
一六四四	正保元		12・25	幕府、郷帳・国絵図の作成を命 じる(正保郷帳・国絵図)
一六四八	正保五	この年、寝屋・打上のうち四七石八斗四升五合が松平重綱領となる(『大阪 府全志』卷四)	2月	農民の心得(慶安御触書)、検地 条例(慶安検地条例)を公布する。
一六四九	慶安二	5月 秦河勝墓が再建される(②439、448)	7月	慶安事件
一六五一	慶安四	この年、高宮村牛頭天王社(現大杜御祖神社)が高宮村・小路村立会の氏神 となる(平橋大工組文書912)	1月	明暦大火
一六五四	承応三	2・28 大利・高柳・神田・対馬江・黒原・仁和寺・池田・太間・木屋・田井・ 平池・秦・打上のうち三二〇石七斗八升八合が永井尚庸領となる(『大 阪府全志』卷四、『新訂寛政重修諸家譜』第十)		
一六五七	明暦三	2・28 葛原・郡のうち三六二石八斗一升三合が旗本永井尚申領となる(『大 阪府全志』卷四、『新訂寛政重修諸家譜』第十)		
一六五八	明暦四	2・28 郡村のうち二〇三石一斗八升四合が旗本永井尚春領となる(『大阪府 全志』卷四、『新訂寛政重修諸家譜』第十)		
一六六一	万治四	この年、国松・太秦・小路のうち二〇八石八斗・堀溝・燈油が曾我近佑大坂 西町奉行の役知となる(『大阪府全志』卷四) 大利村の徳本坊が東本願寺から本行寺の寺号を受ける(『市誌』一九六六年 736、737)		

一六六二	寛文二	7月	秦村と高宮村が新宮池の余り水を五藤池へ入れ、五藤池を共同利用する旨の取り決めを行った(⑤398)
一六六三	寛文三	この年、国松・太秦・小路のうち二〇八石八斗・堀溝・燈油が彦坂重治大坂西町奉行の役知となる(『大阪府全志』巻四)	この年、寝屋・打上のうち四七石八斗四升五合が石丸定次の采地となる(『大阪府全志』巻四)
一六六四	寛文四	4・5	永井尚庸に領知朱印状・領知目録が下付され、木屋村ほか四〇カ村の支配が認められる(『永井尚庸宛領知朱印状・目録(河内の内)』『寛文朱印留』上)
一六六六	寛文六	2・2	畿内・近国諸代官に水源・川筋の保護を命ずる(諸国山川掟制定)
一六六八	寛文八	この年、諸国に大早魃おこる(畿内・西国旱魃)	永井尚征(尚政系)が山城国淀から丹後国宮津に転封となる。
一六六九	寛文九	2・25	西国・中国・四国の大名に淀川浚渫費を賦課される。
一六七〇	寛文一〇	8月	畿内・西国大風雨
一六七三	寛文一三	6月	二〇石以下の名主、一〇石以下の農民の分割相続を禁じる(分地制限令制定)
一六七四	延宝二	4月	畿内・西国に大雨・洪水(〓七月)翌年にかけて全国的な飢饉がおこる。
一六七五	延宝三	2月	大和・摂津・河内の飢民に救米を与える。
一六七七	延宝五	3月	延宝検地はじまる。(〓延宝七年)
一六七八	延宝六	正・23	大久保忠朝が肥前国唐津から下総国佐倉に転封となる。
			この年、国松・太秦・小路のうち二〇八石八斗・堀溝・燈油が島田重頼大坂西町奉行の役知となる(『大阪府全志』巻四)

一六七九	延宝七	この年、寢屋・打上のうち四七石八斗四升五合が設楽貞政の采地となる『大阪府全志』巻四)	7月	三田浄久『河内鑑名所記』を刊行した。
一六八〇	延宝八		3月	大坂在郷剣先船の営業を停止する(貞享元年再開)
			6・27	永井尚長(尚政系)が死亡し、所領が没収される。
一六八一	延宝九	この年、国松・太秦・小路のうち二〇八石八斗・堀溝・燈油が藤堂良道大坂西町奉行の役知となる(『大阪府全志』巻四)	8・7	永井直圓(尚政系)が大和国新庄に所領一万石を与えられる。
一六八二	天和二		この年春、	近畿で飢饉おこる。
一六八四	天和四		9月	井原西鶴『好色一代男』刊
			2月	河村瑞軒、淀川下流の治水工事に着手。翌年12月新流路(安治川)の開鑿完成
一六八五	貞享二	2・12 佐太役所の役人が木屋村に村内取り締まりの触を出した(④179)	3月	淀川治水対策として畿内に水源保護を再令する。
一六八六	貞享三	この年、烏山藩永井氏が領地村々の庄屋・肝煎の持高をとりまとめた(茨田郡高柳村・大利村・木屋村・太閤村)(④2・172)	正・21	大久保忠朝が相模国小田原に転封となる。
		この年、烏山藩永井氏が高柳村・大利村の寺社の沿革をとりまとめた(④162)		
		この年、永井氏が摂津・河内両国の領地村々の寺社書上帳をとりまとめた(④314)		
		この年、寢屋・打上のうち四七石八斗四升五合が小田切直利の采地となる(『大阪府全志』巻四)		
一六八七	貞享四	11月 烏山藩永井氏が領地村々の石高をとりまとめた(茨田郡対馬江村・高柳村・神田村・大利村・池田村・黒原村・仁和寺村・三井村・木屋村・太閤村・平池村)(④3・173)	1・28	幕府、生類憐みの令を出す。
			4月	幕府、田畑永代売買禁止を再令

一六八八	貞享五	この年、神田・対馬江・黒原・仁和寺・池田・田井・平池・秦・打上のうち三一〇石七斗八升八合が幕府領となる（『大阪府全志』巻四） この年、国松・太秦・小路のうち二〇八石八斗・堀溝・燈油が能勢頼相大坂西町奉行の役知となる（『大阪府全志』巻四）
一六八九	元禄二	
一六九〇	元禄三	6月 燈油村伊右衛門ら四名が岡山村・燈油村の乗はずれ田地への讃良川筋川上用水分水け禁止の申し合わせを行った（④734） この年、国松・太秦・小路のうち二〇八石八斗・堀溝・寝屋・打上のうち四七石八斗四升五合・燈油が幕府領となる（『大阪府全志』巻四） この年、木田が片桐帯刀の采地となる（『大阪府全志』巻四） この年、友呂岐平池立会道場の地面を二分割して明教寺・正厳寺がそれぞれ独立した（赤川曉男家文書「年恐口上（明教寺普請願につき西本願寺門徒より東本願寺派への証文差出）」）
一六九一	元禄四	
一六九二	元禄五	
一六九三	元禄六	3月 堀溝村が見取り場の検地書き上げを金丸又左衛門に報告した（④538）
一六九四	元禄七	4・21 神田・対馬江・黒原・仁和寺・池田・田井・平池・秦・太秦・打上のうち三一〇石七斗八升八合、燈油が大久保忠朝領となる（『大阪府全志』巻四、『新訂寛政重修諸家譜』第十一）
一六九六	元禄九	
一六九八	元禄一一	

10・21	永井直敬（尚庸系）が下総国烏山に城を与えられる。
3月	松尾芭蕉「奥の細道」の旅に出る。
12月	河内・若江・讃良・高安四郡の村々が大坂町奉行に久宝寺川と菱江川・吉田川の分流を陳情する。
1・26	幕府、大坂の諸川船に江戸並みの運上銀を賦課する。
11・23	幕府、国絵図の改正を命令する（元禄郷帳・国絵図）
この年、	宮崎安貞『農業全書』成る。
7月	京都町奉行に上方郡代を兼帯させ、上方代官を管掌させる。
この年、	『摂河往来』刊行

一六九九	元禄一二	4月	島山藩永井氏が領地村々の元禄三〜十一年・九か年分の年貢高をとりまとめた（茨田郡高柳村・大利村・木屋村・太間村）（④5・174）
一七〇二	元禄一五	⑨・6	燈油村・砂東村・砂西村・岡山村が讃良川筋上用水の水分けについて申し合わせを行った（④735）
一七〇三	元禄一六	この年、	河内屋北新田の開発がはじまる（『市誌』一九六六年541）
一七〇四	宝永元	この年、	河内屋北新田の開発がはじまる（『市誌』一九六六年541）
一七〇五	宝永二		
一七〇六	宝永三		
一七〇七	宝永四		
一七〇八	宝永五	この年、	河内屋北新田の検地が行われ、幕府領となった（『市誌』一九六六年541）
一七〇九	宝永六		
一七一〇	宝永七		
一七一二	正徳二	3・24	石津村道場が東本願寺から愍重寺の寺号を受けた（上堀平家文書「乍恐書付ヲ以御断申上候（石津村道場に愍重寺の寺号が与えられる御断）」伊加賀村吉左衛門が修験道当山派目付吉雄院による勸化取り計らい方について木屋村ほか二五か村に書状を差し出した（④333）
一七二三	正徳三	5月	
一七二五	正徳五	7月	秦村が寝屋川筋新田を村領村高への繰り入れを承認した（⑤268）
		1月	生類憐みの令を廃止する。
		2・11	永井直敬（尚庸系）が武蔵国岩槻に転封となる。
		3月	道中人馬通行の規則（道中御仕置之条々）が公布される。
		4月	代官への幕領の支配に関する規定一三条を示す（小検見の廃止、幕領大庄屋制度の廃止）
		11月	富士山噴火
		正・28	永井直敬（尚庸系）が信濃国飯山に転封となる。
		2月	幕府、大和川筋の開拓を企画。
		10・13	大和川付け替え工事完了
		5月	近松門左衛門「曾根崎心中」初演
		12月	赤穂浪士、吉良義央を討つ（赤穂事件）
		9・	朔永井直敬（尚庸系）が播磨国赤穂に転封となる。

一七二六	正徳六						
一七七	享保二	この年、堀溝村が讃良川堤破損のため百姓役普請を行った(④610)					
一七八	享保三	この年、郡村のうち一二八石一斗八升四合が旗本永井直増領となる(『大阪府全志』巻四)					
一七二九	享保四	4月 友呂岐組と一カ組が二十か用水通船の積荷場所代についての取り決め証文を石津村へ差し出した(⑤324)					
一七二二	享保六	この年、郡北村が郡村から分離・独立した(『市誌』一九六六年484)					
一七三	享保七	12・12 黒原村年寄役田地訴訟につき先年寄八兵衛俸伝右衛門の田地とする旨、村中連署をおこなった(④85)					
一七三	享保八	この年、友呂岐庄六カ村が上庄の寝屋川筋悪水路に反対する訴訟を大坂町奉行所におこした(⑤285)					
一七四	享保九	1・16 石津村が用悪水樋新設・用水樋伏替・悪水路拡張を行った(⑤286・287・382)					
		1月 友呂岐組六カ村が二十か用水維持のための人足を出さない旨を普請奉行所に回答した(⑤325)					
		④月 石津村・郡村・田井村が神田村への友呂岐悪水路古井路越(石年貢について減免を願い出た(⑤383)					
			2月 田中丘隅『民間省要』成る。				
			9・24 摂津・河内・和泉・播磨四か国幕領の公事訴訟と寺社の支配を京都町奉行から大坂町奉行へ移管				
				7月 幕府、淀川およびその支流の管轄を伏見・堺・大坂町奉行に分担させる。			
				4月 淀川両岸村々、外島田畑取払いを命ぜられるが、町歩が多いため撤回			
				8・13 幕府、諸街道の呼称を定める。徳川吉宗、征夷大將軍に就任。享保の改革をすすめる(→延享二年)			

一七二五	享保一〇	この年、堀溝村に年貢定免制が導入された(④516)
一七二六	享保一一	この年、堀溝村が字下崎用水戸関樋を設置した(④616)
一七三〇	享保一五	2・6 友呂岐庄が上郷の悪水落・下郷の用水落について千種清右衛門・井沢弥惣兵衛に願い出た(⑤288)
一七三一	享保一六	この年、寝屋が幕府領となった『大阪府全志』巻四
一七三二	享保一七	6・26 打上村が太秦村に対し悪水落溝掘り願を差し出した(④706)
一七三五	享保二〇	
一七三六	元文元	6月 枚方三ツ矢村で淀川堤防が決壊した(『市誌』一九六六年「年表」)
		9月 堀溝村が用水留め置場を設置し定め書を策定した(④607)
		6月 枚方三ツ矢村・出口村で淀川堤防が決壊した(『市誌』一九六六年「年表」)
		この年、高宮が幕府領となった『大阪府全志』巻四
		この年、堀溝村が讃良川堤破損のため百姓役普請を行った(④608)
一七三七	元文二	享保年間、萱島流作新田の開墾がはじまる(『市誌』一九六六年547)
		8月 黒原村が年貢定免に反対する嘆願を提出する(④35)
一七三八	元文三	この年、堀溝村が楠根川六か村立会松埋樋伏替工事を行った(④613)
		この年、堀溝村が讃良川堤破損のため百姓役普請を行った(④610)
一七四〇	元文五	9月 萱島流作新田の検地帳を調製した(⑤268) この時、萱島流作新田が幕府領となった『大阪府全志』巻四
		6・12 燈油村農民が大水破損か所修復費用の助成を申し合わせた(④707)

幕府、畿内諸河川について、堺
伏見・京・大坂町奉行の管轄区
域を指定し、一定規模以上の普
請は勘定所へ上申するよう命ず
る。

この秋、享保の飢饉

6月

8月 新田検地条例二か条を制定する。

一七四一	寛保元	この年、堀溝村が字といか池戸閼樋流失のため伏替工事を行った(4616)	8・9	大坂の上荷船・茶船仲間、淀川筋過書仲間との青物積載小廻賃についての争論に勝訴する。
一七四三	寛保三	12・4 郡・田井・木屋・石津・平池・太間の友呂岐六カ村が訴訟費用・下尿取引・悪水路維持費用などの勘定をとりまとめた(5570)	6月	摂津・河内・和泉の村々農民、諸肥料高値につき大坂町奉行所へ嘆願する(出訴)
一七四四	延享元	12・5 友呂岐庄六カ村が出口組六カ村を相手取り出口組悪水井路の整備について(大坂町)奉行に訴え出た(5290)	7月	勘定奉行神尾春央ら畿内・中国筋を巡見し、幕領の年貢増徴をはかる。
一七四五	延享二	12月 黒原村が儉約村定めを取り決めた(499)	4・15	摂津・河内大和川筋新田の農民、神尾春央の検地に反対して京都(堂上)・江戸へ越訴する。
		2・8 友呂岐庄六カ村が出口組六カ村悪水井路拡張反対を青木次郎九郎代官に訴え出た(5293)	1月	摂・河・泉・播の農民、年貢減免を大坂町奉行所に出訴
一七四六	延享三	7月 堀溝村長兵衛ら四人が太兵衛を相手取り水田への用水引き込みをめぐる訴訟を起こした(4617)		
		10月 打上村が新開田畑改帳を作成した(5401)		
		1月 木屋村・太間村・石津村・郡村・田井村・平池村が真石門樋の伏替を加納藩佐太役所に願い出た(588)		
		5月 黒原村で夫米免除の代わりに六尺給米の上納を願い出る(433)		
		5月 堀溝村が讃良川樋普請にかかる代銀の下付を巡検使に願い出た(4569)		
一七四七	延享四	この年、友呂岐庄六カ村が出口組六カ村悪水井路拡張反対を巡見様に訴え出た(5294)	4月	諸代官(諸村の実情調査と年貢賦課基準の算定を命ずる。
一七四八	寛延元	9月 神田・対馬江・黒原・仁和寺・池田・田井・平池・秦・太秦が幕府領となる(『大阪府全志』巻四)	8月	竹田出雲「仮名手本忠臣蔵」初演
一七四九	寛延二	5月 黒原村が年貢定免に反対する嘆願を提出する(435)	5月	勘定奉行に定免制の全面施行を命ずる。

一七五〇	寛延三	12月	讃良郡村々が巡検入用費の負担についての要望を大津代官所に差し出した(⑤576)	1・20	幕府、農民の強訴・徒党・逃散を厳禁する。
一七五二	宝暦二	10月	讃良郡村々が年貢江戸廻米の請負庄屋任命の報告を石原清左衛門役所に行った(④535)		
一七五六	宝暦六	4・7	対馬江・黒原・仁和寺が松平輝高領となる(『大阪府全志』巻四)	5・21	永井直陳(尚庸系)が美濃国加納に転封となる。
一七五九	宝暦九	11月	河内国茨田・讃良郡、摂津国東成郡一一〇カ村が山城国木津川の分水新川の設置反対を奉行所に願い出た(⑤78)	9・15	大風雨により淀く枚方間で淀川堤一七か所決壊
一七六〇	宝暦一〇	7・27	太間村が摂津国島上郡柱本村を相手取り、淀川中州(川嶋)をめぐる争論を奉行所に訴え出た(⑤103)		
一七六一	宝暦一一	5月	茨田・交野郡一二カ村が淀川浚えの高掛り出銀反対の訴願を奉行所に差し出した(⑤83)		
一七六二	宝暦一二	9月	太間村が摂津国島上郡柱本村と淀川中州(川嶋)をめぐる争論で和解した(⑤105)		
		7月	朝鮮通信使来朝にあたり、田井村・平池村・池田川村・池田中村・池田下村に入足・接待鳥魚が割り当てられた(⑤173・174)		
		7月	池田川村・池田中村・池田下村・平池村・三井村・□□村の茨田郡六カ村が囲置初蔵の新築を大津代官所に願い出た(⑤577)		
		10月	平池村が寝屋川堤防決壊のため年貢の減免を大津代官所に願い出た(⑤270)		
一七六三	宝暦二三	3・1	太間村と柱本村が淀川中州(川嶋)をめぐる争論についての覚書を取り交わした(⑤126)		
一七六五	明和二	2・6	讃良郡七か村・茨田郡八か村が江戸廻米分の大坂蔵米納または銀納への変更を信楽代官所に願い出た(④536)		

一七六	明和三	3月 讃良郡・茨田郡村々が奉公人を雇用するにあたり身元確実の者を雇 用する旨の申し合わせを行った(4575) 6・23 堀溝村政右衛門が二十か用水からの引水を行ったことにより二十か 用水組との訴訟をおこした(5335) 10月 讃良郡上組七か村が江戸廻米の免除を信楽代官所に願いだした(45 36) 8・6 堀溝村が干ばつに際し田畑見分を願いだした(4525)	3・15 幕府、諸国村々に自家用のほか 油絞稼を禁じ、かつ油の大坂廻 送を命ずる。
一七六	明和三	8・17 堀溝村が年貢の三分一値段による上納を信楽代官所に願いだした(4 527) 8・17 堀溝村が高札の書き直しを信楽代官所に願いだした(4579) この年、讃良郡上組九か村が菜種油絞りの許可を求める嘆願を信楽代官所に 差し出した(5577) 7・26 堀溝村が摂津・河内両国水場九八か村に対する悪水抜井路入用の年 貢増米請書を中井二左衛門・信楽代官所に提出した(4621) 8・10 堀溝村が三割以上損毛の際、破免検見取を願いだした(4523) 10・7 堀溝村は悪水の状況について信楽代官所に報告した(4622) 4・27 堀溝村が二十か用水組を相手取り二十か用水からの貰い水をめぐる 訴訟をおこした(5339)	4・23 摂河村々の農民と大坂下屎仲買 との紛争が解決する。 6・3 摂・河・泉・播四か国の寺社な らびに大坂町人との金銀訴訟を 大坂町奉行の扱いとする。 7月 大坂油問屋株を定める。 8月 大坂市中のほか摂河泉の在方に も油稼株を設定する。 7月 関西諸国洪水
一七六	明和三		
一七〇	明和七		
一七六	明和六		
一七六	明和四		
一七二	明和八		

一七二二	天明二	この年、対馬江・黒原・仁和寺が幕府領となる（『大阪府全志』巻四）
一七二二	明和九	7月 茨田郡一番村・二番村・三番村・四番村・五番村・六番村、門真一番上村・門真一番下村・門真二番村・門真三番村・門真四番村が淀川筋二番村一カ村立会樋の伏替を堤奉行・佐太普請奉行に願い出た（⑤89） 12月 門真庄六カ村・大庭庄五カ村は淀川筋二番村一カ村立会樋の伏替を佐太普請奉行に願い出た（⑤92） 9・21 寝屋川付州の扱いについて東町奉行所が東成郡新喜多新田から交野郡寝屋村までの寝屋川沿岸村々に通達した（⑤271） この年、寝屋川流作新田開発につき川床様子を書き上げた（⑤272）
一七四三	安永三	9月 摂津・河内両国村々が下尿請方について申し合わせを行った（⑤79） 1月 平池村が寝屋川堤防決壊による年貢減免を願い出た（⑤273） 4月 横地村が九個荘村々と古川筋悪水落の妨げになる橋杭取り払いについて約定した（⑤210） 6・26 摂津国榎並庄二五カ村、放出村、河内国茨田郡八ヶ庄一九カ村、門真庄、五ヶ庄二五カ村が古川悪水落について九個荘一カ村と和解した（⑤211） 11・13 神田・池田・田井・平池・が牧野貞長役知となる（『大阪府全志』巻四） 3月 平池村が寝屋川堤防の修復を大津代官所に願い出た（⑤274） 9・21 池田川村・池田中村・池田下村・点野村・葛原村・大利村が神田村を相手取り古川悪水落堤防をめぐる訴訟をおこした（⑤212） 1・27 神田村が古川悪水落の堤防をめぐる訴訟に対する返答を出した（⑤214）
一七四四	安永五	5月 農民がみだりに奉公稼に出ることを禁ずる。
一七四四	安永六	11月 平賀源内、エレキテルを完成させる。
一七四四	安永三	8月 新書刊 前野良次・杉田玄白らの『解体新書』刊
一七四四	安永三	7月 大坂・摂・河・泉・播と西国・中国・四国との金銀訴訟を大坂町奉行扱いとする。
一七七八	安永七	
一七八〇	安永九	
一七八二	天明二	この年、天明の飢饉（一三年）

一七八三	天明三	2月	大坂・京都などで米価騰貴・米買い占めのための打ちこわしがおきる。 老中田沼意次ら失脚する。
一七八六	天明六	8月	
6・14	堀溝村が大雨のため決壊した讃良川堤防の見分を谷町代官所に願い出た(④571)		
9月	堀溝村が破面検見を願い出たが谷町代官所により却下された(④524)		
1・13	打上村吉兵衛・治郎兵衛・孫右衛門が新開田地の検地を願い出た(⑤403)		
5・19	堀溝村が田畑作付報告を谷町代官所に行った(④602)	7・1	幕府、寛政改革を始める。
3・23	堀溝村が年貢定免に伴う増米分の減免を願い出た(④518)		
4・10	堂島役所から打上村に巡検使通行時の心得が通知された(④703)		
6月	摂津国東成郡中道村瓦職人の瓦稼ぎ申し入れに対し国松村が谷町代官所に反対を回答した(④461)	5・7	幕府、河内国茨田郡佐太来迎寺の融通念仏宗を禁止
7月	小田原藩領燈油村・打上村ほか一四ヵ村が倭約の申し合わせを行つた(④709)		
7月	五ヶ庄一五ヵ村、門真庄五ヵ村、大庭・大久保庄一六ヵ村が寢屋川筋悪水落樋の伏替費用の下付を加納藩佐太役所に願い出た(⑤277)		
この年、	池田・田井が幕府領となる(『大阪府全志』巻四)		
天明年間、	太秦村太秦寺が浄土宗から融通念仏宗に改宗した(平橋大工組文書737)		
一七九〇	寛政二	7・20	堀溝村が京都神泉苑・伊賀阿波大仏に雨乞いの祈祷を依頼した(④604)
一七九一	寛政三	8・22	砂南村・砂東村・岡山村・国松村が大風による稲・木綿の被害を谷町代官所に届け出た(④454)
8月	堀溝村は讃良川堤防の決壊について被害状況を谷町代官所に報告した(④623)	9・3	ロシア使節ラクスマン、伊勢の漂流民大黒屋幸大夫らを護送して根室に来航。通商を求める。
一七九二	寛政四	②・22	砂西村・砂東村・岡山村・小路村・高宮村・国松村が年貢六か年定免制への反対を谷町代官所に願い出た(④346)

一七九三	寛政五	この年、国松・秦・太秦・高宮・小路のうち二〇八石八斗・堀溝・河内屋北	12月	海防強化を諸大名に命ずる。
一七九四	寛政六	新田・萱島流作新田が永井直進の預かり支配となる『大阪府全志』巻四		
一七九五	寛政七	4・16 平池村正厳寺ならびに門徒の一部が山城国紀伊郡伏見町西方寺末明教寺の門徒に旦那寺を変更した(④315)		
一七九七	寛政九	3・19 木屋村・石津村が新井路に通船するための取り決めを行った(⑤295)		
		3・2 堀溝村は高宮村・小路村の溜池新規普請の差し止めを高槻役所に願		
		い出た(④624)		
		4月 九個荘一ヵ村立会の古川堤普請が完成した(⑤216)		
		6月 国松村庄屋長兵衛・年寄又兵衛・百姓代七左衛門が行清寺取扱銀訴訟の返答書を差し出した(④503)		
一七九八	寛政一〇	7・21 茨田郡世木村護念寺弟恵流が国松村行清寺門徒十三人総代掛合人長兵衛・重左衛門、茨田郡新田村善右衛門を相手取り取扱銀をめぐる訴訟をおこした(④500)		
一七九九	寛政一一	7・11 打上村が千ばつのため不作を堂島役所に届け出た(④733)		この年、宝暦暦を廃し、寛政暦を用いる。
		7・26 堀溝村が伊賀阿波大仏での雨乞い祈祷後、日照りが続くため金剛山実相院に雨乞い祈祷を行いその状況を高槻役所に報告した(④605)		
		7月 高槻役所が国松村に神事祭礼簡素化の申し渡しを行い、村人が請印を行った(④506)		
一八〇〇	寛政一二	この年、池田・田井が永井直進の預かり支配となる『大阪府全志』巻四		
一八〇一	享和元	12月 小路村惣道場の再建話がおこる(平橋大工組文書231)		
		3・15 国松村が年貢定免受け入れを高槻役所に願い出た(④347)		
		4・18 太間村を除いた友呂岐組五ヵ村が堀溝村の淀川新用水への分水について反対した(⑤359)		
		4・19 太間村を除いた友呂岐組五ヵ村と堀溝村が堀溝村新用水について和解した(⑤361)	7月	幕府、幕領・私領の農民・町人にみだりに名字帯刀を許すことを禁ずる。

一八〇二	享和二	3・2 田井村・平池村と堀溝村が堀溝村新用水について和解した(⑤362)	7月	淀川堤崩壊。洪水、摂・河に水害発生。
3・15	二十か用水組と友呂岐組が二十か用水の堀溝村への分水を差し止めることを合意した(⑤363)	3・23 堀溝村新用水について郡・石津が反対し、田井・平池・木屋・太間が賛成の見解を示した(⑤364)	7・21 6・27の降雨により仁和寺村・点野村の堤防が決壊した(『市誌』一九六六年261、264)	7月 淀川堤崩壊。洪水、摂・河に水害発生。
7・23	摂河村々および堀溝村が淀川・讃良川堤防決壊の見分を願い出た(④572)	7月 洪水で破損した上庄悪水樋・赤井堤防を復旧することについて上庄と友呂岐庄が合意した(⑤296)	7月 国松村が儉約定め書の百姓連印を行った(④416)	10月 十返舎一九「東海道中膝栗毛」初編刊
8月	七月の淀川洪水による平池村の田畑被害状況が取りまとめられる(⑤4)	この年、七月の淀川洪水後の摂津・河内両国の被害村々において儉約の取り決めが行われた(⑤5)	9・13 大阪番所が東海道筋村々に対し東海道分限絵図を作成するため見取絵図仕立てにつき廻状を出す(④45)	
5・6	友呂岐組が堀溝村新用水について異論がない旨の見解を示した(⑤364)	7・26 仁和寺村が堤防の普請を願い出た(⑤23)	7・28 仁和寺村が国役堤の葺刈り捨てを完了した(⑤24)	5月 伊能忠敬、国・郡・村の呼称を調査する。
7・28	仁和寺村が国役堤の葺刈り捨てを完了した(⑤24)	7・28 仁和寺村が切れ所新堤の屋敷割を行った(⑤24)	9・3 仁和寺村が新堤の決壊防止についての札状を奉行所に差し出した(⑤25)	
9・4	仁和寺村が国役堤の普請を堤奉行所に願い出た(⑤25)	9・11 堀溝村が大雨被害のため粉納減石を高槻役所に願い出た(④526)	9・15 仁和寺村が淀川通国役堤の植木が出水のため流失した旨を堤方役所に届け出た(④103)	
一八〇三	享和三			
一八〇四	文化元			

一八〇五	文化二	2・12 享和二年淀川洪水のため仁和寺村が年貢引き下げの定免切り替えを小堀代官に願ひ出た(④36)
		2・12 仁和寺村が享和二年七月の淀川洪水後の年貢定免年季明けにつき、復旧が遅延しているため年貢減免を小堀役所に願ひ出た(⑤10)
		2月 池田中村・池田下村・池田川村・大利村・堀溝村・太間村が堀溝村新用水についての和解を友呂岐組に報告した(⑤366)
		4・12 仁和寺村氏神天満宮の修復を小堀役所の奥印をもって大坂町奉行所に願ひ出た(⑤10)
一八〇六	文化三	9月 仁和寺村が淀川筋堤の普請を願ひ出た(④104)
		2月 堀溝村が新用水引井路についての取り決めを策定した(⑤369)
		3月 仁和寺村が新堤への家屋新築を堤奉行所に願ひ出た(⑤26)
		4月 堀溝村が新規用水路の管理・運営についての証文を木田村に差し入れた(⑤373)
		7・8 堀溝村は淀川筋井路からの田畑用水引きについて高槻役所に報告した(④629)
一八〇七	文化四	10・19 折田八郎右衛門が大坂より伏見までの大庭庄・友呂岐庄・九個荘・上庄村々に琉球使節が通行する際の綱引き人足・入用銀の割り当てを行った(⑤174・179)
		4・14 仁和寺村が国役堤普請の完成を小堀川方役所に報告した(⑤27)
		6・5 友呂岐庄が悪水樋堰留打ち壊しにつき上庄を訴え出た(⑤297)
		6月 堀溝村が洪水被害と援助物資受け取りの報告を高槻役所に行った(④630)
		7・22 仁和寺村国役堤上堤の出水箇所の修復を堤方役所に願ひ出た(④105)
		7・22 仁和寺村が国役堤の空俵・縄の残数を堤方奉行所に報告した(⑤27)
一八〇八	文化五	11月 上庄組が悪水樋堰留につき友呂岐庄と和解した(⑤299)
		5月 太間・石津両村と二十か用水組・上庄組の間で二十か用水堤防修復は二十か用水組・上庄組で行うことを取り決めた(⑤326)
		6・5 国松村が大雨による稲・木綿の被害を高槻役所に届け出した(④455)

1月
伊能忠敬、幕命により畿内・四国沿岸の測量に向かう。

12月
幕府、ロシア船打ち払いを命ずる。

一八〇九	文化六	8月	享和二年淀川洪水のため仁和寺村が年貢引き下げの定免切り替えを小堀代官に願い出た(④37)	
		2月	国松村が年貢定免制から検見制への切り替えを高槻役所へ願い出た(④348)	
		3月	京都虚無僧本寺明暗寺代天元が燈油村への虚無僧の入村を禁じた(⑤600)	7月 間宮林蔵、北蝦夷地を出発し、東タールを採検。デトン府に至り帰国する。
一八〇二	享和二	10・19	神田・平池が青山忠裕京都所司代の役知となる(『大阪府全志』巻四)	
一八〇九	文化六	11月	家名相統講の取り決めをまとめ、村役人に届け出た(④149)	
		11月	国松村が朝鮮通信使来朝のための国役の割り当てを受けた(⑤181)	
一八〇〇	文化七	1月	上庄組と二十か用水組は二十か用水の維持管理を行う旨の申し合わせを行い友呂岐組に通知した(⑤327)	
一八一	文化八	11・15	太間村と木屋村が淀川中州(川嶋)の境界についての請書を加納藩佐太役所に差し出した(⑤131)	12月 幕府、諸国河川国役普請出願を制限する。
		11月	高柳・大利村民などが高柳村長栄寺に大般若波羅密多経が奉納した(⑤614)	
一八二	文化九	12・5	郡中村役株田質物・譲渡について定め書きを策定した(④272)	
一八三	文化一〇	7月	三ツ島村樋屋清兵衛が字大蔵五ヵ村立会用水樋の仕様を作成した(⑤218)	
一八四	文化一一	11・12	燈油村と北條村が草場境界をめぐる争論で和解した(④690)	9月 滝沢馬琴「南総里見八犬伝」第一集刊
一八五	文化一二	10月	大利村・高柳村が米・木綿不作のため田地見分とお救い米の供出を佐太役所に願い出た(④110)	7月 畿内・東海大洪水
		11・12	高柳村が村方融通相統講掛金の吉左衛門不払いに対する処分を願い出る(④76)	
一八六	文化二三	2・26	堀溝村が年貢定免の継続を増米一升の条件で願い出た(④519)	
		2・26	上林六郎支配地に対し、神事祭礼の際、芝居・遊芸・歌舞伎・浄瑠璃・踊りなどを禁止する触書が出される(④689)	

一八二	文政四	7月	秦村が平池村余次兵衛を相手取り溜池用水利用をめぐる訴訟をおこした(5406)
一八七	文化二四	12・12月	石津村で庄屋不正の村方騒動が起こる(4276)
		2月	木屋村が伏見尿の取り扱いについて太間村五郎右衛門に一札を申し入れた(5183)
一八八	文化二五	3・29	堀溝村が氏神宮座の奉納提灯の申し立てについての和談報告を高槻役所に行った(4672)
		2月	燈油村が土砂留普請場所の樹木無断伐採者の取り締まりを堂島役所に願いだした(4721)
		2月	燈油村土砂留普請場所の樹木無断伐採者手鎖村預けについて番人の免除を燈油村本郷村役人に願いだした(4722)
一八八	文政元	6・11	摂津・河内両国村々一〇八カ村が堤切所補強のため尼ヶ池の埋め立てを願いだした(529)
一八九	文政二	10月	仁和寺村・葛原村・点野村・池田中村・池田川村・大利村・高柳村が下屎値段の引き下げを願いだした(5582)
一八九	文政二	11月	高柳村が加納藩永井氏の佐太役所に酒・酢・醤油・味噌など米穀を原料とする品の値下げを報告する(410)
一八〇	文政三	2月	燈油村農民が儉約申し合わせを行った(4712)
一八二	文政四	6・16	堀溝村藤兵衛が虚無僧相手の宿屋開業を高槻役所に願いだした(4640)
		6月	高柳村門徒が高柳村浄土真宗道場を大和国高市郡坊城村浄栄寺に譲り渡した(4162)
		3月	加納藩永井氏の賄銀を差し出すための田畑買入れ保証を高柳村が行った(419)
		4・26	河内国茨田・讃良・若江・河内、摂津国東成・西成郡一五九カ村が淀川海口の新田開発に対する反対を大坂町奉行所に訴願した(596)
		6・11	九個荘一カ村が安田村・下村を相手取り古川筋井堰取り払い願を高槻役所に差し出した(5219)
		8月	畿内・東海道風雨・洪水
		7月	伊能忠敬の「大日本沿海実測地図」完成、幕府に献上
		12月	幕府、みだりに河川国役普請を願いだすることを禁ずる。
		8月	近畿・東海・山陰に大風雨

一八三	文政五	6・22	下村・三ツ島村が古川筋井堰留をめぐる訴訟について返答を出した(5220)	8月	西国にコレラ流行
		6・23	九個荘一カ村が安田村・下村を相手取り古川筋井堰留取り払いをめぐる訴訟を高槻役所に訴え出た(5223)		
一八三	文政六	6月	上庄組の悪水樋堰留打ち壊しにつき友呂岐庄と和解した(5301)	8月	撰津・河内一〇〇七か村、大坂三所実綿問屋の買入れ独占に反対して国訴(文政の国訴)
		9月	燈油村が干ばつによる不作のためお救い米の給付を堂島役所に願い出た(4733)		
一八三	文政六	11・7	九個荘一カ村が安田村に古川筋井路筋堰留について申し入れを行った(5224)	7月	撰津・河内・和泉一三〇七か村、菜種売買の自由を要求して国訴をする。
		8月	郡中村が百姓役株の売買禁止についての申し合わせを行った(4275)		
一八三	文政六	12・15	高柳村が加納藩水井氏の佐太役所に農業以外の副業を取り締まる旨の請書を提出する(411)	7月	撰津・河内・和泉一三〇七か村、菜種売買の自由を要求して国訴をする。
		7・8	摂津国西成郡柴島村役人が高柳村役人に対し奉公人代人訴訟の引合書を出した(4140)		
一八四	文政七	10・12	秦村が秦村若者と木田村若者が秦村神事での喧嘩口論をめぐる訴訟をおこした(4508)	7月	この年、曉鐘成『淀川兩岸一覽』を刊行
		11・7	九個荘一カ村が古川筋井路井堰勝手設置について打越村を訴え出た(5225)		
一八四	文政七	12・4	九個荘一カ村が古川筋井堰取り払い約定証文について違変なき旨の断り書を差し出した(5226)	7月	この年、曉鐘成『淀川兩岸一覽』を刊行
		12・19	九個荘一カ村、三ツ島村、下村、安田村が古川筋井堰取り払いをめぐる訴訟について達書に請印した(5227)		
一八四	文政七	2・11	過書下乗六艘小頭吉志郎村治兵衛・太閤村五郎右衛門が三十六艘船の下屎運送の反対について枚方船番所に願い出た(5138)	7月	この年、曉鐘成『淀川兩岸一覽』を刊行
		3・6	高柳村浄土真宗道場の寺号申請を佐太役所へ提出した(4163)		
一八四	文政七	5・27	九個荘一カ村が古川筋悪水落井路の取り払いを行った(5229・230・232・233)	7月	この年、曉鐘成『淀川兩岸一覽』を刊行

一八五	文政八	7月 燈油村徳右衛門が溜池に新規堤取り繕いを村中に通知した(4708)	
		3・11 友呂岐庄が淀川海口新田開発の和解について書状を平井和治郎及び九個荘惣代中に差し出した(598)	
		3・24 河内国茨田・讃良・若江・河内、摂津国東成・西成郡一五九カ村が淀川海口新田開発の了解を代官所・勘定所に届け出た(599)	
		7・24 八ヶ庄・九個荘・大庭庄・大久保庄が古川筋悪水落について申し合 わせを行った(5235)	
		8・10 八ヶ庄が古川筋悪水落の争いが決着し、九個荘から銀子を受け取っ た(5239)	
一八六	文政九	この年、小路村・高宮村が岡山村・砂西村・砂東村を相手取り余り水を讃良 川へ流入することについて訴訟をおこした(5410)	
		9月 燈油村ほか河内国領分一五カ村の定免率請書を堂島役所に差し出し た(4696)	
		10月 堀溝村は二十か用水の貰い水についての約定を二十か用水組と取り 交わした(5375)	
一八七	文政一〇	6月 砂東村・砂西村・岡山村が水車稼ぎの同意書を燈油村に差し出した(4 742)	
		6月 摂津・河内両国村々が加納藩永井氏に対する用立金に関する要望を 佐太役所に提出した(421)	
		6月 河内国茨田・讃良郡、摂津国東成郡一〇七カ村が近江国瀬田川川渡 え反対の請願を大坂町奉行所に行った(567)	
		7月 九個荘・八ヶ庄立会樋の伏替願を二条代官所に願い出た(5240)	
		8月 九個荘・八ヶ庄立会の諸口村悪水樋普請を二条代官所に願い出た(5 243)	
一八八	文政一一	10・3 高柳村が早稲・木綿凶作の検見を佐太役所に願い出た(4111)	6月 大風雨のため、東海・北国・西 国の諸河川洪水
		10・19 高柳村が稲作・木綿凶作のため拝借米を佐太役所に願い出た(4 111)	
		2月 仁和寺村が儉約定めを取り決めた(4101)	この年、葛飾北斎『富嶽三十六景』できる。

一八三三	天保四	4・4 高柳村が年貢皆済の借銀に対する利息下付を願い出た(④75)	3・8 安治川口を浚渫して天保山を築く(十二月完成)
一八三〇	文政一二	8・17 高柳村が菜種人力油稼ぎ株の売り払いを加納藩佐太役所へ届け出た(⑤491)	11月 幕府、諸国総石高調査のため、郷帳の提出を命ずる(天保郷帳)
一八三〇	文政一二	4月 黒原村からの流出人の調査を行った(④67)	幕府、明和の油仕法を改め、大坂両種物問屋のほかに堺・兵庫に両種物問屋の設立を許し、また大坂本町橋詰町・江戸霊岸島に油寄所を設ける。
		7月 国松村が年貢定免の増米実施時期を延期されたいことを高槻役所に願い出た(④349)	
		9月 国松村余治右衛門組が儉約請書を村役人に差し出した(④420)	
		9月 河内国茨田郡・交野郡、摂津国東成郡一六四カ村が瀬田川川浚え反対の訴願を奉行所に差し出した(⑤85)	
		9月 加納藩佐太役所が太間村に淀川中州(川嶋)を百姓一統へ平等に割り渡すよう通達した(⑤134)	
一八三二	天保二	11・6 お蔭踊りが流行する(④782・⑤600)	3・8 安治川口を浚渫して天保山を築く(十二月完成)
一八三三	天保三	12月 榎並庄二五カ村、住吉郡一六カ村、南西成組六カ村、八ヶ庄二〇カ村、六郷組二五カ村、九個荘一一カ村、山方組一七カ村が小便融通について申し合わせを行った(⑤183)	11月 幕府、明和の油仕法を改め、大坂両種物問屋のほかに堺・兵庫に両種物問屋の設立を許し、また大坂本町橋詰町・江戸霊岸島に油寄所を設ける。
一八三三	天保四	12月 今福村・新喜田新田・鳴野村・放出村・中浜村・麻生村・野田村・今里村・小野村が小便値段引き下げを行い摂津・河内両国村々に申し合わせた(⑤586)	
	1月	榎並庄二五カ村、住吉郡一六カ村、南西成組六カ村、八ヶ庄二〇カ村、六郷組二五カ村、九個荘一一カ村、山方組一七カ村が下屎訴訟について大坂三郷市中と和解した(⑤185)	10月 大蔵永常『綿圃要務』を刊行
	3・6	高柳村長栄寺が高祖大師の千年忌法事狂言の修行を代官に願い出た(④160)	

一八三三	天保六	7月 この年、神田・平池が幕府領となる『大阪府全志』巻四 燈油村が氏神天満宮普請の不正者に対する大工・神主の処罰を取り決めた(4729)	12月 幕府、諸大名などに国絵図の作成を命ずる(天保国絵図)
一八三四	天保五	10月 大坂北江戸堀五丁目農人豊後屋正七・河内国茨田郡池田村下村治郎兵衛が農業指導を行った(5190)	
一八三五	天保六	7月 大坂北江戸堀五丁目農人豊後屋正七・河内国茨田郡池田村下村治郎兵衛が氏神天満宮普請の不正者に対する大工・神主の処罰を取り決めた(4729)	
一八三七	天保八	6・21 高柳村が凶作のためお救い米拝借を佐太役所に願いだした(4116)	2・19 大塩の乱
一八三八	天保九	1月 大和村五兵衛が九個荘から悪水井路筋の藻切りを請け負った(5264)	9月 中山みき、天理教をひらく。
		10・28 大坂三郷と摂津・河内両国三二四ヵ村が下屎値段について申し合わせを行った(5198)	
一八三九	天保一〇	11・20 九個荘が寝屋川筋柳元石門樋の普請が完成した(5278)	12月 幕府、渡辺畢山を蟄居、高野長英を終身禁獄に処する(蛮社の獄)
一八四〇	天保一一	1月 仁和寺村が天保九年の儉約令をうけて金銀具の取り集めを行い、覚帳をとりまとめ役人に報告した(4112)	7月 アヘン戦争勃発
		7・6 讃良郡五か村が虚無僧・浪人の村内立ち入り禁止の継続を小堀役所に願いだした(4581)	
一八四一	天保一二	この年、池田・田井・国松・秦・太秦・高宮・小路のうち二〇八石八斗・堀溝・河内屋北新田・萱島流作新田が幕府領となる『大阪府全志』巻四 ①・21 堀溝村が定免切り替えに伴う増米の有無について吟味を願いだした(4522)	7・15 天保の改革はじまる。
		2・5 国松村ほか一三ヵ村が貨幣引き換えについての報告を小堀役所に願いだした(4541)	6月 中浜万次郎、太平洋を漂流しアメリカ船に救われる。
一八四二	天保一三	6・21 堀溝村が鯨江川筋悪水抜分水堤築造を願いだした(4631)	7・23 異国船打払令を止め、薪水食糧の給与を許す。

一八四四	天保一五	1・18	池田川村・池田中村・池田下村・神田村・平池村・田井村・高柳村・大利村・太間村・木屋村・点野村・三井村・石津村・葛原村・郡村が下屎せり売買難渋について願ひ出た(⑤200)	9月	寛政暦を廃し、天保暦を用いる。
一八四六	弘化三	1・18	池田川村・池田中村・池田下村・神田村・平池村・田井村・高柳村・大利村・太間村・木屋村・三井村・石津村・葛原村・郡村一五カ村が下屎買入れ値段の引き下げを大坂町奉行所に願ひ出た(⑤587)		
一八四八	弘化五	8月	池田川村・池田下村・池田中村・大利村・高柳村・神田村・黒原村・仁和寺村・点野村・対馬江村・葛原村が下屎せり売買について請印を西奉行所に差し出した(⑤202)		
一八五〇	嘉永三	11・15	加納藩領の摂津・河内両国村々が定免継続を佐太役所に願ひ出る(④38)		
一八四五	弘化二	1月	燈油村農民が倭約申し合わせを行った(④715)	7月	幕府、海防掛を設置する。
一八四六	弘化三	4月	摂津・河内両国閑院宮家領・土井大炊頭領二〇四か村が小頭による非人番支配再開の請書を差し出した(④726)	3月	幕府、異国船打払令を復活する。
一八四八	弘化五	12・12	寢屋川掛かり村々と茨田郡今津村・摂津国東成郡放出村が寢屋川筋悪水加入について合意した(⑤279)		
一八五〇	嘉永三	1・27	伊勢神宮正遷宮にあたり高柳村が寄進を行った(④167)		
		4月	池田中村・池田下村・池田川村が九個荘に悪水井路の通船を願ひ出た(⑤265)		
		6月	河内国村々に吉田神道が教諭書を流布した(⑤603)		
		7・13	信楽代官所が支配地村々に対し備蓄米検査の通達を行った(④351)		
		9月	摂津・河内両国村々が寺社の勧化取り締まりについての国訴を起こし、取り決めに策定した(④16・234)		
		12・24	地頭本橋藤兵衛が金田村・郡村・郡北村・穂谷村の村役人に延米などの処置についての書状を出した(④188)		
一八五一	嘉永四	8・26	堀溝村が年貢の三分一値段による銀納を信楽代官所に願ひ出た(④528)	1・11	太平天国の乱おこる。

一八五二	嘉永五	2月	門真一番上村が九個莊惡水落古川筋堤築堤につき九個莊に申し入れを行った(⑤251)	
一八五三	嘉永六	9・26	八ヶ庄、二〇カ村、九個莊が惡水大蔵用水樋への排水について大久保庄と和解した(⑤252)	
		1月	郡村・郡北村が變死・行き倒れ人の処置について取り決めた(④249)	
一八五四	嘉永七	9月	新庄村・三島新田が九個莊古川落・寢屋川落の惡水を貰い受ける約定を交わした(⑤255)	
		1・8	郡北村で年寄不心得の村方騒動が起こる(④279)	
		3月	三ツ島村が九個莊惡水井路古川筋の用水樋を通船門樋にしたい旨を九個莊に申し入れた(⑤266)	
		4・29	地頭本橋藤兵衛が五か年間儉約を申し渡した(④190)	
		4月	池田川村・池田中村・池田下村・太間村が新規井堰台伏込につき木屋村へ一札差し入れた(⑤94)	
一八五五	安政二	6・2	讚良郡村々が寢屋川筋ほかでの水害調査結果を信楽代官所に報告した(⑤280)	
		7月	摂津・河内両国一〇八六カ村が菜種売りさばき値段の値上げをめぐる訴訟を行った(⑤591)	
		7月	高宮村・小路村が燈油村を相手取り蔵王池の水盗難の訴訟をおこした(⑤414)	
		9月	小堀勝太郎代官支配村々に触書が廻達された(④542)	
		10・7	本橋藤兵衛が金田村・郡村・郡北村・穂谷村の村役人に安政地震のため延米上納を催促した(④191)	
一八五六	安政三	2月	高宮村が小堀役所に村役人増員を願い出た(④421)	
		4・晦	松ヶ鼻・木屋村・太間村・点野村・仁和寺村が屎船の積荷についての請書を過書船役所に差し出した(⑤205)	
		4月	安田村が諸口村領内九個莊惡水井路筋に橋台新設したい旨について九個莊と約定した(⑤256)	
				6・3 アメリカ東インド艦隊司令長官ペリー、遣日国使として軍艦四隻を率い浦賀に来航
				3・3 日米和親条約を締結
				6・2 摂・河二二三か村の農民、菜種・油・油粕売買をめくり国訴
				10・2 江戸、安政大地震
				10・21 米駐日総領事ハリス、下田に来航

一八五七	安政四	10月	山城国八幡宮が摂津・河内・和泉・播磨国村々から修復講の代銀を受け取った(⑤605)	6・19	日米修好通商条約を締結
一八五八	安政五	4月	高柳村が領主調達講掛銀を太間村から借用する(④22)	9・7	安政の大獄
		8月	仁和寺村が春季常例の堤普請を堤方役所・信楽代官所に願い出た(⑤32)		
一八五九	安政六	12月	友呂岐庄・九か庄ほか六か庄が国役堤の自普請分費用を割賦した(⑤33)	5・28	幕府、神奈川・長崎・箱館を開港
一八六〇	安政七	2・18	穂谷村・郡中村・郡北村・金田村が夫食米拝借を願い出た(④286)	3・3	桜田門外の変
一八六〇	万延元	11月	小堀代官支配地の摂津・河内両国村々が雨天統きのため稲・綿不作による年貢米延納を嘆願した(④223)		
一八六一	文久元	5・6	大利村・高柳村・点野村・葛原村が裨島村留太郎を相手取り悪水井路筋字古川の蔑生え場所に置き土の取り扱いをめぐる訴訟を信楽代官所におこした(⑤258・269)		
一八六二	文久二	閏8・10・26	朔国松・秦・太秦・高宮・小路のうち二〇八石八斗・堀藩が松平容保京都守護職の役知となる(『大阪府全志』巻四、『諸侯年表』) 摂津・河内両国村々が加納藩永井氏の家督相続祝儀を献上した(④23)	4・23	伏見寺田屋騒動
一八六三	文久三	6月	高宮村が年貢先銀納の定め書を策定した(④351)	7・2	薩摩藩、英艦隊と鹿児島湾で交戦(薩英戦争)
		9月	仁和寺村が博奕禁止と神社祭礼簡素化について請印を行った(④17)		
一八六四	文久四	この年、 候年表)	寝屋が松平谷保京都守護職の役知となる(『大阪府全志』巻四、『諸侯年表』)		
		2・16	高柳村が儉約申し合わせの十か年延長を願い出た(④103)		
		2月	明暗寺法春ら虚無僧が無心などの取り締まりを高宮村と約束した(④511)		
一八六四	元治元	6月	高宮村が臨時役夫動員可能人員を会津役知郡役所に報告した(④74)	7・19	長州藩兵、京都諸門で幕府軍と交戦(禁門の変)

一八六五	慶応元	5月	堀溝村は二十か用水賈い水代銀の増額の約定を二十か用水組と取り交わした(⑤378)	5・12	幕府、長州藩追討の勅命を受けて西南二藩に出兵を命じる(第一次長州戦争)	
一八六六	慶応二	4月	仁和寺村が長州征討算加金を多羅尾主税に上納した(④25)	この年、第二次長州戦争戦闘開始。幕府軍艦が長州藩領を砲撃	1・21	薩長同盟の密約
		5・15	暴風雨のため淀川筋村々が被害を受けた(⑤11)			
		8・19	点野村が暴風雨による淀川の堤防大破のため堤普請を堤方役所に願い出た(⑤46)			
		11・27	高宮村で小作人騒動が起こった(④449)			
		この年、加納藩永井氏が領地村々の石高をとりまとめる(茨田郡大利村・神田村・高柳村・黒原村・池田村・葛原村・点野村・仁和寺村・茨田郡三井村・木屋村・太閤村・平池村・郡村・田井村)(④7・174)				
		この年、過書奉行角倉与一・木村定右衛門が過書船船持ち株人名と天道船数を調査した(⑤147)				
一八六七	慶応三	10・26	高柳村で「ええじゃないか」が起こった(⑤607)	10・14	大政奉還	
		11月	大和屋尚太郎が清和院桂姫勅化の口達を金田村・穂谷村・郡村・郡北村に行った(④332)	11・15	坂本竜馬・中岡新太郎暗殺される。	
		11月	大和屋尚太郎が金田村・穂谷村・郡村・郡北村に山城国八幡宮の修復勅化を行った(④333)	12・9	王政復古の大号令	
		この年、高宮村が村役人体制改革を願い出た(④422)				
		1月	旧会津藩役知の村々から支配地取り決めの願書が長州藩・薩摩藩・狭山藩の各役所に出される(寝屋村・国松村・秦村・太秦村・高宮村・小路村・堀溝村)(③3月)(⑥6・7)	1・3	鳥羽・伏見の戦い(戊辰戦争おこる)	
一八六八	慶応四・明治元	2・26	近江信衆役所代官多羅尾織之助支配地の村々から朝廷領への編入願書が太政官弁事役所へ出される。(仁和寺村・池田川村・池田下村・池田中村・田井村・平池村)(⑥8)	3・14	五か条の誓文を發布	

一八六九		明治二	
④月	国松村が村内寺社の調査を行い、とりまとめて大坂裁判所に提出した(④499)	4・11	江戸城開城
5・14	上庄組悪水樋・赤井堤防越水をめぐる訴訟で、友呂岐庄・上庄が和解(⑤308)		
5月	点野の一部・石津・三井・木田・葛原・郡・小路・打上が大阪府の支配下に入る。(『大阪府全志』)		
6・22	堺県が設置される		
6月	上庄組の木屋村への分水差し止めについて木屋村と出口村・中振村が和解(⑤308)		
6月	池田川・池田中・池田下・神田・対馬江・仁和寺・黒原・点野のうち五石一斗二升六合・田井・平池・国松・秦・太秦・高宮・小路のうち二〇八石八斗、萱島流作新田・堀溝・河北・寝屋・打上のうち三二〇石七斗八升八合、燈油が大阪府司農局の管轄となる(『大阪府全志』巻四)		
7月	大阪府司農局が南北に分かれ、市域村々のうち大阪府司農局管轄の村々は大阪府南司農局の管轄となった		
10・22	茨田郡村々が淀川洪水のため年貢定免勘弁を嘆願(④226)		
12・4	仁和寺村ほか四ヵ村が国役堤の一部自普請を大阪南司農局に願い出る(⑤48)		
1・20	大阪府南司農局が河内県と改称。市域の大半(大利・高柳・木屋・太間・木田と高宮・打上の一部をのぞく)が河内県に属する		
3月	点野村が国役堤の普請を堤方役所に願い出る(⑤50)		
3月	堀溝村で博徒・悪党の取締りが行われる(⑥281)		
4・8	石津村が村内改革仕法を策定した(④269)	5・18	函館五稜郭で榎本武揚ら降伏、戊辰戦争終わる
6月	平池村と石津村が年貢勘定立会・小作寄米出来について約定を行う(⑥86)	6・17	諸藩主の版籍奉還を許す
6月	石津村が村方諸勘定の百姓立会いについて取り決めを行う(④271)		

一八七〇	明治三	8・2 河内県廃止、堺県に統合	12月 葛原・点野のうち四八八石七斗七升四合・郡・郡北・郡中・三井・石津・小路のうち一〇〇石・木田・打上のうち四七石八斗四升五合が堺県管轄となった(『大阪府全志』巻四)	2月 加納藩佐太出張所が太間村・木屋村ほか二カ村の国役普請について伺い書を差し出し、民部省から達書が出される(552)	2・12 下肥代値上げめぐり市域で騒動(『平池家文書』『市誌』一九六六年187、188)	5月 仁和寺村・郡村・太間村が淀川筋通船の所在を堺県に届け出る(5165)	5月 木屋村と出口村間で上庄悪水樋領界争いが起こる(6200)	7・6 高柳村・大利村が九ヶ庄・八ヶ庄両組の悪水樋改修を願い出る(6202)	8月 郡中村・郡北村を合わせて郡村とする願書が堺県出張役所に出される(660)	9月 淀川洪水で右岸広瀬決壊(東家文書「御国役堤急破御普請願書上帳」)	11・4 加納藩佐太出張所が楠公社(湊川神社)造営寄付金を支配地村々に割り当てる。(太間村・木屋村・大利村・高柳村)(619)	11・26 前年9月の豪雨により決壊した堤防の修繕普請を淀川沿岸村々が堺県に願い出る(6191)	12月 九個庄・八ヶ庄・大久保庄が悪水落樋の工事費割を取り決める(5261)	2・3 河内屋北新田が儉約取締規則を制定。(6285)	7・14 廃藩置県。市域は加納県(大利・高柳・太間・木屋)と堺県に属する。淀川堤の御国役普請を行う(東家文書「淀川通堤防自普請所目論見帳」)	11・22 加納県廃止、堺県に統合。大利・高柳・木屋・太間が堺県の管轄(『大阪府全志』巻四)	8・28 身分解放令	8・20 大阪に陸軍鎮台おかれる	9・19 平民に苗字使用を許可
------	-----	-----------------	--	---	--	---------------------------------------	---------------------------------	--	---	-------------------------------------	---	--	--	-----------------------------	--	--	------------	------------------	-----------------

一八七二	明治五	4・5 燈油村と燈油村枝郷駒池が勝手支配の約定を取り交わし、百姓総代 を選出(⑥62ゝ63)	8・3 学制公布
		6・15 堀溝郷学校創立(『南小沿革誌』)	9・12 新橋ゝ横浜間鉄道開業
一八七三	明治六	1月 堀溝郷学校の支校、秦の大恩寺に創立(『東小沿革誌』)	12・3 太陽暦導入、この日を明治6年 1月1日とする
		5月 堀溝郷学校の支校、五十九番小学と改称(『東小沿革誌』)	1・10 徴兵令布告
一八七四	明治七	5・22 友呂岐庄字二ツ樋の改修が行われる(⑥2221)	7・28 地租改正条例布告
		8月 堺県が村々に対し「一村限取調帳」の作成、差出を命じ、村々が提 出(仁和寺村・太間村・石津村・堀溝村)(⑥22ゝ34)	1・17 板垣退助ら、民選議院設立建白 書を提出
		9月 明光寺に打上小学創立(『水本校創立以前ノ沿革誌』)	
一八七五	明治八	10・1 本厳寺に三井小学創立(『北小沿革誌』)	5・7 樺太・千島交換条約調印
一八七六	明治九	5月 五十九番小学、秦小学と改称(『東小沿革誌』)	
		2月 打上小学から分かれて寝屋小学独立(『水本校創立以前ノ沿革誌』)	3・28 廃刀令
一八七七	明治一〇	3月 秦小学から分かれて高宮小学独立(『東小沿革誌』)	
		10・10 堀溝郷学校、堀溝2番地に移転(『南小沿革誌』)	2月 西南戦争(ゝ9月)
一八七八	明治一一	2月 西南戦争で市域出身の2名が戦死(ゝ9月)(『市誌』一九六六年3 28)	7・22 郡区町村編制法・府県会規則・ 地方税規則(地方三新法)を定 める
10月		打上小学から分かれて燈油小学独立(『水本校創立以前ノ沿革誌』)	

一八七九	明治一二	5・7 太間村が内国通運会社取次所となる (6184)	
一八八〇	明治一三	6・1 平池昇一、堺県会議員に就任 (『市誌』一九六六年685)	9・29 学制廃止、教育令制定
一八八一	明治一四	2・7 堺県廃止、大阪府に統合。 3月 前田欣次郎府会議員が辞職 (『朝日』)	4・8 区町村会法制定
		9月 木屋村で村会各自出頭定約書を制定 (678)	
		10・14 国松村が友呂岐庄用水を貰い受ける (6222)	10・18 自由党結成
		11・24 神田村・石津村の樋管改修が行われる (6202)	
		この年夏市域で大干ばつが起る (平池家文書)	
一八八二	明治一五	9・28 高宮村が木田村用水の分水を受ける (6223)	10・10 日本銀行営業開始
		この年政府布達 of 「皇国地誌編輯例則」にしたがい、村々が「地誌」の作成を行う (石津村・木屋村・小路村・高宮村・萱島流作新田・河北村・寝屋村・打上村・燈油村) (638、60)	
一八八三	明治一六	3・5、6 茨田交野讀良三郡農談会が第一回会合を開催 (6143)	
		3・31 神田村飛地 (外島) は木田村領、との大阪府判決が出される (『市誌』一九六六年227)	
		3月 秦小学と高宮小学が再度合併、秦小学となる (『東小沿革誌』)	
		4月 堀溝村消防規則制定 (676)	
		5月 神田村など古川筋の漁業従事者が漁業場所の取り決めを行う (6130)	
		6・4 茨田交野讀良三郡教育会設立 (6326)	
		6・18 高宮村用水樋の木田村領内への設置願が出される (6234)	
		6月 池田川村・池田中村・池田下村三村合併して池田村となる (『市誌』一九六六年466)	
		7月 大利村はじめ干ばつに悩む (『朝日』)	
		9・1 友呂岐庄用水に三井村用水樋を設置する約定が行われる (6234)	

一八八四	明治二七	12・19 茨田交野・讚良三郡聯合町村会において「町村聯合会規則」制定（680） 4・17 太間小学校附属村聯合会（太間・点野・石津・木屋）設立（6331） 5・8 讚良郡農談会規則制定（6145） 8月 琵琶湖疎水工事に伴う淀川沿岸樋管工事が行われる（6205）	11・28 鹿鳴館開館
一八八五	明治二八	6月 淀川大水害で市域の大半が水没（7月）（朝日） 7月 寢屋・打上両小学廃止。燈油校は交南校第五校となる（『水本校創立以前ノ沿革誌』） この年二十か用水土功会設立（『堀溝自治会文書』） 明治18年度堀溝村が凶荒に備えた貯蓄方法を制定（6309）	10月 秩父事件（11月） 12・22 内閣制度採用
一八八六	明治二九	5月 市域でコレラが流行（6月）（朝日） 7月 赤井堤防復旧記念碑建立（2498、499） 10月 点野村が村運営に関する規約を制定（6287） 4月 堀溝小学校、高等小学校となる（『南小学校沿革誌』） 5・7 旭尋常小学校設立。分校を燈油におく（『水本校創立以前ノ沿革誌』） 7月 河内国の地主が連名で地価修正請願の檄文を配布（6101）	4・10 師範学校令・中学校令・小学校令公布
一八八七	明治三〇	4・1 旭尋常高等小学校を廃して交南高等小学校に合併、旭簡易小学校を設立して燈油に分校をおく（『水本校創立以前ノ沿革誌』） 4・8 讚良小学校創立（朝日） 5・12 高宮村が村規約を制定（664） 8月 俣野景孝・次田・讚良郡長告訴される。前田欣次郎らが運動を行う（朝日） 9・29 堀溝など四ヶ村連合戸長の池邨省三が自殺する（朝日）	12・25 保安条例施行 4・25 市制町村制公布
一八八八	明治三一		

一八九九	明治三二	9月	水害義捐金の配分めぐり、市域各地で紛争が起こる（『朝日』） 郡村衛生組合の規約制定（⑥264）	2・11	大日本帝国憲法発布
一八九九	明治三二	4・1	秦小学校、豊野尋常小学校と改称（『東小沿革誌』）		
一八九九	明治三二	4・1	町村制実施により九個荘村・寝屋川村・豊野村・友呂岐村・水本村 発足		
一八九九	明治三二	4・20	枚方署管轄区域に九個荘・友呂岐村、同中野分署管轄区域に豊野・ 寝屋川・水本村を設定（大阪府公文書）		
一八九九	明治三二	5月	九個荘村長に松井直次郎（『明治26・7』）、寝屋川村長に吉田亀太郎 （『明治27・7』）、水本村長に奥野秀次郎（『明治42・6』）。		
一八九九	明治三二	6月	豊野村長に酒井栖五郎（『7・』）		
一八九九	明治三二	7月	豊野村長に野口莊治郎（『明治23・2』）		
一八九九	明治三二	8月	淀川で洪水が起こり、点野堤防が決壊する（『9月』（『朝日』）		
一八九〇	明治二三	2・3	前田欣次郎ほか淀川沿岸郡民19名、府知事に淀川改修予算費を地方 税で支弁するよう請願。以後、淀川改修を求める運動が続けられる （『朝日』）		
一八九〇	明治二三	2月	豊野村長に沢田与三郎（『明治32・7』）		
一八九一	明治二四	5月	友呂岐村長に平池昇一（『9月』）	4・9	琵琶湖疎水開通
一八九一	明治二四	6・12	赤井堤防の上庄悪水樋管の拡張が行われる（⑥209）	5・17	府県制・郡制公布
一八九一	明治二四	8月	九個荘村の吉田栖松、貧民5・600名に施米を行う（『朝日』）		
一八九一	明治二四	9月	友呂岐村長に木南宗治郎（『明治25・6』）	11・25	第一回帝国議会
一八九一	明治二四	3・28	地方税を支弁及補助すべき道路・河川に堀溝街道（寝屋川村）、岩船 街道支線（水本村、寝屋川（豊野村秦）今津村、南前川（友呂岐 村田井）を指定（大阪府公文書）	5・11	大津事件

一八九二	明治二五	8・30 樋管修築めぐり友呂岐村と九個荘村で紛争、友呂岐側修築工事を中止（『朝日』）	10・28 濃尾大地震
	この年豊野村高宮の五藤池改修（『高宮村文書』）		
一八九三	明治二六	11・20 前田欣次郎ら淀川改修請願委員が上京する（『朝日』）	
		12・26 友呂岐村太間・木屋、九個荘村仁和寺の土地を淀川堤防用敷地として寄付（大阪府公文書）	
		2・5 大井憲太郎、水本村・豊野村で談話会を開催（『朝日』）	
		4・13 友呂岐村太間において伊勢神宮参宮規定を定める（⑥378）	
		6月 友呂岐村長に西尾八郎治（『明治29・11』）	
		9・28 交南高等小学校組合設立、水本村参加（⑥336）	
		10・13 友呂岐村木屋・九個荘村点野の土地を淀川堤防用敷地として寄付（大阪府公文書）	
		11月 九個荘村神田と寝屋川村木田の飛地紛争解決。神田領と決定（『市誌』一九六六年440）	
		12・22 星田村水本村尋常小学校組合設立（⑥334）	
		1・10 交南高等小学校組合が学務委員規定を制定（⑥339）	
		3月 平池昇一が田中佐兵衛に寝屋川村萱島新田を譲渡する（『市誌』一九六六年表）	
		4・1 旭尋常小学校創立（『水本校創立以前ノ沿革誌』）	
		6・29 仁和寺樋組普通水利組合の設置が認可される（大阪府公文書）	
		7月 九個荘村長に北田嘉次郎、ついで塚田昌澄（『明治35・7』）	
		9・4 九個荘村仁和寺の土地が淀川堤防用敷地として寄附される（大阪府公文書）	
		9月 市域で牛疫が流行（『朝日』）	
		9月 太間郵便局廃止（『朝日』）	
		2・15 第2回総選挙で各地に騒動	

一八九四	明治二七	12・28 友呂岐、九個荘村の土地が淀川堤防用敷地として寄附される（大阪府公文書） 7・30 東三庄普通水利組合の設置が認可される（大阪府公文書） 7月 寢屋川村長に前田豊作（～明治29・2）	8・1 日清戦争はじまる
一八九五	明治二八	12・22 友呂岐、九個荘村の土地が淀川堤防用敷地として寄附される（大阪府公文書） 3・15 本厳寺で日清戦争戦死者の追弔法会が行われる（『朝日』） 4月 堀溝小学校、寢屋川小学校と改称、木田に分教場をつくる（『南小學校沿革誌』） 7月 市域でコレラが流行（大阪府公文書） 7月 台湾征服戦争で近衛兵田中石松（池田）が活躍（『朝日』） 12・23 澁川茨田堤防水害予防組合設立（大阪府公文書） この年台湾征服戦争で市域出身の2名が戦死（『市誌』一九六六年329） 2月 寢屋川村長に橋本半平（～明治35・3） 3・26 九個荘村仁和寺・対馬江・黒原の常設委員、村会議員が辞任（茨田村新設運動おこる）（『市誌』一九六六年688） 4・1 北河内郡発足（茨田・讃良・交野の三郡合併） 7・13 友呂岐村民から淀川堤防敷地として土地が寄附される（大阪府公文書） 9・8 茨田堤防決壊（『朝日』） 11月 友呂岐村長に近藤幸三郎（～明治31・8） 12・16 豊野村の地主が組合規約を制定（⑥312）	4・23 三国干渉 5・29 日本軍、台湾北部へ上陸
一八九七	明治三〇	2・15 大阪で初めて活動写真興行される	
		3・23 淀川改修案、河川法とともに帝国議会で可決成立。この年より淀川改修工事始まる（～明治43年） 6・15 三陸沖地震津波	

一九〇〇	明治三二	3・4 四條村・豊野村・寝屋川村・甲可村・住道村・の五か村が避病舎設置のため北河内郡四條村外四ヶ村組合設置を申請(⑥272)	
	7・19 星田村深谷に水本村寝屋・星田村入会の溜池を新設(⑥238)		
一八九九	明治三二	明治30年頃豊野村高宮で大峰行者信心講の規約を制定(⑥379)	
	明治30年頃秦川勝墓の調査が行われ、調書が作成される(⑥382)		
一八九八	明治三一	3・1 寝屋川村堀溝に同栄銀行設立、取締役に堀溝・九個荘村神田・豊野村高宮の住民が就任(『朝日』)	
	3・1 九個荘村の白井新平、自由党を脱党(『朝日』)		
	4・8 豊野村が衛生組合を設立(⑥276)		
	4月 関西鉄道(現J R片町線) 四条畷～長尾間開通(『市誌』一九六六年315)		
	7月 九個荘村仁和寺・対馬江・黒原、庭窪村金田・東・北・藤田から茨田村新設の請願が提出される。		
	8月 友呂岐村長に西尾徳馨(『明治33・3』)		
	6・8 京阪鉄道に友呂岐、九個荘村などへ立入測量が許可される(大阪府公文書)		
	7月 豊野村長に田中八三郎(『明治34・10』)		
	9・30 北河内郡会議員選挙で南吉平(友呂岐)、橋本亮(九個荘)、前田欣次郎(寝屋川)、小島藤造(豊野)、井上正家(水本)が当選(『朝日』)		
	1・24 京阪鉄道(東成郡中本村～京都府福稲村)敷設の仮免許状が下付される(明治35・10・15失効)(⑥436～7)		
	3月 友呂岐村長に近藤幸三郎(『明治34・2』)		
	4月 三井小学校を友呂岐小学校と改称(『北小沿革誌』)		
		7・16 民法全面施行	
		12月 大阪府下で小作料引き下げ求め騒動	
		2・8 高等女学校令公布	
		3・22 耕地整理法公布	

一 九 〇 三	明治三六	5・23 宇治川水力電気株式会社の水力発電事業に対する反対陳情書を淀川沿岸村々が内務大臣に提出。翌年にかけて前田欣次郎ら中心に反対運動が展開される（⑥210／『朝日』）	8・14 日本ほか各国連合軍、北京城内に侵入（北清事変）
		11・12 大阪府令で葉煙草耕作地に友呂岐・水本・豊野の3村が指定される（『朝日』）	
		2・14 水本村寢屋が農談会を結成（⑥146）	
		2月 友呂岐村長に川田与三郎（～9月）	
一 九 〇 二	明治三五	8・7 九個荘村の橋本亮ら32名、蚕糸同業組合を発起する（『朝日』）	
		9月 友呂岐村長に馬場与治兵衛（～明治35・3）	
		10月 豊野村長に平田伊平（～明治33・4）	
		12・26 友呂岐村大字郡が協議費収支規定を制定（⑥88）	12・10 田中正造、足尾鉾毒事件で天皇に直訴
一 九 〇 二	明治三五	2・27 水本村が壮丁少年夜学会を設立（⑥350）	1・30 日英同盟協約、ロンドンで調印
		3月 寢屋川村長に前田豊作（～4・）、友呂岐村長に南吉平（～明治36・6）	
		4月 寢屋川村長に池村司（～明治43・5）	
		7月 九個荘村長に乾庄三郎（～明治37・10）	
一 九 〇 三	明治三六	8月 市域でコレラが流行（～10月）（『朝日』）	
		3月 大阪で第五回内国勸業博覧会がひらかれ、本市域から米、麦、なたね、綿、まゆ、織物、菓子、瓦など出品（『村島家文書』）	
		4・14 九個荘小学校創立（『西小沿革誌』）	
		4月 寢屋川小学校、現南小学校の地に移転、木田分教場廃止（『南小沿革誌』）	
		6月 友呂岐村長に南源兵衛（～明治37・1）	7月 淀川で洪水が起こる。

	一九〇四	明治三七	9・11 寢屋川沿岸住民、航運事業反対で府知事に上申し、府参事会に請願書を提出〔朝日〕	
			10・16 前田欣次郎が府会議員に当選し、革新派幹事となる〔朝日〕	
			10・21 北河内郡会成立〔朝日〕	
			1月 友呂岐村長に中川孝太郎（10・1）	
			2・26 日露戦争旅順港第一回閉塞作戦で梅原健三（豊野）戦死（日露戦争における最初の戦死者）〔朝日〕	2・10 日露戦争はじまる
			3・1 豊野村で戦争後援のため全村が夜業を行う〔朝日〕	
			7・10 友呂岐村大字郡が山林原野の利用に関する規約を制定〔6132〕	
			7・26 茨田樋普通水利組合の設置が認可される（大阪府公文書）	
			10月 九個荘村長に吉田猶松（明治39・2、友呂岐村長に中井幸治郎（明治40・7）	
			この年友呂岐村大字郡が出征軍人慰問組織として親義会を結成〔6250〕	
			明治37 38日露戦争で市域の20人戦死〔市誌〕一九六六年330	
	一九〇五	明治三八	3・31 旭小学校燈油分校廃止〔水本校創立以前ノ沿革誌〕	9・5 日露講和条約調印
			この年北河治水会設立〔6216〕	
	一九〇六	明治三九	2月 九個荘村長に中東栄次郎（明治41・12）	
			3・1 豊野村で農談会設立〔6160〕	
			3・20 琵琶湖疎水第二期拡張工事に反対の北河内郡村民、府庁に迫る〔朝日〕	3・31 鉄道国有法公布
			4・1 大阪 校方間で淀川巡航船の運行が始まる〔朝日〕	
			4月 豊野村長に千田福松（大正4・2）	
			5・5 寢屋川購買販売組合設立〔朝日〕	
			7・10 北河内購買販売組合設立〔朝日〕	
			8・28 畿内電気鉄道（大阪市高麗橋 京都市朱雀町）の敷設特許状が下付される〔6438〕	
			9・29 大利梨販売組合成立〔朝日〕	

一九〇七	明治四〇	この年国松孤池より直接引水する用水路計画を府に提出したが却下される （大阪府公文書） 5・20 京阪電鉄事業準備のため九個荘村などで測量が許可される（大阪府公文書） 6・27 豊野購買販売組合設立（『朝日』） 6月 九個荘村対馬江に忠魂碑建立（②542） 7月 友呂岐村長に桜井全兵衛（〜大正4・7） 9・26 梅原健三の碑建立（②515） 10・1 関西鉄道国有化、片町線となる（『市誌』一九六六年315） 11・20 神田購買販売組合設立（『朝日』） 11・29 寢屋購買販売組合設立（『朝日』） 12月 友呂岐村大字郡地区地主会規約が制定され、「香里遊園」の名称が記述される（『南保吉家文書』）	3・21 小学校令改正、義務教育6年制に
一九〇八	明治四一	この年九個荘村神田で耕地整理事業始まる（⑥508〜511） 明治40年頃豊野村教育会設立（⑥329） 1・19 友呂岐小学校、現北小学校の位置に移転（『北小沿革誌』） 3月 豊野小学校、現東小学校の地に移転（『東小沿革誌』） 4・1 友呂岐小学校に高等科併設（『北小沿革誌』） 9・5 友呂岐村軍人後援会分会結成（『朝日』） 12月 九個荘村長に三木武次郎（〜明治43・3）	4・13 水利組合法公布
一九〇九	明治四二	この年豊野信用購買組合設立（⑥164） 5・10 友呂岐村で基本財産蓄積条例制定（⑥90） 5・17 友呂岐村で出征軍人入退営送迎規約制定（⑥258） 6・24 水本村長に小西一也（〜昭和22・6）（『市誌』一九六六年793） 6月 北河内郡生産品評会設立規定制定（⑥170）	

一九二一 明治四四	9・8 友呂岐村民が村内の火薬庫撤去を設置会社と陳情（『朝日』） 9月 交野村外四ヶ村学校組合設立、水本村が参加（⑥341） 11・11 地租軽減問題委員に前田欣次郎ら選ばれる（『朝日』） 12・6 河北高等女学校、門真村に創立（『創立八十周年記念誌』） 1・30 水本村で陣没軍人墓碑保存会結成（⑥259） 2月 門真村外十七ヶ町村学校組合結成（友呂岐・九個荘・豊野・寢屋川村が参加）（⑥345） 3・17 前田欣次郎、汚職で有罪となり府会議員を辞職（『朝日』） 3月 九個荘村長に市川豊三郎（大正5・9） 4・15 京阪電気鉄道、天満橋～五条間で開業（『朝日』） 4・29 九個荘村大和の詠哥講員が柳谷観音参詣の帰途、渡船が転覆して十六名が死亡（②533～534） 4・30 九個荘村神田の耕地整理事業完了（⑥508～511） 5月 寢屋川村長に橋本半平（大正元・12） 9・26 京阪電気鉄道寢屋川停留場の拡張が認可される（⑥447） 10・1 水本村が青年会附設夜学校を設立（⑥353～359） 10・15 香里園開園、菊人形展開催（『朝日』） 12月 寢屋川村萱島流作新田を略して萱島と呼称する（『市誌』一九六六年547） 3・6～12 水本村婦人会・戸主会結成（⑥294～304） 4・7 河北高女、北河内郡立となる（『創立八十周年記念誌』） 5・30 水本村寢屋で総代設置規定制定（⑥71）	10・26 伊藤博文、暗殺される 4月 淀川改修工事竣工 8・22 韓国併合に関する条約調印 1・18 大審院、大逆事件の被告24人に死刑判決
----------------------	---	---

一九二	明治四五	7・6 東大阪輕便鐵道（堀溝く野江間など）が内閣總理大臣に鐵道敷設免許申請書を提出（大正2・9・1返納届）（⑥453・456） 10・13 市域で京阪電氣鐵道による電氣供給が始まる（⑥473） この年寢屋川郵便局、九個莊村大利に開設（『市誌』一九五六年507） 1・27 星田村水本村尋常小学校組合が学齡兒童學資補給規則を制定（⑥326） 1月 豊野村が村内の風紀改善を目的とした矯風会を結成（⑥305） 3月 京阪電鉄が香里園遊園地の土地を売却（『鐵路五十年』） 7・11 水本村が交野村外四ヶ村學校組合を脱退（⑥349）	
	大正元	12月 寢屋川村長に中川義三郎（く昭和2・4）	7・30 明治天皇没、大正と改元
一九三	大正二	4・1 讚良高等小学校廃校、豊野小学校・寢屋川小学校が高等科を設置（『東小沿革誌』／『南小沿革誌』） 4・27 水本村寢屋で耕地整理法による今池増築が議決される（⑥511） 5月 九個莊村忠魂碑建立（②543） この年市域全体に電灯が普及する（『京阪電鉄第拾六回營業報告書』） 2・26く3・10 大阪府農家副業成績展覽会開催、水本村の草鞋が三等、九個莊村の梨が褒状を受賞（『農家副業成績展覽会報告』） 5・3 水本村寢屋で立毛品評会が行われる（⑥548） 5・11 北河内郡大谷耕地整理組合の設立が認可される（大阪府公文書） 5月 豊野村秦に戦役紀念碑建立（②558）	2・7 桂内閣総辞職（大正政変）
一九四	大正三		
一九五	大正四	2月 豊野村長に平岡九良兵衛（く大正12・7） 3・17 総選挙で本出保太郎派の選挙違反事件発覚（寢屋川村）（『朝日』） 7月 友呂岐村長に山下春蔵（く大正8・8）	8・23 日本、ドイツに宣戦布告し第一次世界大戦に参加

一九二九	大正八	4・26 淀川左岸水害予防組合設置区域を指定（大阪府公文書）	3・1 朝鮮独立宣言（3・1運動）
一九二八	大正七	11月 淀川再改修期成同盟会が結成される（『朝日』） 3・6 寝屋川村堀溝地主会が小作料減免交渉に際し決議を行う（⑥569） 6・12 大阪府が洪水を防御すべき市町村及公共団体として澱川茨田堤防水害予防組合を指定（大阪府公文書） 6・15 北河内郡32町村民代表、府知事に淀川改修意見を陳情（『朝日』） 9・15 豊野村高宮の小作人が地主に対して農事に関する依頼を行う（⑥569） 9・21 寝屋川村堀溝で米騒動による米廉売が行われる（⑥570） 10・19 北河内郡32町村民代表及茨田堤防水防組合の連合協議会、淀川改修案賛成を決議する（『朝日』）	8・18 第一回全国中等学校優勝野球大会、豊中グラウンドで開催 9・1 工場法施行
一九一七	大正六	9月 友呂岐村大字郡が上庄六箇普通水利組合と樋管拡張協定に対し意見書を提出（⑥514） 9月 友呂岐村大字郡が上庄六箇普通水利組合と樋管拡張協定に対し意見書を出す（⑥516） 7・27 九個荘村が友呂岐村に対し友呂岐悪水路・二十か用水路中間堤塘修理に関する意見書を提出（⑥516） 淀川で大水害が発生（10月）（『朝日』） この年市域でコレラ流行（『朝日』）	
一九一六	大正五	4・4 寝屋川購買販売組合解散（『朝日』） 9月 友呂岐村が産米改良組合を設立（⑥548） 9月 九個荘村長に乾新一郎（大正9・9） 12・11 上庄六箇普通水利組合が府知事に対し字赤井樋・字五兵衛樋の改造願を提出（⑥512）	

一九三	大正一一	6・23 大水のため豊野村高宮が寢屋川村堀溝に対し、出し樋解放を依頼する(『539』) 8月 友呂岐村長に中東久治郎(〜大正11・9) 11・8 淀川左岸水害予防組合設立(『淀川左岸水害予防組合誌』) 12・26 二十か用水普通水利組合と友呂岐村の間で二十か用水路・友呂岐悪水路中間堤防の共同使用について契約を締結する(『518』) 1・11 香里園土地建物株式会社設立(『朝日』) 4・1 河北高女が現寢屋川高校の地に移転(『創立八十周年記念誌』) 5・31 大阪鉄道(中河内郡南高安村・友呂岐村)が鉄道延長線敷設を申請(『457』) 8月 友呂岐村木屋が同志会を結成(『552』) 9月 九個荘村長に北田嘉次郎(〜大正11・4) 2・11 九個荘村で処女会結成(『朝日』) 4・1 河北高女、北河内郡から大阪府に移管(『創立八十周年記念誌』) 9・5 友呂岐など7町村が水害のため免租を請願(『朝日』) 10・1 水本尋常高等小学校創立(『水本校沿革誌』) 3・23 京阪運動場前駅開設(〜昭和38廃止)(『鉄路五十年』) 4・21 京阪寢屋川グラウンド完成(〜昭和17廃止)(『朝日』) 4月 九個荘村長に乾新一郎(〜大正15・4) 5・27 九個荘村・友呂岐村が二十か用水土管改造工事に関する覚書を締結(『526』) 9・28 河内常設家畜市場廃止(大阪府公文書) 9月 友呂岐村長に川口忠男(〜大正15・10)	5・2 日本最初のメーデー 10・1 第一回国勢調査 11・4 原首相暗殺 2・6 ワシントン会議 3・3 全国水平社創立
一九二	大正一〇		
一九〇	大正九		

一九三	大正一二	この年豊野村高宮の南北地主会が合併（⑥571） 2・19 大谷耕地整理組合解散（大阪府公文書） 4・8 府へ移管される郡道に星田堀溝線など認定（『朝日』） 7月 豊野村長に白井岩治郎（大正15・3） 9・26 森小一（木屋、府議に当選（大阪府公文書） 12・29 友呂岐村平池の地主が同志会を結成（⑥573） 3・12 九個荘村神田の住民が二十か用水二つ樋改築に対する反対を決議する（⑥527） 3・13 水本村民527名、憲政会に入党（『朝日』） 3・15 北河内郡長から友呂岐村長に対し縦樋拡張工事に関する通達が出される（⑥529） 4月 寝屋川水路樋門改築問題が紛糾する（『朝日』） 6月 北河内郡制廃止 7月 干ばつで水本村に被害（『朝日』）	10・6 水本教育会結成（⑥400） 10・16 大阪鉄道に対し鉄道敷設の免許状が下付される（昭和10・6・29 起業廃止申請）（⑥462・3） 12・1 大阪芦屋土地が香里の住宅地に水道を供給（市域水道のはじめ）（『寝屋川水道のあゆみ』）
一九二五	大正一四	5・29 豊野村秦で水利に関する調停が行われる（⑥540） 6月 畿内電鉄（京都七条～天王寺）が鉄道敷設の免許申請を行う（昭和6・10・28却下）（⑥464・468） 8・13 豊野村秦の小作争議、地主側が小作米の全部を与えて決着（『朝日』） 8・24 大橋房太郎ら、淀川樋管統一のため陳情（『朝日』） 10・3 北河内郡青年団陸上競技大会、寝屋川グラウンドで開催（『朝日』）	3・22 小作調停法公布 3・19 治安維持法成立 3・29 普通選挙法成立

一九三〇	昭和五	3・5	二十箇用水樋記念碑建立 (②500〓502)	
一九二九	昭和四	8月	淀川左岸用水樋普通水利組合設立 (『河内九個莊村郷土誌』)	10・24 ニューヨーク株式市場が大暴落、 世界大恐慌はじまる
		7・10	九個莊幼稚園創立 (『市誌』一九六六年124)	
		5月	九個莊村長に中東真治 (〓昭和6・4)	
		12月	友呂岐村長に山下春蔵 (〓昭和6・12)	
		10月	寢屋川村で昭和天皇御大典記念の御所柿の苗を配布 (『朝日』)	
		4月	九個莊村長に吉村治五平 (〓昭和4・5)	
		4・1	河北高女、寢屋川高女と改称 (『創立八十周年記念誌』)	
一九二八	昭和三	7月	友呂岐村長に木南宗重 (〓昭和3・12)	2・20 第16回総選挙 (最初の男子普通 選挙)
		4月	寢屋川村長に村川定吉 (〓昭和9・3)	
一九二七	昭和二	3・7	北丹後地震で九個莊村の家屋倒壊 (『朝日』)	3・7 北丹後地震
		12・17	大正天皇平癒祈願の和歌を河北高女の生徒が奉獻する (『朝日』)	12・25 大正天皇没、昭和と改元
		10月	友呂岐村長に小野清十郎 (〓昭和2・7)	
		5・2	日本農民組合が北河内郡でメーデーの示威行動を行う (⑥581)	7・1 郡役所廃止
		4月	九個莊村長に杉本寅太郎 (〓昭和3・4)	
		3月	豊野村長に土井八太郎 (〓昭和5・3)	
一九二六	大正二五	3・8	大東電気鉄道 (大阪市蒲生町〓友呂岐村) の原案決定 (5・12却下)	
			(『朝日』) ⑥469	
		11・3	寢屋川〓星田間でバス開通 (『朝日』)	

一九三二	昭和六	3月	豊野村長に沢田平造（ゝ昭和9・3）	
		4・20	淀川左岸樋管統一工事完成（⑥530）	
		5・16	大路上水道組合が給水を開始（『寢屋川水道のあゆみ』）	
		5・24	点野堤防で働く約200名の石工が賃金増額を要求（『朝日』）	
		6月	友呂岐村平池の入夫口入業者らを中心に「鮮人救済団」結成（『朝日』）	
		12月	九個荘・友呂岐両村の合併問題おこる。	
		1・23	九個荘村仁和寺で小作争議起こる（『朝日』）	
		2・11	今中楓溪寢屋川高女教頭、雑誌「女性短歌」を創刊（『朝日』）	
		3・20	寢屋川岸の埋立地改修根本工事完成（『朝日』）	
		4・6	香里駐在所落成（『朝日』）	
一九三二	昭和七	4・8	九個荘村長に杉本正次（ゝ昭和18・5）（『朝日』）	
		4・24	水本村など北河内の七村、片町線の電化・延長を陳情（『朝日』）	
		5・6	府参事会で豊野・寢屋川村など水害地の府税免除決定（『朝日』）	
		6月	九個荘村に児童婦人の救済所設置（『朝日』）	
		8・17	秩父宮勢津子妃が寢屋川高女を訪問（『朝日』）	
		10月	小西一也北河内町村会会長（水本村長）への辞職勧告が問題化（『朝日』）	
		12月	香里郵便局開設（『市誌』一九六六年324）	
		12月	友呂岐村長に友井政次郎（ゝ昭和7・7）	
		1月	香里幼稚園創立（『市誌』一九六六年133）	
		2・17	聖母女学院が友呂岐村香里の新校舎へ移転（『朝日』）	
一九三二	昭和七	7・28	萩原幾仁上等兵の村葬に参列者千名（九個荘）（『朝日』）	
		7月	寢屋川村萱島の住民が寢屋川改修を陳情（ゝ8月）（『朝日』）	
		7月	友呂岐村長に神田善樹（ゝ昭和11・6）	
一九三二	昭和七			4・20 ロンドン海軍軍縮条約調印
一九三二	昭和七			5・15 海軍将校ら首相官邸を襲撃、犬養首相暗殺（5・15事件）

一九三三	昭和八	9・18 寝屋川高女で秩父宮妃訪問記念短歌会開催（『朝日』） 11・8 水本村が町村道打上燈油線の改築を行うため事業認定を申請（『583』） 12月 豊野村が府道枚方八尾線道路改築にあたり各大字常設委員に人足の勧誘を依頼（『昭和8年1月』（『584』） 昭和7年度豊野村が農村経済厚生運動指定村となる（『585』） 5・23 京阪国道開通（『朝日』） 6月 香里郵便局で電信、電話事務開始（『朝日』） 7・12 東三庄普通水利組合、九個荘ほか7か村が府に古川大改修調査願（『朝日』） 8・1 九個荘梨組合が出荷統制を行う（『朝日』） 8・18 豊野村の府道工事現場で労働者がストライキを起こす（『朝日』） 8・19 府初の女性吏員として豊野村出身の電話交換手が採用される（『朝日』） 9・18 豊野村高宮の五藤池堤塘の改修計画を制定する（『541』） 10・21 香里郵便局で公衆電話の取扱開始（『朝日』） 11月 黒原購買組合解散（『朝日』） 3月 豊野村長に上田保令（『昭和18・5』、寝屋川村長に土井政義（『昭和17・3』） 3月 寝屋川村堀溝に忠魂碑建立（『544』） 5・5 北河内連合少年団発団（『朝日』） 5月 衛生都市第二次指定に友呂岐村など指定（『朝日』） 8・22 北河内町村長会長に杉本正次当選（『朝日』） 8月 友呂岐村有津・九個荘村高柳の実行組合が醬油の自家製造を行う（『朝日』） 9・21 室戸台風で水本村小学校校舍倒壊、児童14名が死亡するなど市域に大きな被害（『535』『539』、『小寺辰夫家文書』） 11・1 香里園住宅地が成田山別院建立記念奉仕として二割引で売り出される（『471』）	9月 室戸台風
		3・27 日本、国際連盟脱退 12・13 大日本国防婦人会発足	

一九三五	昭和一〇	11・15〜18 成田山別院の入仏落慶供養行われる（『朝日』） 11・21 水本村尋常高等小学校再建のため、地方改善応急事業の道路新設工事を流用（⑥499） 11月 九個荘村神田・仁和寺に託児所設置（『河内九個荘村郷土誌』） この年古川改修工事はじまる（『市誌』一九六六年表） 3・19 河内バス、末広町から聖母学院前まで路線を延長する（『朝日』） 6・29 水本村共同浴場「洗心浴場」完成（『平成15閉鎖』（『水本村誌』） 9・26 府議選で島村保穂（平池）当選（『朝日』） 9・29 友呂岐村納税組合設立（『朝日』） 12・1 河内バス、京阪バスに吸収合併される（『京阪バス五十年史』） この年水本村納税組合設立（⑥408） この年豊野村高宮の五藤池堤塘の被害復旧計画を制定（⑥542）	9月 第一回芥川賞・直木賞選出
一九三六	昭和一一	4・17 九個荘村黒原の小作争議解決（『朝日』） 5・14 寝屋川高女で大楠公精神講演会開催（『朝日』） 5・26 豊野村の工業化について初の協議会開催（『朝日』） 6月 友呂岐村長に中井耕五郎（『昭和14・10』） 8・22 府道木屋〜私部線竣工（『朝日』） 9月 古川堰の大開門拡張工事が完成（『朝日』） 10月 月の輪学院創立（『市誌』一九六六年132） 11・21 島村保穂府議、選挙違反で失格（『朝日』） 12・1 水本村台所改善組合結成（⑥423） 12・24 寝屋川村堀溝の小作争議、小作人側の主張をいれて解決（『朝日』） 2・16 府議補選で杉本正次当選（『朝日』） 2月 秩父宮両殿下奉迎歌集を寝屋川高女が制作する（『朝日』）	2・26 2・26事件
一九三七	昭和一二		

一九三六	昭和二三	5月 京阪電気鉄道が友呂岐青年学校などに苗代電照栽培の電力供給を行う(『朝日』)	7・23 豊野村で愛国銃後会発足(『朝日』)
一九三九	昭和二四	11・4 寝屋川警官住宅落成(『朝日』) この年ガス供給、九個荘村神田・高柳・大利・寝屋川村木田・豊野村秦などで始まる(『市誌』一九六六年326) 4・1 京阪香里駅、「香里園」と改称(『鉄路五十年』) 4・13 水本村共同作業場の建設申請が出される(水本村役場文書)	7・7 日中戦争はじまる
一九四〇	昭和二五	3・1 枚方の陸軍火薬庫爆発、水本村民に死者(『朝日』) 5・17 淀川左岸改修工事始まる(『朝日』) 6月 淀川岸の開墾が行われる(『朝日』) 8・26 水本村で反英大会開催(『朝日』) 10・7 水本村の共同作業場兼集会場「自彊館」(現・市立東高齢者福祉センター)完成(『427』) 10・28 北河内郡町村長会会長に杉本正次再選(『朝日』) 10月 友呂岐村長に山下春蔵(『昭和18・5』) この年友呂岐村香里に聾啞学校健康の里設立(『朝日』) 1月 満蒙開拓青少年予備訓練所の設立が友呂岐村香里に計画される(『朝日』) 3月 偕行社中学校が友呂岐村三井で創立(現同志社香里中・高校)(『市誌』一九六六年132) 6・15 内務大臣が淀川用水樋普通水利組合に木屋揚水機場設置を認可(『534』) 7・10 豪雨で市域の田畑に被害(『朝日』) 8・15 友呂岐・九個荘村でマッチの切符制導入(『朝日』) 10・5 寝屋川高女で女学生短歌大会開催(『朝日』)	9・1 第二次世界大戦はじまる
		10・12 大政翼賛会発会式	4・1 国家総動員法公布 1・25 警防団令公布

一九四一	昭和二六	10・23 水本村台所改善組合に補助金が交付される(⑥425)	
		10月 臨時教員養成所、寝屋川高女などに設置(『朝日』)	
一九四二	昭和二七	11・29 豊野村で国立機械工業成所落成式が行われる(『朝日』)	
		12・16 京阪バスが香里一枚方西口などの路線を休止(『朝日』)	
一九四一	昭和二六	2・11 豊野村が村常会を結成し、規程を公布(⑥621)	
		3・27 大政翼賛会北河内支部役員決定、支部長に杉本正次(『朝日』)	
一九四一	昭和二六	4・1 偕行社中、第二山中学と改称(『朝日』)	
		4・1 友呂岐・豊野・九個荘・寝屋川・水本各小学校が国民学校と改称(『寝屋川市教育史』一)	
一九四一	昭和二六	4・26 北河内郡青少年団結成(『朝日』)	
		5月 優良保育所として水本村保育所が表彰される(『朝日』)	
一九四一	昭和二六	6・2 九個荘国民学校高等科生が「望楠道場」建設作業に奉仕を行う(『ろう梅』)	
		6・10 淀川岸の開墾が行われる(『朝日』)	
一九四一	昭和二六	9月 京阪バスが枚方―木屋間の路線を休止する(『朝日』)	
		2・20 豊野国民学校が警官住宅・営団住宅の建設による児童増加に対応するため、校舎の増築を申請(⑥622)	
一九四一	昭和二七	3・1 東京第二陸軍造兵廠香里製造所が建設される(⑥598)	
		3月 寝屋川村長に吉田湖(『昭和18・5』)	
一九四一	昭和二七	4・20 男子教員の応召等による教員不足のため、寝屋川高女に臨時教員養成所を併設(『寝屋川市教育史』一)	
		6・11 水本村が農業統制経済実践会を結成(⑥623)	
一九四一	昭和二七	7月 九個荘国民学校が学校経営方針制定(⑥485)	
		8・1 友呂岐翼賛壮年団結成(『朝日』)	
一九四一	昭和二七	10・31 京阪クラウンド跡地に豊野営団住宅竣工(『朝日』)	
		6・5 ミッドウエー海戦	
一九四一	昭和二七	12・8 日本、ハワイ真珠湾を攻撃しアメリカ・イギリスに宣戦布告	
		4・1 国民学校発足	

一九四三	昭和一八	11 20 豊野村秦：太秦の用水問題について双方で申し合わせを行う（⑥542） 12・28 友呂岐国民学校の全職員、香里工廠で勤労奉仕を行う（『寝屋川市教育史』一） 1・20 京阪運動場前駅、「豊野」と改称（『鉄路五十年』） 2・1 九個荘町制施行（『市誌』一九六六年表） 2・21 九個荘国民学校、金属回収のため国旗掲揚台を供出（『寝屋川市教育史』一） 4・1 九個荘町・友呂岐村・豊野村・寝屋川村が合併し、寝屋川町発足（⑥402）405 5・27 町長に杉本正次（『朝日』） 5月 各部落会により多子家族保護事業が始められる（『市誌』一九五六年138） 8月 寝屋川・枚方で青果物の隣組配給が始まる（『朝日』） 9月 町家庭燃料配給要綱決まる（『市誌』一九六六年167） 10月 寝屋川町庁舎竣工（『市誌』一九六六年表） 11・8 町翼賛壮年団結成（市役所公文書） 11月 寝屋川青年団・女子青年団結成（『市誌』一九五六年693） 12・17 京阪香里園駅移転（『鉄路五十年』） 12・26 町警防団結成（市役所公文書） この年水本村の台所改善事業が村民が軍需産業に従事しているため、事業が遅延する（⑥600） 1・12 九個荘国民学校五年男児、後村上天皇聖蹟（大阪市）に参拝と清掃奉仕を行う（『寝屋川市教育史』一） 2・19 水本村が大字寝屋を優良部落会として大政翼賛会大阪府支部に報告（⑥627） 3月 町、軍用機『寝屋川号』を軍に献納（『朝日』）
一九四四	昭和一九	5・29 アツツ島の日本軍守備隊全滅 9・23 25歳未満の女子を勤労挺身隊として動員

		一九四五	
		昭和二〇	
4・1	前年の町村合併により各校園の名称を改める（豊野国民学校↓東国民学校、九個荘国民学校↓西国民学校、寝屋川国民学校↓南国民学校、友呂岐国民学校↓北国民学校、九個荘幼稚園↓寝屋川幼稚園）（『寝屋川市教育史』一）		
4・6	町部落会規則制定（市役所公文書）		
4月	北河内に統合青年学校設置（『朝日』）		
6・19	大阪市梅田東校六年四〇名が学童集団疎開で来町し、民家に分宿する（二泊三日）（『寝屋川市教育史』一）		
8・26	郡に大阪府警察部消防特別出張所友呂岐分団がおかれる（三十五年のあゆみ）		
9月	西国民学校で大阪市古市国民学校四年男児六〇名、六年女児四〇名の集団疎開児童を受け入れる（昭和20年2月）（『寝屋川市教育史』一）		
10・20	青年学校の暁天動員、北国民学校校庭で実施（『寝屋川市教育史』一）		
11・6	西国民学校高等科二年男六〇名・女六三名が仁和寺の中西金属工業と京阪電鉄へ動員（『寝屋川市教育史』一）		
11・7	北国民学校五年以上、農繁期手伝いに各部落に出動する（『寝屋川市教育史』一）	11・25	レイテ沖海戦で神風特攻隊初出撃
2・5	西国民学校高等科生数名、藍野塾（三島村）へ入所（『寝屋川市教育史』一）		
3・15	北国民学校で応召訓導の壮行式を開催（『寝屋川市教育史』一）	3・14	大阪大空襲
3・22	水本村が北河内地方事務所長に対し戦災者受入数を報告（『618』）		
3・4	北国民学校に食糧や兵器を搬入（『寝屋川市教育史』一）		
4・1	西国民学校の教室が、大阪陸軍被服廠倉庫等に転用され、授業は寺院、集会所を借用し分教場での学習を開始。また食糧増産のため北運動場をさつまいも畑にする（『寝屋川市教育史』一）		
4・6	北国民学校の五年生以下の男児、回収した金属を守口まで運搬（『寝屋川市教育史』一）		
4月	戦災援護会大阪支部寝屋川支会設立（『市誌』一九五六年132）		
		6・30	大都市の学童集団疎開決定

一九四七	昭和二二	5月 寢屋川決戦工業団発足（『市誌』一九五六年144） 6・15 寢屋川町一帯空襲を受け、木屋揚水機場破壊される（⑥537～538） 6・30 西国民学校区の各部落分教場で二部授業実施（『寢屋川市教育史』一） 7・22 米軍の機銃掃射で寢屋川町に被害（『大阪空襲に関する警察資料』） 8・23 木屋揚水機場修理終る（『朝日』） 10・15 淀川用水樋普通水利組合が木屋揚水機場の戦災復旧費用を請求（⑥537） 10月 西・北国民学校、分教場から学校に復帰、二部制で授業再開（『寢屋川市教育史』一） 11・1 寢屋川の中野英司の資金で北河内授産場を開設（『朝日』） この年国外各地から市域へ民間人の引揚が始まる（⑥638） 1・30 大阪市経済局長から水本村長に疎開衣料品引き取り依頼が出される（⑥613） 3・15 豊野保育所設置（『市誌』一九五六年629） 4・1 西国民学校、二部授業解消（『寢屋川市教育史』一） 7・20 西国民学校、進駐軍の命に基づき御真影・奉安殿を撤去（『寢屋川市教育史』一） 11・29 杉本正次町長、公職追放される（『寢屋川市職労二十五年史』） この年木屋揚水機場完成（『淀川百年史』） 1月 東西南北四地区の農地委員会が発足し、町役場内に事務局がおかれる（『市誌』一九五六年452） 4・1 寢屋川町立中学校、水本村立中学校創立（水本村中学校は小学校に併設）（『寢屋川市教育史』一）	8・6 広島に原爆投下 8・15 日本、連合国に無条件降伏し第二次世界大戦終わる。
一九四六	昭和二一	2・1 第1次農地改革	
		10・21 第2次農地改革 11・3 日本国憲法公布	
		4・1 教育基本法、学校教育法公布、 6・3 制教育開始	

	一九四八
	昭和二三
4・1 各国民学校を小学校と改称、教員の職名を訓導から教諭に改称（『寢屋川市教育史』一） 4・30 浅香忠雄（仁和寺）、府議に当選（『市誌』一九五六年352） 4月 町長に白井幾太郎当選（『市誌』一九五六年172） 6・5 昭和天皇、木屋揚水機場を視察（『朝日』） 6月 水本村長に西井弥三八（『昭和28・8』） 7・5 京阪バス、枚方大橋南詰－仁和寺間の運行再開（『京阪バス五十年史』） 8・1 大阪女子医大（現・関西医大）香里病院設立（『市誌』一九六六年55） 9・1 町消防団設置（市役所公文書） 12・6 町公安委員を選任（市役所公文書） この年町交通安全協会発足（『市誌』一九六六年307） この年東西北四地区の農業協同組合設立（『市誌』一九五六年456） 3・7 寢屋川・枚方・津田・交野の1市3町、消防組合を結成（三十二年のあゆみ） 3・7 寢屋川町警察発足（『市誌』一九六六年300） 4・1 寢屋川高女・聖母女学院が新制高校となり、寢屋川高女は男女共学の寢屋川高校となる（『朝日』） 4・12 西小学校、寢屋川町で初めてPTA結成創立総会開催（『寢屋川市教育史』一） 4・17 寢屋川・枚方・津田・交野の一市三町で枚方商工会議所設立（『朝日』） 6・11 西小学校、米国援助物資脱脂粉乳の給食開始（『寢屋川市教育史』一） 6・30 豊野保育所、豊野保育園と改称（『市誌』一九五六年629） 7・12 西部体育研究部創立総会、北小学校で開催（『寢屋川市教育史』一） 8・20、9・1 教科書展示会、寢屋川高校で開催（『寢屋川市教育史』一） 12・15 町議会の議決により月の輪学院、西小学校分校となる（『寢屋川市教育史』一） この年第一山水中学、香里中学・高校と改称（『市史紀要』三号39）	4・1 各国民学校を小学校と改称、教員の職名を訓導から教諭に改称（『寢屋川市教育史』一） 4・30 浅香忠雄（仁和寺）、府議に当選（『市誌』一九五六年352） 4月 町長に白井幾太郎当選（『市誌』一九五六年172） 6・5 昭和天皇、木屋揚水機場を視察（『朝日』） 6月 水本村長に西井弥三八（『昭和28・8』） 7・5 京阪バス、枚方大橋南詰－仁和寺間の運行再開（『京阪バス五十年史』） 8・1 大阪女子医大（現・関西医大）香里病院設立（『市誌』一九六六年55） 9・1 町消防団設置（市役所公文書） 12・6 町公安委員を選任（市役所公文書） この年町交通安全協会発足（『市誌』一九六六年307） この年東西北四地区の農業協同組合設立（『市誌』一九五六年456） 3・7 寢屋川・枚方・津田・交野の1市3町、消防組合を結成（三十二年のあゆみ） 3・7 寢屋川町警察発足（『市誌』一九六六年300） 4・1 寢屋川高女・聖母女学院が新制高校となり、寢屋川高女は男女共学の寢屋川高校となる（『朝日』） 4・12 西小学校、寢屋川町で初めてPTA結成創立総会開催（『寢屋川市教育史』一） 4・17 寢屋川・枚方・津田・交野の一市三町で枚方商工会議所設立（『朝日』） 6・11 西小学校、米国援助物資脱脂粉乳の給食開始（『寢屋川市教育史』一） 6・30 豊野保育所、豊野保育園と改称（『市誌』一九五六年629） 7・12 西部体育研究部創立総会、北小学校で開催（『寢屋川市教育史』一） 8・20、9・1 教科書展示会、寢屋川高校で開催（『寢屋川市教育史』一） 12・15 町議会の議決により月の輪学院、西小学校分校となる（『寢屋川市教育史』一） この年第一山水中学、香里中学・高校と改称（『市史紀要』三号39）
	4・1 新制高校発足

一九四九	昭和二四	4・1 寝屋川高校に定時制設置（『創立八十周年記念誌』） 5・1 町水道使用条例を制定（市役所公文書） 5・21 町災害救助隊を編成（市役所公文書） 6・14 町、京阪電気鉄道から香里園上水道設備の無償譲渡を受ける（⑥716） 9・27 京阪香里園駅で電車火災、3人死亡（『朝日』） 10月 浪速大学（現・大阪府立大）に職業教育科設置（『朝日』） 10月 町、京阪に寝屋川駅へ急行停車の嘆願書を提出（『朝日』） 11・3 寝屋川中学校、第一回体育大会を開催（『寝屋川市教育史』一） 12・26 町警察基本条例制定（市役所公文書） この年町連合青年会結成（『市誌』一九五六年694） 昭和24年度『寝屋川町史』編纂を開始（市役所公文書）	6・1 新制国立大学発足
一九五〇	昭和二五	2・14 松下電器と枚方職業安定所の職員、寝屋川中学校で生徒就職のための面談実施（『寝屋川市教育史』一） 3月 浪速大学短期大学部、秦に設置（『市誌』一九六六年128） 4・13 淀川左岸用水利組合解散、淀川左岸土地改良区に改組（『朝日』） 4・26 水本村民大会でヒロボン追放決議（『朝日』）	11・3 湯川秀樹、ノーベル物理学賞受賞
一九五一	昭和二六	7・10 町立小学校・中学校・幼稚園PTA連絡協議会発足（『寝屋川市教育史』一） 7・15 寝屋川に文化劇場設立（『朝日』） 9・3 ジェーン台風により市域で2名死亡（『市誌』一九六六年271） 12・26 片町線長尾―四条駅間が電化（『朝日』） この年寝屋川文化協会設立（現寝屋川市文化連盟）（『朝日』） 1・26 大阪府都市競馬組合規約制定、寝屋川町も競馬事業に参加（市役所公文書）	6・25 朝鮮戦争始まる

一九五二 昭和二七	4・1	寝屋川東保育園創立（『市誌』一九五六年629）
	4月	萱島に国民健康保険直営診療所設置（『朝日』）
	5・3	寝屋川市制施行、初代市長白井幾太郎（『朝日』、『市誌』一九六六年20）
	5・3	市教育研究会創立総会、寝屋川中学校で開催（『寝屋川市教育史』一）
	5・29	市国民健康保険条例制定（市役所公文書）
	6・16	寝屋川商工会議所創立（『広報』）
	7・5	市議会が寝屋川駅への急行停車と駅名の「寝屋川市」への改称を求める議決を行う⑥735・737
	7月	ケイト台風により道路冠水、楠根川決壊（市役所公文書）
	8月	学校法人同志社と学校法人香里学園が合併、同志社香里高等学校・中学校発足（『寝屋川市教育史』⑤）
	8・20	京阪寝屋川駅、「寝屋川市」と改称（『鉄路五十年』）
	9・21	成田山別院で都市問題研究懇談会開催（『広報』）
	9・30	市福祉事務所設置条例制定（市役所公文書）
	10・15	成田幼稚園設立（『市誌』一九五六年683）
	10・30	市防犯委員会発足（『広報』）
	11・1	市国民健康保険条例制定（市役所公文書）
	11・15	寝屋川中学校、職業安定所長等を招き就職講演会開催（『寝屋川市教育史』一）
	11・19	市自治振興委員会発足（『広報』）
	12・1	寝屋川改良事業期成同盟結成（『広報』）
	この年	水本村の台所改善事業が完了（⑥422）
	1・26	茨田上水道組合が規約を制定（⑥717）
	3・27	枚方市寝屋川市ガス委員会発足（『市誌』一九五六年483）
	4・1	第五小学校創立（『寝屋川市教育史』二）
	9・8	サンフランシスコ講和会議で日米安保条約など調印

4・1	市が競輪事業を始める（市役所公文書）	
6・23	ダイナ台風により楠根川決壊（『広報』）	
7・7	寝屋川など九市町村が共同で家畜診療所を開設（『朝日』）	
7・28	大阪府都市競艇組合が事業開始、寝屋川市も参加（市役所公文書）	
7月	市出身の木南道孝、陸上でヘルシンキ五輪に出場（『朝日』）	
7月	豪雨のため市域各地で浸水被害（『広報』）	
8・15	市議会、香里火薬製造所の再開反対決議（『広報』）	
8・27	寝屋川高女子ハンドボール部、初の全国制覇（『朝日』）	
8月	夏季市民教養講座、市主催で開催（『朝日』）	
11・1	市教育委員会発足（『寝屋川市教育史』二）	11・1 市区町村教育委員会設置
11・5	讃良川の堤防が40メートル決壊し、稲田など付近一帯水浸し（『朝日』）	
この年古川沿岸地帯排水不良地改良事業期成同盟結成、会長白井幾太郎（『淀川左岸の概要』）		
3・3	第1回市営競輪を豊中競輪場で開催（『朝日』）	2・1 NHK、テレビ本放送開始
3・10	市教育研究会が中心となり、社会科副読本〈伸び行く寝屋川市〉を 発刊（『寝屋川市教育史』一）	
3・12	香里火薬所再開反対の市民大会開催（『朝日』）	
4・1	市立第二中学校創立、従来の市立中学校を第一中学校と改称（『寝屋川市教育史』二）	
8月	水本村長に西田七郎平（『昭和32・8』）	
9・1	市公益質屋条例制定（市役所公文書）	9・1 町村合併促進法公布
9・11	京阪バス、津田―香里間開通（『朝日』）	
9・26	台風一三号により市内に浸水被害（『朝日』）	
9月	市で結核予防運動はじまる（『朝日』）	

一九五四	昭和一九	10・13 第一中学校及び寢屋川高校で、この日より火・水・土の夜間、青年学校を開設（『寢屋川市教育史』二）
		11月 寢屋川・枚方・守口・布施の四市で淀川左岸補強促進委員会結成（『市誌』一九五六年520）
		12・1 天満橋―成田不動間バス開通（『朝日』）
		2・20 市青少年問題協議会発足（『寢屋川市教育史』二）
一九五五	昭和三〇	4・1 市営葬儀条例制定（市役所公文書）
		4・5 市立保育園設立（『朝日』）
		6・14 寢屋川・枚方の住民、深谷池の改修を陳情（『毎日新聞』）
		6・15 水本村小学校、現明和小学校の地に移転（『寢屋川市教育史』二）
		7・1 市学校保健体育振興会発足（『寢屋川市教育史』二）
		7・1 寢屋川市警廃止（市役所公文書）
		7・16 寢屋川農業委員会発足（『朝日』）
		8・10 北河内郡・寢屋川・守口・枚方合同の未帰還者帰国促進決起大会開催（『朝日』）
		8・21 市工場設置推奨条例・住宅設置推奨条例制定（『722』）
		10・1 市営火葬場の使用開始（『広報』）
		11月 水本村寢屋に結核予防会大阪支部療養所設立（『市誌』一九六六年54）
		この年東三庄普通水利組合解散（淀川左岸の概要）
		2・15 各地区に「四の子ども仲よし会」発足（『寢屋川市教育史』二）
		3・23 大阪府立水産試験場寢屋川養魚場（現・府立水生生物センター）完成（『朝日』）
		4・14 新国道一号線開通（『市誌』一九六六年71）
4・23 北川石松（対馬江）、府議に当選（『市誌』一九五六年352）		
4月 市教委、青年学級創設（『朝日』）		
		3・1 ビキニ水爆実験で第五福竜丸被災

一九五六	昭和三一	4月 北河内家畜保健衛生所設立（『市誌』一九五六年450） 5・1 市長に平井義雄が当選（『朝日』） 6月 市公園墓地完成（『広報』） 7・2 市職員組合結成（『寝屋川市職労二十五年史』） この年児童遊園の設置が各地区ではじまる（『市誌』一九六六年41） 3・31 水本村小学校打上分校廃止（水本村役場文書） 4・1 北幼稚園創立、寝屋川幼稚園は「西幼稚園」と改称（『寝屋川市教育史』二） 4月 市教育委員会に社会教育課を新設（『寝屋川市教育史』二） 5・3 『寝屋川市誌』一九五六年完成 5・28 市が地方財政再建団体に指定され、財政再建計画を実施する（『724』） 7・1 市共同プール完成（『朝日』） 7・26 枚方寝屋川商工会議所、統合により再発足（『市誌』一九六六年281） 7月 若竹学園創立（『市誌』一九六六年134） 9・15 第五小学校の第五期工事が鉄筋で完成（以後校舎の建設は鉄筋に切り替わる）（『寝屋川市教育史』二） 12・13 水本村議会、金属クズ営業条例反対を決議（『朝日』） 12・23 成田山の自動車参道完成（『朝日』） 12・29 京阪電気鉄道が萱島車庫新設の認可を申請（『6452』） この年初めて要援護（後に要保護）に準じて「準要援護児童」を認定し、市独自で勉学・給食奨励金を支給（『寝屋川市教育史』二） 6・28 大利商店会長らが市議会に対し寝屋川市駅移設反対を請願（『6738』） 7・4 放射線高分子研究所受け入れ、市議会協議会で採択（『朝日』）	8・6 第一回原水爆禁止世界大会 11・15 自由民主党結成、55年体制成立 4・1 売春防止法施行 10・19 日ソ共同宣言
一九五七	昭和三一		

一九五九	昭和三四	8月 中央小学校創立（『朝日』） 8月 水本村長に木下喜代次（『昭和36・6』） 11・8 寝屋川商業協同組合長・早子商店会長・八坂商店会長が市議会に寝屋川市駅移転・拡張を請願⑥739 11・10 初の市営住宅、高柳にできる（『朝日』） 2月 東大阪七市治水協議会、建設省へ波状陳情の方針決める（『朝日』） 2・8 水本村が町村合併特別委員会を開催（⑥761） 3・11 市議会が水本村との合併勧告取消し決議（『朝日』） 4・11 水本村が自治庁長官あてに寝屋川市との合併を請願（⑥762） 4月 大阪電気通信短期大学開設（『寝屋川市教育史』⑤） 9・20 原水爆禁止市民大会開催（『朝日』） 10・23 暴力排除市民大会開催（『朝日』） 10月 市宮結婚式始まる（『朝日』） 11・19 水本村燈油で警職法改正反対を決議（『朝日』） 12・1 京阪萱島車庫使用開始（『鉄路五十年』） 12・13 関西医大香里病院新館完成（『朝日』） 12・26 寝屋川市歌決まる（『朝日』） 12月 淀川左岸水害予防組合、改組され淀川左岸水防事務組合となる（『市誌』一九六六年267） この年寝屋川文化会、「寝屋川市文化会」と改称し、部会制度を導入（『寝屋川市教育史』二） この年秦・国松・大利・対馬江・池田集合住宅の建設が始まる（⑥741） 3・26 大阪府原子力平和利用協議会が関西研究用原子炉設置候補地を交野町星田とする（⑥678） 4・1 市域内五小学校の入学式、勤評阻止闘争の影響で校長不在のまま実施（『産経新聞』） 4・10 香里園で皇太子成婚慶祝記念テニス大会開催（『朝日』）	4・10 皇太子結婚式
		12・27 新国民健康保険法公布	

一九六〇	昭和三五	
5・1	市長に柏原真次当選（『朝日』）	
5・18	関西研究用原子炉の交野町設置に対し水本村議会が反対決議（⑥680）	
6・18	関西研究用原子炉の交野町設置に対し市議会が反対決議、原子炉設置反対特別委員会を設置（⑥682、683）	
6・29	大阪府原子力平和利用協議会が寝屋川市・水本村などに対して関西研究用原子炉設置の正式申し入れを行う（⑥686）	
7・31	西小学校分校設立と中央地区に小学校新設の請願二件、市議会が採択（『寝屋川市教育史』一）	
8・15	関西研究用原子炉設置説明会で水本村民が反対抗議、暴力事件発生（⑥693）	
9・18	市内の旧跡15ヶ所を市文化財に指定（高宮廃寺跡、トノ山古墳、菅相塚、神田の大クスノキ、鶯関跡、秦・高宮の条里制遺構、秦川勝の墓、観音寺跡、絶間の池跡、茨田親王塚、茨田遺跡、寝屋川運動場跡、茨田池、秦刀鍛冶邸跡、畠山義豊の墓）（『朝日』）	
9・20	寝屋川郵便局移転、寝屋川電話局・香里園電話局の新設が計画される（⑥744）	
10月	水本村への市議の差別発言が問題化（11月）（『朝日』、⑥765）	
10・24	関西研究用原子炉設置の交野町案、断念される（⑥697）	
10・24	市子ども会世話人連絡協議会（市子連）結成総会を第一中学校で開催（『寝屋川市教育史』一）	
10・29	柏原真次市長が関西研究用原子炉設置反対を表明（⑥699）	
12・7	関西研究用原子炉、四条畷町が候補地となる（⑥702）	
	この年市文化会短歌部が歌集「寝屋川」を発刊（『寝屋川市教育史』二）	
	この年市文化会好古部が発足（『寝屋川市教育史』二）	
	この年東大阪農業水利改良事業古川改修が八か年計画で着工（「東大阪農業水利改良事業竣工概要書」）	
4・1	成美小学校創立（西小学校内）（『寝屋川市教育史』二）	
4月	市奨学資金制度発足（『寝屋川市教育史』二）	

		一九六二	
		昭和三六	
6・1	工場誘致委員会が発足（『朝日』）		
6・4	茨田堤の遺跡発見（『朝日』）		
6・26	寝屋川キャンプ場開設（『寝屋川市教育史』二）		6・19 新安保条約自然承認
7・7	市学校保健会発足（『寝屋川市教育史』二）		
7・18	寝屋川郵便局の新庁舎完成、庁内に電報電話局設置（『朝日』）		
7・26	市議会に新市建設調査特別委設置（『朝日』）		
7月	市立伝染病隔離病舎を関西医大病院内に設置（『広報』）		
8・22	市工場設置促進措置要綱制定（『6734』）		
8・26	仁和寺に市内初の信号機設置（『朝日』）		
1・21	市老人クラブ連合会発足（『朝日』）		12・27 閣議、所得倍増計画を発表
2月	市ボランティア協会発足（『市誌』一九六六年158）		
2月	高柳郵便局開設（『広報』）		
3・16	枚方寝屋川給食協会発足（『朝日』）		
3・30	市議会が電話新規架設・ダイヤル式・電話取扱局一元化要望決議を行う（『6745』）		
4・1	市立第三中学校創立（『寝屋川市教育史』二）		
4・11	枚方寝屋川商工会議所が職業訓練所を設置（『朝日』）		
4・26	市が水本村合併に関する説明会を開催（『6781』）		
4月	市で小学校一年生の児童に教科書無償給与（『寝屋川市教育史』二）		
4月	大阪電気通信大学開設（『寝屋川市教育史』⑤）		
5・1	木田の排水機場完成（『朝日』）		
6・1	市が保険年金課を新設（『朝日』）		
6・28	水本村を市に合併（『6786』）		
6・28	水本村立小学校、明和小学校と改称、中学校は第四中学校と改称（『寝屋川市教育史』二）		

9・3	寢屋川電報電話局、秦に移転し自動ダイヤル式となる（『朝日』）
12月	日本塗料検査協会検査所、三井に設立（『朝日』）

9・16	第2室戸台風
11月	関西研究用原子炉の設置場所が熊取町に決定する。
